

仮想通貨・トークンに係る課税上の諸問題

A Study on Taxation Issues of the Crypto Currency

—所得課税の現状と今後の課税の在り方を中心に—

—Focusing on Income Taxation and Future Tasks—

柴田 冬樹

1 研究の目的

現状、仮想通貨と税法との関連の先行研究は乏しく、先行研究には明らかな事実誤認や誤訳、本質的検討に欠くものがある。また、仮想通貨全般を論ずるとしながらも事実上ビットコインのみを論じているものも散見され、これらの先行研究は著者が意図せずとも、2000種に及ぶ多様な仮想通貨及びトークン(以下、「仮想通貨等」という。)を論ずる上でのミスリードとなりかねず、それらの先行研究を是として引用した研究もまたその誤りを拡大することに繋がるおそれがある。

平成 29 年度の税制改正により、資金決済法の定義に該当する仮想通貨の取引に係る消費税は非課税とされた。一方で、所得税法上の取扱いは、2017 年 12 月 1 日に個人課税課情報第 4 号が公表され、2018 年 3 月 22 日及び 23 日の参議院財政金融委員会では、個人課税課情報第 4 号の取扱いの一部について、その根拠となる解釈について主税局長及び国税庁次長が答弁をしている。また、2018 年 11 月 21 日に仮想通貨関係 FAQ が公表されたが、国税庁見解に大きな進展はない。国税庁見解では、一部の仮想通貨等の所得区分や所得の計算方法について、原則として雑所得として取扱うとされている。当該見解において一部の仮想通貨等の取扱いは示されたが、他のアルトコインの取扱いについては明らかでない。また、当該見解は、為替取引及び FX 取引との類似性を根拠としていと考えられるが、仮想通貨等を通貨に準じるものとして取扱うのであれば、仮想通貨等の「通貨性」の検討を要するし、仮想通貨等取引を FX 取引や金融商品類似の取引として解するのであれば分離課税の可否も問題となる。

本論文は、多様な仮想通貨等の性質を指摘し、仮想通貨等の仕組み、私法上の性質及び経済的性質を考察した上で、主に所得税法に焦点を当

て、仮想通貨等に関連する所得がいずれの所得区分に属するかについて論じるとともに、他税目において税法上生じる問題点を指摘する。

2 研究の概要

仮想通貨の国際機関及び我が国の資金決済法上の定義を確認する。また、会計上は「活発な市場の有無」によって会計処理を異にすることが示された。その上で、国税庁見解における所得税法上の仮想通貨等の取扱いの問題点を諸外国の税制を踏まえた上で指摘している。当該見解は、為替取引を引き合いに出していることから、仮想通貨等を通貨に準じて捉えており、仮想通貨等の本質的な性質からその取扱いが導かれていない。仮想「通貨」という呼称に引きずられており、所得をその性質及び源泉により区分するという所得税法の基本理念に背馳する可能性がある。会計上の取扱い及び G20 サミットで「ソブリン通貨としての主要な属性に欠く」とし、「仮想通貨」ではなく「暗号資産」と繰り返し述べられている点は、所得の性質を検討する上で重要な示唆を与える。

仮想通貨等から生ずる所得は、技術的観点からも検討されなければ誤った結論へ導かれかねない。特に分散型台帳技術のうち P2P 技術及びコンセンサス・アルゴリズムは課税要件を検討する上で考察を欠いてはならない。また、私法上の性質及び経済的性質に関する考究も所得の性質を論ずる上で必要条件である。私法上は、P2P ネットワーク参加者のコンセンサス(合意)を財産権の拠り所とすべき旨を論じている。このアプローチに依拠すれば 2000 種ある多様な仮想通貨等に対して財産権を認めることができる。経済的性質の観点からは、ある仮想通貨等が支払手段等として機能するためには、高度な流通性を要し、高度な流通性を獲得して初めて当該仮想通貨等はその地域において「通貨性」を獲得する旨を示した。

これらの考察を基礎的前提として、我が国の所得税法上、仮想通貨等に関連する多様な所得がどのように解されるべきかを具体的に論考し、それぞれについて、所得稼得形態に応じたあるべき課税上の取扱いを論じている。また、消費税法上の規程の不十分性、法人税法上のあるべき取扱い、相続税法上の問題点等も指摘している。さらに、租税法全体の問題として、信義則の適用の可否を論じ、税収の推計の必要性を強く指摘した。国際課税の側面からも、仮想通貨等がスーパータックスヘイブンとなり得る可能性を強調し、サイバー空間で完結するデジタル経済に関しての活発な国際的議論の必要性を提起した。

本論文では、およそ 2000 種ある仮想通貨等を論じる上で、「通貨性の有無」により、その性質は異なることを示し、「通貨性の有無」の判断の基準も明示した。当該通貨性の有無によって、資産の性質は異なるため、税法上の取扱いも区別されるべきであり、その取扱いについて個別具体的に示した。

仮想通貨等に関する国税庁見解の結論には、伝統的な税法解釈との間で一部齟齬が見受けられ、租税法律主義を重視するのであれば、本論文で論じたような検討及び十分な説明がなされて初めて課税されるべきである。仮想通貨等の「暗号資産」は今この時も進化しているものであり、いずれ既存の税法の枠組みでの対応は限界を迎える。限界を迎えてからの事後対応ではなく、事前の十分な検討及びそれに基づいた迅速な対応が望まれる。急速な技術革新が進む時代に突入したいま、新たな時代を的確に捉えた学際的税法研究が必要である。

1 研究の目的

現状、仮想通貨と税法との関連の先行研究は乏しく、先行研究には明らかな事実誤認や誤訳、本質的検討に欠くものがある。また、仮想通貨全般を論ずるとしながらも事実上ビットコインのみを論じているものも散見され、これらの先行研究は著者が意図せずとも、2000種に及ぶ多様な仮想通貨及びトークン(以下、「仮想通貨等」という。)を論ずる上で事実上のミスリードとなりかねず、それらの先行研究を是として引用した研究もまたその誤りを拡大することに繋がるおそれがある。

平成 29 年度の税制改正により、資金決済法の定義に該当する仮想通貨の取引に係る消費税は非課税とされた。一方で、所得税法上の取扱いは、2017 年 12 月 1 日に個人課税課情報第 4 号が公表され、2018 年 3 月 22 日及び 23 日に開かれた参議院財政金融委員会では、個人課税課情報第 4 号の取扱いの一部について、その根拠となる解釈について主税局長及び国税庁次長によって答弁がなされた。また、2018 年 11 月 21 日に仮想通貨関係 FAQ が公表されたが、その内容は個人課税課情報第 4 号に根拠条文を加えた程度の内容であり、国税庁の見解に大きな進展はない。国税庁の見解では、一部の仮想通貨等の所得区分や所得の計算方法について、原則として雑所得として取扱うとされている。当該見解において一部の仮想通貨等の取扱いは示されたが、他のアルトコインの取扱いについては明らかでない。また、当該見解は、為替取引及び FX 取引との類似性を根拠としていると考えられるが、仮想通貨等を通貨に準じるものとして取扱うのであれば、仮想通貨等の「通貨性」の検討を要するし、仮想通貨等取引を FX 取引や金融商品類似の取引として解するのであれば分離課税の可否も問題となる。

本論文は、多様な仮想通貨等の性質を指摘し、仮想通貨等の仕組み、

私法上の性質及び経済的性質を考察した上で、主に所得税法に焦点を当て、仮想通貨等に関連する所得がいずれの所得区分に属するかについて論じるとともに、他税目において税法上生じる問題点を指摘する。

2 研究の概要

第1章 仮想通貨・ICOの意義及び定義

本章では、仮想通貨の沿革を辿りながら仮想通貨等の仕組みを考察し、国際機関及び我が国の資金決済法上の定義を確認する。特に G20 サミットで仮想通貨等が「ソブリン通貨としての主要な属性に欠く」とし、「仮想通貨(virtual currencies)」ではなく「暗号資産(crypto-assets)」と繰り返し述べられている点は、仮想通貨等から発生する所得の性質を検討する上で重要な示唆を与える。また、我が国において、会計上は「活発な市場の有無」によって会計処理を異にすることが示されている。当該会計上の取扱いは、既存の会計基準で仮想通貨等に対応できないことから公表されたものであり、税法上も、新たな概念・技術である仮想通貨等に対して何らかの新たな基準の必要性を示唆するものである。

第2章 仮想通貨等に関する税制の現状

国税庁見解における所得税法上の仮想通貨等の取扱いは、為替取引を引き合いに出していることから、実際に支払手段等としての機能を具備するか否かに関わらず、仮想通貨等を通貨に準じて捉えている。すなわち、仮想通貨等の本質的な性質から所得税法上の取扱いが導かれておらず、資金決済法の仮想「通貨」という呼称に引きずられた取扱いとなっており、所得をその性質及び源泉により区分するという所得税法の基本理念に背馳している。

また、本章では 16 か国以上の諸外国における仮想通貨等の税制を示した。先進諸外国では既存の税法体系の中で、解釈により仮想通貨等に

課税を行う公的見解が示されている。その他の諸国においては、分離課税を適用する国家や、積極的に仮想通貨等に関する立法を行い、自国の仮想通貨等の税制を国際的に有利にし、資本を呼び込もうとする動きもある。

第3章 仮想通貨等の技術的バックボーン

仮想通貨等の技術的バックボーンの検討を欠いて所得の性質を論ずることは誤った結論へ導かれかねないため、当該検討は仮想通貨等と所得税法を論じる上での基礎的前提として重要性を有する。ブロックチェーン・分散型台帳技術(以下、「DLT」という。)は、①台帳を管理するデータベース技術、②暗号学的ハッシュ関数、③公開鍵暗号技術、④P2P技術、⑤コンセンサス・アルゴリズムという5つの技術の総体として構成されている。特に④及び⑤は課税要件を検討する上で、考察を欠いてはならない。

マイニングはくじ引きのようなものと説明されることから、マイニングによる新規発行益は一時所得該当性の検討が必要である。ファイナリティ問題は「マイニングに成功した時点」と「実際に使用可能になった時点」のどちらで所得を認識するのかという課税時期の検討が必要となる。一部の仮想通貨等の仕組みは、同種資産の交換とも捉えられ、所得税法上の課税の繰延べの取扱いとの関係についての問題が提起される。

第4章 仮想通貨等の性質

資金決済法において仮想通貨は既存概念にはない「財産的価値」という表現で定義された。現実として仮想通貨等は売買取引等の対象となっているのであり、財産的価値を有することは明らかであるから、私法上、財産権は結論としては認められるべきである。本論文では、仮想通貨等に関し私法上どのように財産権を認めるかについて、P2Pネットワーク

参加者のコンセンサス(合意)をその拠り所とすべき旨を論じている。このアプローチに依拠すればおよそ 2000 種ある多様な仮想通貨等に対して財産権を認めることができる。

次に、仮想通貨等の経済的性質の観点から、仮想通貨等が国税庁見解でいうような通貨に準ずるものとして取扱われていることの妥当性及びそもそも多様な仮想通貨等を一律に規律できるのかについて考察する。ある仮想通貨等が支払手段等として機能するためには、高度な流通性を要する。高度な流通性を獲得して初めて当該仮想通貨等はその地域において「通貨性」を獲得したことになる。通貨性を獲得していない仮想通貨等は、G20 の言うように「暗号資産」として扱われるべきである。

また、ICO により発行されるトークンについて 6 つに類型化し、我が国における法律上の性質及び税法上問題となる点を指摘している。

第 5 章 仮想通貨等と所得税

前章までの仮想通貨等に関する技術的バックボーン、私法上の性質及び経済的性質を基礎的前提として、我が国の所得税法上、仮想通貨等に関連する多様な所得がどのように解されるべきかを具体的に論考し、それぞれについて、あるべき課税上の取扱いを論じている。

仮想通貨等の財産的価値は、仮にウォレットの秘密鍵を国内の者が有していたとしても、当該財産的価値自体は技術的に全世界に分散されているため、条文上の「国内にある資産」や「国内源泉所得」に該当するののかという問題がある。また、取引所等によってその価額は異なるし、相対取引による取引価額が時価といえるのかについても疑問が残る。

マイニング等に成功してもすぐに使用可能とならない点及びファイナリティ問題が存在する点から、所得税法上の権利確定主義を採ることはできない。したがって、原則的な権利確定主義によるのではなく、管

理支配基準を適用し、実際に使用可能となった時点で、当該仮想通貨等の所得を認識すべきである。

マイニング等保証作業を事業として営んでいる場合には、事業所得に区分されることが妥当である。当該保証作業が事業所得に該当するか否かは、生活を維持できる程度の所得が発生しているか否か(以下、「生活維持基準」という。)によって判断されるべきであり、本論文では当該基準を満たすための3つのメルクマールを示した。

保証作業を特定の仮想通貨等のP2Pネットワークを維持するための役務提供と捉えれば、保証作業の報酬を当該役務提供の対価と解し、いずれのコンセンサス・アルゴリズムを採用する仮想通貨等であっても個別に検討する必要性はなく、一律に論じることが可能となる。すなわち、当該役務提供の対価が、前述した事業所得の要件を満たすのであれば、事業所得に該当し、満たさないのであれば雑所得に該当することとなる。

仮想通貨等を使用・売却し、利益を法定通貨で得た場合に、当該利益がいずれの所得区分に属するかについては、まず譲渡所得該当性が検討され、次に生活維持基準により事業所得該当性を検討し、これらに該当しない場合にはじめて雑所得と区分されなければならない。

仮想通貨等証拠金取引においては、現行の証拠金取引(FX取引)の取扱いが妥当し、生活維持基準を満たし事業所得に該当しない限り、雑所得に区分されると解すべきである。また、仮想通貨等証拠金取引についても分離課税を適用すべきであるから、立法的解決が求められる。

仮想通貨等同士の間での交換については、ループホールとしないためにも、交換時点において課税がなされるべきである。ハードフォーク及びエアードロップにより得た所得に関しては、一時所得としての要件を満たすため、原則雑所得とする国税庁見解は疑問が残る。また、仮想通貨等に

より給与が支払われた場合には、支払者に源泉徴収義務が生じると解せる。仮想通貨等の先物取引やETF取引によって得た所得に関しても、先物やETFの対象物が何であるかは取引の性質に影響しないため、現行税制と整合的な取扱いがなされなくてはならない。

第6章 仮想通貨等に対する課税上のその他の課題

消費税法上、資金決済法上の仮想通貨の定義に該当しない仮想通貨等の取扱いが不明である。現状、当該定義に該当しない仮想通貨等の取引は課税取引と解すべきであるが、通貨性のない仮想通貨等は「暗号資産」であり、金融商品類似の取扱いとして非課税とされるべきである。また、仮想通貨等の貸付けの利子に関する規定がなく、仮想通貨等を通貨に準じて支払手段として取扱うのであれば、その利子は非課税とされるべきであるし、仮想通貨等を金融商品類似のものとして取り扱う場合においても、貸株同様、非課税とされるべきである。

法人税法上、法人が保有する仮想通貨等は資産として取り扱われるべきであるが、当該仮想通貨等が通貨性を有するか否かによって、取扱いは区別されるべきである。通貨性を有する仮想通貨等の場合、外国通貨の取扱いが妥当し、期末換算を行い、益金又は損金の額に算入すべきである。他方で、通貨性を有さない仮想通貨等の期末の評価損益に関しては、資産の評価損益は益金及び損金に算入しないと規定されているため、これに準じるべきである。ただし、短期売買商品に該当する場合、時価評価損益の益金又は損金算入が認められることとなる。

相続税法上、仮想通貨等につき、そもそも権利者が誰であるかについての疑義が残る。また仮想通貨等のサイバー空間にある財産的価値が我が国の法施行地内にあるといえるのかについても整理が必要である。その他、当該仮想通貨等を相続財産とした場合に、時価が何を指すのかに

についても、仮想通貨関係 FAQ の回答では足りず、踏み込んだ議論が必要である。

租税法全体の問題として、国税庁見解の重大な疑義に対する納税者の信義則の適用の可否を示し、税収の推計の必要性を強く指摘した。国際課税の側面からも、仮想通貨等がスーパータックスヘイブンとなり得る可能性を強調し、サイバー空間で完結するデジタル経済に関しての活発な国際的議論の必要性を提起した。

3 結論

およそ 2000 種ある仮想通貨等を論じる上で、「通貨性の有無」により、その性質は異なることを示し、「通貨性の有無」の判断の基準も明示した。当該通貨性の有無によって、資産の性質は異なるため、税法上の取扱いも区別されるべきであり、あるべき取扱いについて個別具体的に示した。

仮想通貨等に関する国税庁見解の結論には、我が国の従来 of 税法解釈との間で一部齟齬が見受けられ、租税法律主義を重視するのであれば、本論文で論じたような検討及び十分な説明がなされて初めて課税されるべきである。また、現状においては、既存の税法解釈の枠組みの中で対応することは不可能ではないが、仮想通貨等の「暗号資産」は今この時も進化しているものであり、いずれ既存の税法の枠組みでの対応は限界を迎える。限界を迎えてからの事後対応ではなく、本論文で示したような仮想通貨等に関する基礎的前提の下、事前の十分な検討及びそれに基づいた迅速な対応が望まれる。十分な検討を欠いた拙速な対応は、納税者の混乱を招くばかりか、ループホールを生じさせる可能性がある。急速な技術革新が進む時代に突入したいま、新たな時代を的確に捉えた学際的税法研究が必要である。

目次

はじめに	1
第1章 仮想通貨・ICOの意義及び定義	4
第1節 仮想通貨の起源	4
第2節 仮想通貨の概念・定義	6
1 OECDによる仮想通貨の定義	6
2 FATFによる仮想通貨の定義	7
3 IMFによる仮想通貨の定義	8
4 我が国における資金決済法上の仮想通貨の定義	9
5 G20サミットにおける宣言	13
第3節 ICOの意義	14
第4節 我が国の会計上の仮想通貨等の意義及び取扱い	15
1 活発な市場の判断の基準	16
2 活発な市場が存在する仮想通貨等の会計処理	16
3 活発な市場が存在しない仮想通貨等の会計処理	17
4 活発な市場の判断の変更時の取扱い	17
5 会計上の取扱いが税法上の取扱いに与える示唆	17
第5節 小括	18
第2章 仮想通貨等に関する税制の現状	20
第1節 我が国の仮想通貨等に対する課税上の取扱い	20
1 仮想通貨の売却	21
2 仮想通貨での商品の購入	22
3 仮想通貨と仮想通貨の交換	23
4 仮想通貨の取得価額	23
5 仮想通貨の分裂(分岐)	24

6	仮想通貨に関する所得の所得区分	24
7	損失の取扱い	25
8	仮想通貨の証拠金取引	25
9	仮想通貨のマイニング等	27
第2節	諸外国の仮想通貨等に対する課税上の取扱い	29
1	先進諸国の仮想通貨等税制の在り方	29
2	その他の諸国の仮想通貨等税制の在り方	37
第3節	小括	42
第3章	仮想通貨等の技術的バックボーン	45
第1節	仮想通貨等とブロックチェーン・分散型台帳技術	45
1	ブロックチェーン・分散型台帳技術の意義	45
2	ブロックチェーン・分散型台帳技術の類型	47
第2節	コンセンサス・アルゴリズムの主な類型	49
1	プルーフ・オブ・ワーク	49
2	プルーフ・オブ・ステーク	52
3	デリゲート・プルーフ・オブ・ステーク	53
4	プルーフ・オブ・インポータンス	54
5	プルーフ・オブ・バーン	55
6	プラクティカル・ビサンチン・フォールト・トレランス	56
第3節	仮想通貨等の保管と帰属	57
1	ホットウォレットとコールドウォレット	58
2	WEBウォレット	58
3	ハードウェアウォレット	58
4	ソフトウェアウォレット	59
5	ペーパーウォレット	59

6 仮想通貨等の帰属	59
第4節 小括	60
第4章 仮想通貨等の性質	62
第1節 仮想通貨等の法的性質	62
1 物権アプローチとその問題点	63
2 準物権アプローチとその問題点	64
3 債権アプローチとその限界	65
4 通貨的アプローチとその問題点	66
5 コンセンサス・アプローチによる財産権の認定	66
第2節 仮想通貨等の経済的性質	68
1 仮想通貨等の「通貨性」の検討	68
2 仮想通貨等の信用の裏付け	70
3 支払手段等として機能を有するか否かの判断	72
4 流通性の程度の客観的判断基準	73
5 新たに「高度な流通性」を獲得した仮想通貨の取扱い	74
6 仮想通貨等の価値の根拠	75
第3節 ICOの種類とトークンの性質	77
1 仮想通貨型トークン	77
2 法定通貨型トークン	78
3 会員権型トークン(優待型トークン)	78
4 商品券型トークン(プリペイド型トークン)	79
5 ファンド持分型トークン(配当型トークン)	80
6 プラットフォーム(アプリケーション)型トークン	80
第4節 小括	81
第5章 仮想通貨等と所得税	83

第1節 仮想通貨等の課税要件の検討	83
第2節 マイニング等保証作業で得た所得	85
1 保証作業により得た所得の帰属と課税時期	86
2 事業所得該当性の検討	88
3 一時所得該当性の検討	93
4 雑所得該当性の検討	95
5 必要経費の取扱い	97
第3節 クラウドマイニングで得た所得	97
第4節 犯罪行為により取得した仮想通貨等の所得	98
第5節 仮想通貨等の使用・売却により得た所得	100
1 譲渡所得該当性の検討	101
2 事業所得該当性の検討	107
3 雑所得該当性の検討	107
第6節 仮想通貨等証拠金取引で得た所得	108
1 租税特別措置法第41条の14の適用可能性	108
第7節 仮想通貨等同士の間換により得た所得	110
1 交換の特例(課税繰延)の適用可否	112
第8節 ハードフォークにより得た所得	114
1 利子所得該当性の検討	115
2 一時所得該当性の検討	115
第9節 エアードロップにより得た所得	116
1 一時所得該当性の検討	117
2 雑所得該当性の検討	118
第10節 仮想通貨等と所得税に関するその他の論点	118
1 給与所得該当性の検討	118

2	利子・配当所得該当性の検討	119
3	仮想通貨等に関する損益通算の取扱い	121
4	仮想通貨等先物取引・仮想通貨等 ETF で得た所得	124
第 1 1 節	国外転出時課税制度との関係	125
第 1 2 節	小括	126
第 6 章	仮想通貨等に対する課税上のその他の課題	128
第 1 節	仮想通貨等と消費税法との諸問題	128
第 2 節	仮想通貨等と法人税法との諸問題	130
第 3 節	仮想通貨等と相続税法との諸問題	133
第 4 節	任意性のある支払いにより得た所得の取扱い	136
第 5 節	信義則の適用可能性の検討	137
第 6 節	税収の推計の必要性	139
第 7 節	仮想通貨等と国際課税における諸問題	141
1	ポスト BEPS としての議論の必要性	142
2	スーパータックスヘイブンへの対応の必要性	142
第 8 節	小括	145
おわりに	147
参考文献等	149

《凡 例》

1. 法令等の略号は、次の例による。

所法・・・所得税法

所令・・・所得税法施行令

所規・・・所得税法施行規則

法法・・・法人税法

法令・・・法人税法施行令

法規・・・法人税法施行規則

相法・・・相続税法

消法・・・消費税法

消令・・・消費税法施行令

措置法・・・租税特別措置法

措置令・・・租税特別措置法施行令

措置規・・・租税特別措置法施行規則

2. 判決の引用についての略号は、次の例による。

最判・・・最高裁判所判決

なお、例えば最高裁第三小法廷判決は最三判と表記する。

高判・・・高等裁判所判決

地判・・・地方裁判所判決

3. 判例集の引用についての略号は、次の例による。

民集・・・最高裁判所民事判例集

刑集・・・最高裁判所刑事判例集

集民・・・最高裁判所裁判集民事編

訴月・・・訴訟月報

税資・・・税務訴訟資料

《 記載 URL 最終参照日 》

本論文に記載の URL の最終参照日は 2018 年 12 月 20 日である。

《 国・地域の名称 》

諸外国の名称は、外務省の国・地域一覧の例による。以下の URL で参照できる。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)

はじめに

2009年にビットコインが誕生して以来、仮想通貨は様々な発展を遂げ、その種類はおよそ2000種類¹、市場規模は約38兆円に上る²。仮想通貨の技術的バックボーンであるブロックチェーン・分散型台帳技術は今後世の中に大きな変革をもたらす可能性があり、主要メガバンクのみならず日本銀行も円との固定相場制である法定通貨ペッグの独自の仮想通貨³の開発に乗り出している⁴。

新しい概念・技術である仮想通貨(Virtual Currencies)ないし暗号通貨(Crypto Currencies)について、我が国では、2016年4月1日に「資金決済に関する法律」(以下、「資金決済法」という。)において「仮想通貨」として定義された。この定義は主に利用者保護と仮想通貨交換業者等を規制するためのものであり、仮想通貨の私法上の性質は未だ不明確である。

資金決済法においては仮想通貨の定義付けがなされたが、本定義に当てはまる仮想通貨についての税法上・税制上の取扱いについては消費税法を除き法定されていない。したがって、現状では、既存の税法の解釈に依らざるを得ないが、本定義を税制上もそのまま借用してよいかについても十分な議論がなされていない。

¹ Coin Market Capitalizations(<https://coinmarketcap.com/all/views/all/>)の一覧表より。当該WEBサイトは、我が国の「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」のほか、欧州中央銀行(ECB)「Virtual currency schemes – a further analysis」(2015年)でも引用されている。

² 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会(第4回)議事録」(2018年6月15日)

³ 一般に「デジタル通貨」という。類似概念として「ステーブルコイン(stable coin)」と呼ばれるものがあるが、stable coinには、(i)法定通貨によって価値・信用を担保するもの(例えばUSDTというコインやTSUDというコインがこれに該当する)、(ii)仮想通貨によって価値・信用を担保するもの(例えばDAIというコインがこれに該当する)、(iii)特に担保はないが価値・信用の安定を目指しているもの(例えばBasisというコインやSagaというコインがこれに該当する)などの種類があり、論者によっては、デジタル通貨とほぼ同義で使われている語であり注意が必要である。

⁴ 例えば、ベネゼエラ・ポリバル共和国、アラブ首長国連邦はデジタル通貨を発行した。我が国でも民間企業であるGMOインターネットが円と連動する仮想通貨を2019年度を目処に発行することを2018年10月9日に発表した。

また、本定義に当てはまらない仮想通貨や、主にスタートアップで用いられている資金調達方法である ICO(Initial Coin Offering)により発行されるトークン（以下、資金決済法の仮想通貨の定義に該当するものと該当しないものの両者及び ICO により発行されるトークンを含めた語として「仮想通貨等」という。）についても取扱いが示されておらず、納税者の予測可能性が満たされていない。

消費税法上の取扱いについては、平成 29 年度の改正により、資金決済法の定義上の仮想通貨の取引に係る消費税は非課税とされた。一方で所得税法上の取扱いは、国税庁が WEB サイト⁵上で 2017 年 12 月 1 日に個人課税課情報第 4 号⁶を公表し、2018 年 11 月 21 日に仮想通貨関係 FAQ を公表した⁷。当該見解によれば、主にビットコインなどの一部の仮想通貨の所得区分や所得の計算方法について原則として雑所得として取扱うとしている。当該見解においてビットコインを始めとした一部の仮想通貨等についての取扱いは示されたが、他のアルトコイン⁸についての取扱いについては不明である。また、これらの見解の内容は為替取引及び FX 取引との類似性を根拠としていると考えられるが、仮想通貨等に関する所得が雑所得に分類されるのであれば、雑所得以外の所得に該当しないことを明らかにする必要がある。加えて、仮想通貨等を通貨に準じるものとして取扱うのであれば、仮想通貨等の「通貨性」の検討

⁵ 「ホームページ」という語は WEB ブラウザを起動した時に最初に表示されるページのことを指す語であり、WEB サイトは WEB ブラウザで閲覧できるインターネット上の特定の URL のことである。論説によっては「ホームページ」という語の誤用があるため注意を要するが、当該誤用のある論説は、最低限の IT の視座に欠く可能性を示唆する。

⁶ 国税庁個人課税課「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」個人課税課情報 第 4 号(2017 年 12 月 1 日)

⁷ 『仮想通貨関係 FAQ』の公表については以下の URL を参照。
(<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/index.htm>)

⁸ ビットコイン以外の仮想通貨等をアルトコイン又はオルトコイン(Alternative Coin)という。

を要するし、仮想通貨等取引を FX 取引や金融商品類似の取引として解するのであれば分離課税の可否も問題となる。

現状、仮想通貨等と税法との関連の先行研究は乏しく、先行研究には明らかな事実誤認や誤訳、本質的検討に欠くものがある。また、仮想通貨全般を論ずるとしながらも事実上ビットコインのみを論じているものも散見され、これらの先行研究は著者が意図せずとも、2000 種に及ぶ多様な仮想通貨等を論ずる上で事実上のミスリードとなりかねず、それらの先行研究を是として引用した研究もまたその誤りを拡大することに繋がるおそれがある。

多様な仮想通貨等⁹の性質を整理し、所得の源泉や稼得形態に応じた性質による分類及び考察が求められるところ、本論文では、仮想通貨等の仕組み、我が国及び諸外国の仮想通貨等に関する税制、私法上の性質及び経済的性質を考察した上で、主に個人の所得税に焦点を当て、我が国の所得税法に照らして仮想通貨等に関連する所得がいずれの所得区分に属するかについて考究するとともに、他税目等において税法上生じ得る問題点を指摘する。

⁹ 例えば、仮想通貨等に関して、以下の報告書では様々な角度からの分類方法が試みられている。Crypto Compare「Cryptoasset Taxonomy Report 2018」(2018年10月)
(<https://www.cryptocompare.com/media/34478555/cryptocompare-cryptoasset-taxonomy-report-2018.pdf>)

第1章 仮想通貨・ICOの意義及び定義

所得税法上、所得はその性質に応じて10種類に分類される(所法第21条1項)。仮想通貨等に関する所得の性質を論じるためには、その所得の源泉である仮想通貨(Virtual Currency)ないし暗号通貨(Crypto Currency)の性質や特徴を検討することが必要である¹⁰。そして仮想通貨等の性質や特徴を検討するためには、その構造や仕組みを考察することを要する。仮想通貨という新たな概念に対し、その技術的バックボーンへの理解を欠いた法律上の考察は、誤った解釈や結論につながる。

原初の仮想通貨であるビットコインは種々の仮想通貨等において、現状では基軸通貨のような役割をしており、仮想通貨等の中でも検討する重要性が高いが、仮想通貨等は現在2000種に及び、ビットコインに対する検討のみでは十分ではなく、ビットコインから派生した種々のアルトコインに対する考察を欠いては仮想通貨等一般について論じる上で不十分である。

本章では、仮想通貨等の沿革を辿りながら、その定義を確認し、仮想通貨等の仕組みを考察する。

第1節 仮想通貨の起源

仮想通貨等の技術的バックボーンであるブロックチェーン・分散型台帳技術(Distributed Ledger Technology、以下「DLT」という。) ¹¹及びコンセンサス・アルゴリズム(Consensus Algorithm、以下、「CA」と

¹⁰ 諸外国ではCrypto Currency(Currencies)又はCrypto Assetsとの語が一般的である。後述するG20サミットに出席した我が国の財務副大臣も財政金融委員会で同様の旨の発言をしている。英語の問題として、単数形・複数形は各原著に忠実に記している。

¹¹ 「ブロックチェーン」という語と「分散型台帳技術」という語は同義として論じられることが多い。前者は、ブロックの連なりに技術的主眼が置かれており、後者は、後述するP2Pネットワークによる分散に技術的主眼が置かれていると筆者は考える。税法との関係において特に重要なのは後者のP2Pネットワークによる分散技術であるので、本論文ではDLTと積極的に表記する。

いう。)は、原初の仮想通貨であるビットコインをベースに開発されてきた。したがって、仮想通貨等一般を理解するためには、特にビットコインに対する理解を深めることは必要条件である。

ビットコインは、暗号化技術に関するメーリングリスト¹²に Satoshi Nakamoto¹³によって 2008 年 11 月 1 日に投稿された論文「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System¹⁴」に基づき開発された。

この投稿の中では、その特徴として以下の事項が強調されている。

- ① 二重支払が P2P ネットワーク¹⁵によって防止されること
- ② 中央集権的管理が不必要であること
- ③ 利用者が匿名を維持できること
- ④ 新規発行はハッシュ関数¹⁶を用いたプルーフ・オブ・ワーク¹⁷ (Proof of Work、以下「PoW」という。)によって行われること
- ⑤ 新規発行に PoW を用いることが二重支払を更に防止すること

また、論文内では、上記の事項の他に以下の事項が特徴であると述べられている。

(ア) 金融機関を介さず直接オンライン取引が可能になること

(イ) 取引コストの低減による少額取引の可能性の拡大

¹² クリプトグラフィメーリングリストは以下の URL を参照。

(<https://www.mail-archive.com/cryptography@metzdowd.com/>)

¹³ WEB 上での仮名であり、現在なお正体は明かされていない。

¹⁴ 投稿当時の Satoshi Nakamoto らのやり取り及び当該論文は以下の URL を参照。
(<https://www.mail-archive.com/cryptography@metzdowd.com/msg09959.html>)

¹⁵ ネットワーク上で対等な関係にある端末間を相互に直接接続し、データを送受信する通信方式のこと。Peer to Peer を P2P と表記する。

¹⁶ 与えられた入力値から、規則性のない固定長の値を生成する暗号化演算手法のこと。得られた値を「ハッシュ値」又は「ダイジェスト」と呼ぶ。ハッシュ値は不可逆性を有し、ハッシュ値から入力値を再現すること(復号)及び同じハッシュ値を持つ異なるデータ(入力値)を作成することは事実上不可能である。ハッシュ関数には種類があり、例えばビットコインでは、RIPEMD-160 と SHA-256 が使われている。

¹⁷ CA の一種。詳しくは第 3 章第 2 節で述べる。

(ウ) 取引相手に対する信用に依存しない不可逆的取引の実現¹⁸

当該論文では、後述する種々の技術的仕組みによって上記の特徴が実現可能であることが述べられている。すなわち、DLTに関する仕組みは、既存技術であるハッシュ関数及び公開鍵と秘密鍵を用いた暗号技術¹⁹等によって実現される。

ビットコインの設計の背景には、通貨を「特定の権威を置くのではなく、参加者全員による民主的な方法で通貨システムを運営・維持しよう²⁰」という理念があるとされる。アルトコインもそれぞれ目的や理念を掲げており、それを達成・実現するための設計が試みられている。特定の仮想通貨等を保有する動機の1つは、その仮想通貨等の目的や理念への期待にある。

第2節 仮想通貨の概念・定義

2009年に仮想通貨が誕生して以来、仮想通貨という概念や定義について国際的な場でも様々な論議がなされてきたが、普遍的な定義は整理されていない。一方、我が国では資金決済法によって仮想通貨を定義付けたが、当該定義に該当しないものも存する。本節では仮想通貨という新たな概念に対する国際的な理解を時系列に沿って整理し、我が国における仮想通貨の定義を確認する。

1 OECDによる仮想通貨の定義

OECD(経済協力開発機構)は2014年9月にBEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクト行動1において、Virtual Currenciesを

¹⁸ 取引をする場合、一般に相手方の信用力(支払能力)に関する調査を要するが、ビットコインではその調査に要するコストが掛からないと説明されている。

¹⁹ 暗号化と復号に別個の鍵を使用する。送信側は閉める鍵(公開鍵)で暗号化し、開ける側は開ける鍵(秘密鍵)で複合する。したがって、鍵の受け渡しの必要がない。

²⁰ 齊藤賢爾「ビットコインというシステム」『法とコンピュータ』33号(法とコンピュータ学会、2015年)、21頁。

「政府が発行する法定通貨によって裏付けられない電子交換単位」と定義し、ゲーム内通貨²¹だけでなく、P2P技術と暗号化技術を用いてトランザクションを行うことができる Crypto Currenciesを含んだ概念として説明している。また、ビットコインの場合、本人確認情報が提供されていないことから、取引の匿名性を問題視している²²。なお2015年10月に公表された BEPS プロジェクト最終報告書においても同旨である²³。

このように OECD は Virtual Currency(直訳すれば「仮想通貨」)は Crypto Currency(暗号通貨)を内包する概念として位置付けている。

2 FATFによる仮想通貨の定義

FATF(金融活動作業部会)は、2014年6月27日に公表したレポートにおいて、Virtual Currencyは「電子取引に使用できる価値であり、①交換手段、②計算の単位²⁴、③価値の貯蔵手段²⁵の全てあるいはいずれかの機能を有するが、いずれの法域でも法定通貨としての地位は有さないもの²⁶」と定義している²⁷。また、上記通貨の3つの機能(以下、「通貨の三機能」という。)は Virtual Currency の利用者内部でのみ機能す

²¹ ゲーム内等の特定のコミュニティにおいて用いられ、管理者又は第三者との間で換金することや実際の物やサービスの対価として使用できるもの。

²² OECD「OECD/G20 base Erosion and Profit shifting Project Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy Action1: 2014 Deliverable」(2014年9月)、59頁-60頁。

²³ OECD「OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy ACTION1: 2015 Final Report」(2015年10月)、46頁。日本語訳としては、本庄資『(仮訳)電子経済の課税上の課題への対応 行動1-2015年最終報告書』(経済協力開発機構 租税政策・税務行政センター、2017年8月)、53-55頁を参照。

²⁴ 「計算の単位」は経済学でいうところの「価値の尺度」である。

²⁵ これら①~③の3つの機能は、経済学において貨幣の機能として知られている。

²⁶ FATF「Virtual Currencies Key Definitions and Potential AML/CFT Risks」(2014年6月)、4頁。

²⁷ FATFは、2012年にECB(欧州中央銀行)がVirtual Currencyを「開発者によって発行・支配され、特定のコミュニティのみで使用される無規制のデジタル通貨」と定義したことについて、現状では、規制対象となり、中央集権的でないビットコインなどがあることから、非常に限定的な定義であると述べている。

るものと述べている。なお、2015年6月26日に公表された仮想通貨に関するガイダンスでも同様の定義が踏襲されている²⁸。当ガイダンスでは「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すべきである」と勧告した。

以上のように FATF は、OECD が Crypto Currency と位置づけているものを Virtual Currency として定義している。

また、後述する G20 の指摘に対応して 2018 年 10 月 19 日に公表された「Regulation of virtual assets²⁹」では、「virtual assets」という語を「電子的に取引又は移転され、支払手段又は投資目的で使用可能なデジタル表現であり、①交換手段、②計算の単位、及び・又は(and/or)③価値の貯蔵手段として機能するもの」と定義した。交換手段及び計算の単位としての機能を有すると定義されたが、and/or とした上で価値の貯蔵手段を述べていることから、価値の貯蔵手段としての機能には懐疑的な姿勢が伺える。しかし、交換手段として機能するのは、価値の貯蔵がなされているからであり、本定義は矛盾を孕むものである。なお、FATF は virtual assets は法定通貨とは性質が異なることを強調している。

3 IMFによる仮想通貨の定義

IMF(国際通貨基金)は2016年1月20日に公表したノート³⁰において、Virtual Currencies を「民間の開発者によって発行され、独自の計算の単位で命名された電子的に表現される価値」と定義し、「取得、貯蓄、ア

²⁸ FATF「GUIDANCE FOR A RISK-BASED APPROACH VIRTUAL CURRENCIES」(2015年6月)、26頁。

²⁹ FATF「Regulation of virtual assets」(2018年10月)

³⁰ IMF「IMF STAFF DISCUSSION NOTE—Virtual Currencies and Beyond: Initial Considerations」(2016年3月)、7-9頁。

アクセスが可能で、電子的に取引が行われ、合意した当事者間で様々な目的で使用されるもの」であり、電子マネーやポイントを内包する広い概念とした上で、Crypto Currencies は、「非中央集権的かつ法定通貨建てでなく、換金可能で、暗号化技術を用いたもの」と説明している。また、仮想通貨に関する普遍的な定義はまだ存在しないとした。IMF は Virtual Currencies の種々の便益を認めながらも、マネーロンダリングやテロ資金、脱税や詐欺のリスクを指摘している。

IMF は、FATF と異なり、OECD と同様に Crypto Currencies という語を用いて Virtual Currency と区別して定義を行っており、また非中央集権的であることを要件としている。

なお、2018 年 10 月 3 日に公表された「World Economic Outlook, October 2018」では、「暗号資産の急速な成長が国際金融システムに新たな脆弱性を生み出す³¹⁾」と警鐘を鳴らしている。後述する G20 と同様に「暗号資産(Crypto Asset)」という語を用いている。

4 我が国における資金決済法上の仮想通貨の定義

我が国では、前述の 2015 年 6 月 26 日の FATF のガイダンス及び 2015 年 6 月 8 日の G7 エルマウ・サミット首脳宣言³²⁾の後、2015 年 12 月 22 日に「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」(以下、「決済 WG 報告」という。)を金融庁金融審議会が公表した。決済 WG 報告では、利用者保護及びマネーロンダリング・テロ資金供与に対す

³¹⁾ IMF 「World Economic Outlook, October 2018」(2018 年 10 月 3 日)、22 頁。以下の URL で参照できる。(https://www.imf.org/~media/Files/Publications/WEO/2018/October/English/main-report/Text.ashx?la=en)

³²⁾ 首脳宣言では、「テロ及びその資金調達との闘い」の文脈において「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。我々は、金融活動作業部会(FATF)により行われている活動の重要性を再確認し、この活動に積極的に協力することにコミットする。我々は、強固なフォローアップ・プロセスを通じたものを含め、FATF の基準の効果的な履行を確保するために努力する。」と述べられている。

る観点から仮想通貨交換所を規制することが提言された³³。そして2016年5月25日に成立した「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、2017年4月1日に資金決済法等が改正された³⁴。

資金決済法第2条第5項各号は仮想通貨を定義付けしており、同項第1号において仮想通貨は「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」(以下、「1号仮想通貨」という。)と定義している。

1号仮想通貨の定義を整理すると、以下の全てを満たすものが該当する。

- ① 不特定の者に対して弁済手段として使用できること
- ② 不特定の者を相手方として売買が可能であること
- ③ 電子情報処理組織を用いて移転できること
- ④ 法定通貨及び通貨建資産ではないこと
- ⑤ 財産的価値であること

また、同項2号において「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理

³³ 金融庁金融審議会「決済WG報告書」27-31頁。

³⁴ FATFは、2014年6月27日、日本政府に対し必要な法整備が遅れているとして、早期の対応を求める対日声明を発表しており、2019年に迎えるFATF第4次対日相互審査の評価への懸念もあつての早期対応であると考えられる。

組織を用いて移転することができるもの」(以下、「2号仮想通貨」という。)とされた。

2号仮想通貨の定義を整理すると、以下が該当要件となる。

- (ア) 不特定の者に対して1号仮想通貨と交換ができること
- (イ) 電子情報処理組織を用いて移転することができること
- (ウ) 財産的価値であること

我が国のこれら定義は2015年6月26日のFATFのガイダンスに則ったものとされる³⁵。しかし、「FATFの定義は明らかに間違っており、また仮想通貨が流通性と汎用性を持つ決済手段であるとする…(中略)…は言い過ぎである³⁶」との指摘もあり、本論文でもその旨を明らかにする。FATFの誤った定義に基づくガイダンスに則り我が国で仮想通貨が資金決済法により定義されているのであれば、その定義に基づいて示された課税上の取扱いもまた誤ったものとなり、二重の誤謬が生じていることとなる。ただし、仮に資金決済法の定義が誤り又は不十分なものであったとしても、そもそも資金決済法と税法ではその目的を異にするのであるから、税法の趣旨・目的を勘案した上で課税上の取扱いを検討すれば、二重の誤謬は避けることができる。

資金決済法は第1条においてその目的を「資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資すること」と規定している。すなわち、資金決済法における仮想通貨の定義は、主に利用者保護と仮想通貨交換業者³⁷への規制が目的である。そのため『仮想通貨』の定義も、専らそ

³⁵ 安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い—現状と課題—」税務大学校論叢第88号(税務大学校、2017年)、360頁。

³⁶ 金子邦彦『現代貨幣論 - 電子マネーや仮想通貨は貨幣とよべるか』(晃洋書房、2018年1月)、131頁。

³⁷ 資金決済法第2条第8項にて規定されている。

の機能的な側面に着目して規定されたものに過ぎず、仮想通貨の発生・流通・帰属といった私法上の取扱いを直接的に規律する規定は存在しない³⁸。これは、条文上「不特定の者」と規定され、「不特定多数」とされていないことから、流通性の程度は要件とされていないことや³⁹、『財産的価値』という法的性質に直接リンクしない表現⁴⁰が使われていることから明らかである。

したがって、仮想通貨等の私法上の性質は、資金決済法の「仮想通貨」の定義をどのように解するかによって異なり、また、資金決済法と課税を目的とする税法とでは、その目的に大きな相違があることから、税法においてどのように仮想通貨等を解するべきかには慎重な検討を要する。特に所得税法では、所得をその源泉や性質によって区分していることから、種々の性質を持つ 2000 種の仮想通貨等を画一的な所得区分に属させることは妥当でない。これを許容するならば、我が国が歴史的に築いてきた、所得を源泉や性質によって区分するという所得税法の基本理念に背馳する。

また、少なくとも後述する ICO により発行されるトークン⁴¹(token)の一部は、資金決済法の定義に含まれないものであるし、この定義をそのまま私法及び他の公法において用いることは必ずしも適切ではない。

なお、「仮想通貨」という語が資金決済法によって定義されたため、本論文で、「仮想通貨」といった場合には、資金決済法に定義されている

³⁸ 末廣裕亮「FinTech 深化に向けた制度のデザイン - 新しい金融パラダイム実現のために(第 3 回)仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL 1090 号(商事法務、2017 年 1 月)、68 頁。

³⁹ 武内齊史「仮想通貨(ビットコイン)の法的性格」NBL 1083 号(商事法務、2016 年 10 月)、11 頁。

⁴⁰ 末廣裕亮「時の問題 仮想通貨の法的性質」法学教室 449 号(有斐閣、2018 年 3 月)、52 頁。

⁴¹ 「トークン」は多義語であり、使用される局面によって意味が異なるが、仮想通貨や ICO の文脈においては、「証券」や「代用貨幣」といった理解が妥当する。

内容を指すものとする。

他方、諸外国では、資金決済法の定義に含まれない暗号化技術を用いた仮想通貨等も含んだ語として、一般的に「Crypto Currency(暗号通貨)」又は「Crypto Assets(暗号資産)」という語が使用されている⁴²。本論文では、我が国の仮想通貨の定義の範囲外の仮想通貨等の性質やあるべき課税上の取扱いについても論じる。

5 G20 サミットにおける宣言

2018年3月19日からアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催されたサミットでのG20財務大臣・中央銀行総裁会議宣言では、「暗号資産はソブリン通貨⁴³の主要な属性⁴⁴を欠いている⁴⁵」とし、「暗号通貨(Crypto Currencies)」ではなく、「暗号資産(Crypto-assets)」という語が用いられている。また、当該サミットでは、暗号資産の基礎となる技術が有益であることを確認しつつも、前記FATFと同様のリスクを認識し、多国間での国際的な対応の必要性を指摘している。

この宣言は、仮想通貨等の性質をG20がどのように捉えているかが顕著に表れており、仮想通貨等がいわゆる通貨の三機能を欠くことを指摘している。「暗号資産」と表現している点は、我が国の仮想通貨等の税制上の取扱いに対して重要な示唆を与えるものである。

⁴² 「仮想通貨」はVirtual Currencyの直訳であるが、諸外国においてはVirtual Currencyは電子マネー等を含んだ広い概念である。「仮想通貨」という呼称は諸外国の定義との関係で誤解を招きかねない。なお、我が国の金融庁も漸く2018年10月10日に公表した「暗号資産(いわゆる仮想通貨)に関する監督・監視ラウンドテーブル-最近の進展と将来の課題-」において、「暗号資産」という語を主体的に使用し、カッコ書きで「いわゆる仮想通貨」と表現するようになった。

⁴³ 国や政府が発行し、信用を裏付けている通貨のこと。

⁴⁴ 「主要な属性」が何を意味しているかについては述べられていないが、通貨の機能としての、価値貯蔵手段、交換手段、価値尺度の3つのいずれか又は全てに欠くという意味合い又は信用を裏付ける発行機関の有無を指していると考えられる。

⁴⁵ G20「Communiqué of the First G20 Meeting of Finance Ministers and Central Bank Governors of 2018」(2018年3月)、2頁。仮訳については以下の財務省のURLを参照。(https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/180320.htm)

また、2018年7月21日及び22日に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議⁴⁶でも暗号資産について同様の指摘がなされたほか、「暗号資産の基礎となるものを含む技術革新は、金融システム及びより広く経済に重要な便益をもたらし得る」とし、現時点で国際的金融システムの安定にリスクをもたらしていないとの声明を出している⁴⁷。

第3節 ICOの意義

仮想通貨等を使った新しい資金調達手段としてICO⁴⁸(Initial Coin Offering)が出現した。ICOに普遍的な定義はないが、金融庁は「ICOとは、企業等が電子的にトークン(証券)を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称⁴⁹」と広く定義している⁵⁰。すなわち、資金調達を目的とする者が独自のトークンを発行し、その対価として既存の流通性の高い1号仮想通貨を調達する資金調達の方法である⁵¹。資金調達のために企業等が発行する独自のトークンには資金決済法の仮想通貨の定義に該当するものもあれば、該当しないものもある。

ICOは株式市場における株式の新規公開であるIPO(Initial Public Offering)との比較において説明されることが多い。いずれも直接金融の

⁴⁶ G20「Communiqué, G20 Finance Ministers and Central bank Governors Meeting, Buenos Aires」(2018年7月)。仮訳は以下のURLを参照。
(https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/20180722.htm)

⁴⁷ この点、IMFが「暗号資産は国際金融システムに新たな脆弱性をもたらし得る」としている立場と異なっている。またFSB(Financial Stability Board)が2018年10月10日に公表した「FSB sets out potential financial stability implications from crypto-assets」においても「暗号資産は将来的に金融市場の安定性に影響を及ぼす」とし、脱税を防止の必要性を示した。なお、2018年3月のG20サミットには我が国の財務大臣は出席していないが、同年7月のG20サミットには我が国の財務大臣も出席している。

⁴⁸ ITS(Initial Token Sale)や、単にトークンセール、コインセールと呼ぶこともある。

⁴⁹ 金融庁「ICO(Initial Coin Offering)について～利用者及び事業者に対する注意喚起～」(2017年10月27日)

⁵⁰ 論者によって定義が異なるが、本論文では、事業者が資金調達のために発行する仮想通貨等であり、一般に流通・交換可能になる前のものを指すこととする。本論文では当該トークンも含めて「仮想通貨等」としている。

⁵¹ 一部には法定通貨を調達するICOもある。この点は後述する。

手段であることに変わりはないが、IPO では、法定通貨を投資家から調達し、対価として株式を発行する。資金調達には、種々の規制⁵²の下、証券会社が売出しの主体となる。また、発行された株式には議決権や配当請求権、残余財産分配請求権が認められる。

一方で、ICO では、基本的に、流通性の高い 1 号仮想通貨を調達し、対価として独自のトークンを発行する。発行者が自由にトークンで設計でき、WEB 上でホワイトペーパー⁵³を公表して発行者が投資家に対し直接に売出しを行うため、迅速な資金調達が可能である。基本的に株式に認められるような議決権や残余財産分配請求権は認められないが、配当請求権が認められる場合もあり、出資者の権利の態様はトークンの設計やホワイトペーパー次第である。また、発行する主体は法人に限られず、特定のグループや個人でも良い。

第 4 節 我が国の会計上の仮想通貨等の意義及び取扱い

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という。)は、仮想通貨等の会計処理の当面の取扱いにつき、必要最小限の取扱いを明らかにすることを目的として、2018 年 3 月 14 日に実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下、「第 38 号報告」という。)を公表した。

第 38 号報告で、特に注視すべきは、「仮想通貨については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、…(中略)…仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自の

⁵² 金融商品取引法や証券取引所による規制等。

⁵³ ICO の開始日及び締切日や具体的なプロジェクト内容、技術的な説明、トークンの性質や機能、総発行量、割当先、最低調達額、最高調達額、リスクなどが説明される。我が国の「有価証券届出書」や「事業計画書」に該当するようなものであり、行政機関の公表する「白書」という意味ではない。

ものとして新たに会計処理を定めている⁵⁴⁾点である。このように、会計基準に関して、ASBJは既存の会計基準では対応できないことを認識し、新たな基準の必要性から迅速な検討が行われ、当該処理の根拠も含めて取扱いを示した。

なお、ICOなど企業が仮想通貨等を発行した場合の取扱いについては、(i)仮想通貨関連ビジネスが初期段階であること、(ii)今後の発展の予測が困難であること、(iii)仮想通貨の私法上の位置づけが明らかでないこと、の3つを理由にその取扱いは先送りされている⁵⁵⁾。

1 活発な市場の判断の基準

会計上の取扱いでは、当該仮想通貨等に関し活発な市場の有無の判断が重要な要素となる。活発な市場は「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所(以下、「取引所等」という。)において十分な数量及び頻度で取引が行われている⁵⁶⁾⁵⁷⁾か否かで判断される。

2 活発な市場が存在する仮想通貨等の会計処理

活発な市場が存在する場合に用いる市場価格⁵⁸⁾は、(i)保有する仮想通貨の種類ごとに算定すること、(ii)自己の取引実績の最も大きい取引所等における取引価格を用いること、(iii)取引価格がない場合には、取引所等の気配値又は提示価格を用いること、(iv)期末評価に用いる市場価格には取得又は売却に要する付随費用は含めないことの4つの点に留意す

⁵⁴⁾ 第38号報告33項。

⁵⁵⁾ 第38号報告3項及び26項。

⁵⁶⁾ 第38号報告8項。

⁵⁷⁾ カッコ書きは筆者が加筆したもの。

⁵⁸⁾ 「『市場価格』とは、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場をいう。なお、市場価格が公正な評価額を示している場合には、当該市場価格に基づく価額は時価に該当する。」第38号4項(7)。

ることが求められている⁵⁹。

活発な市場が存在する仮想通貨等については期末において市場価格に基づく価額による評価を行い、当該市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を当期の損益として処理することとなった。

3 活発な市場が存在しない仮想通貨等の会計処理

活発な市場がない仮想通貨等に関しては、その市場価格を参照することができない又は参照できる市場価格が公正な価額と認められないため、取得原価で評価することが示された⁶⁰。

4 活発な市場の判断の変更時の取扱い

ある仮想通貨等が、活発な市場が存在する場合から存在しない場合になったときは、活発な市場が存在しないとされる前の最後に観察された市場価格に基づく価額を取得原価とし、差額を当期の損益として処理する。

他方、活発な市場が存在しない場合から、存在する場合になったときは、前述の市場価格に基づく価額で期末評価を行うこととなった。

5 会計上の取扱いが税法上の取扱いに与える示唆

上記 ASBJ が第 38 号報告で示した取扱いは、所得税法上の取扱いに関しても重要な示唆を与えるものである。

第一に、既存の基準では対応できないことを認識し、迅速かつ必要な検討を加えた上で、新たな基準を示した点である。後述する個人課税課情報第 4 号及び仮想通貨関係 FAQ では、既存の所得税法上の為替取引

⁵⁹ 第 38 号報告 9 項。

⁶⁰ 第 38 号報告 5 項。

及び証拠金取引の取扱いから結論を導いていると考えられ、会計上新たな基準として第 38 号報告が公表されたことは、所得税法においても、何らかの新たな取扱いの必要性が示唆される。

第二に、資金決済法に規定する仮想通貨であっても、一律に処理するのではなく、「活発な市場の有無」という判断基準によって、それぞれ異なる処理を示した点である。所得税法において「活発な市場の有無」によって仮想通貨等の所得区分に影響が生じるのかについては検討を要するが、仮想通貨という新たな概念かつ新たな技術を用いた財産的価値について、会計上明確な基準が示されたことは、国税庁の見解である「原則雑所得」という、取りあえずバスケットカテゴリに放り込むような取扱いに対し、仮想通貨等に関する所得をどのように捉えるべきか再考すべきことを示している。

なお、国際会計基準(IFRS)と仮想通貨等の関係については、2018年10月に EY 新日本有限責任監査法人が「Applying IFRS 仮想資産の保有者の会計処理」を公表している。そこでは仮想資産の分類として「現金及び現金同等物」、「金融商品」、「棚卸資産」、「前払金」、「無形資産」等の分類が示され、特に金融商品については「資本性金融商品」、「その他の金融資産」、「デリバティブ」に分けて説明されている。「仮想資産」という語で説明されているが、IFRS の適用に当たっても仮想通貨等の多様性が認識されており、税法・税制上も同様に仮想通貨等の多様性を認識する必要がある。

第 5 節 小括

本章では、まず国際機関及び我が国における仮想通貨等及び ICO の概念・意義について確認した。特に G20 サミットで仮想通貨等が「ソブリ

ン通貨としての主要な属性に欠く」とされた点は、次章で論ずるように、我が国が為替取引等との類似性から仮想通貨等から発生する所得の性質を捉えていることに対して重要な示唆を与える。

会計上は既存の会計基準で対応できないとの認識の下、38号報告で「活発な市場の有無」によって仮想通貨等の会計処理を異にすることが示され、迅速な対応が図られた。38号報告による会計上の新たな基準による対応は、税法においても何らかの新たな基準の必要性が惹起される。

次章では我が国の仮想通貨等に対する税制及び公的見解とその問題点を指摘し、更に諸外国がいかように仮想通貨等の課税問題に対応しているのかについて考察する。

第2章 仮想通貨等に関する税制の現状

第1節 我が国の仮想通貨等に対する課税上の取扱い

我が国の仮想通貨等に対する課税上の取扱いについては2017年12月1日に個人課税課情報第4号で所得区分及び所得の計算方法が示された⁶¹。個人課税課情報第4号では、課税の根拠となる税法やその解釈について十分に説明がなされていない。

他方、2018年3月22日及び23日に開かれた参議院財政金融委員会では、藤巻健史国会議員の質問に対し、財務省主税局長である星野次彦氏及び国税庁次長である藤井健志氏が個人課税課情報第4号の取扱いの一部について、その根拠となる解釈について答弁(以下、「主税局長等答弁」という。)している。

また、2018年11月21日、国税庁は「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)⁶²」(以下、「仮想通貨関係FAQ」という。)を公表した。仮想通貨関係FAQは、個人課税課情報第4号に課税の根拠となる法令⁶³を加え、より詳細に回答している。これまで不明確であった一部の課税関係についての回答もなされているが、基本的な内容は個人課税課情報4号と変わらず、どのような解釈により当該条文を根拠として課税できるのかについては依然として不明確である。

個人課税課情報第4号、仮想通貨関係FAQ等は、国税庁が、納税者

⁶¹ 当該個人課税課情報第4号公表以前にも、政府の答弁(第186回国会答弁書第28号「ビットコインに関する質問に対する答弁書」(平成26年3月7日)や第186回国会第39号「ビットコインに関する再質問に対する答弁書」(平成26年3月18日))にて議論がなされてきた。その結論が消費税法に関する平成29年度税制改正及び個人課税課情報第4号であると考えられる。

⁶² 国税庁のWEBサイトの下記URLを参照。

(<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/pdf/04.pdf>)

⁶³ 仮想通貨関係FAQでは、仮想通貨関係の課税の関係法令として所法第27条、第28条、第35条、第36条、第37条、第69条、第183条、所令第96条、法第22条及び22条の2、相法第2条、第2条の2、消法第6条第1項、第30条、別表1二、消令第9条第4項、第49条、措置法第41条の14を挙げている。

の租税に関する疑問や不明点に対し、その取扱いを納税者サービス・情報提供の充実のために示すものであり、税法上のあるべき解釈や根拠が明らかでない場合に、新たに租税を課するための手段として用いてはならない。また、個人課税課情報第4号、仮想通貨関係FAQ及びタックスアンサーが公的見解の表示に含まれることは勿論のこと、国民・納税者の代表たる国会議員の質問に対し、財政金融委員会という場で、事前に準備した文書を参照しつつ答弁を行っているため、主税局長等答弁も公的見解の表示と解すべきである。

本節では、個人課税課情報第4号、仮想通貨関係FAQ、タックスアンサー及び主税局長等答弁(以下、これらをまとめて「国税庁見解」という。)に基づき、我が国の仮想通貨等に対する課税の取扱いの現状について述べる。また、当該取扱いについての問題点について指摘をするが、本節では指摘にとどめ、詳述は第5章及び第6章で行うこととする。

1 仮想通貨の売却

個人課税課情報第4号及び仮想通貨関係FAQでは、保有する仮想通貨を売却し、日本円に換金した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となることとされた。

当該取扱いについて、主税局長等答弁では、仮想通貨が資金決済法上、弁済手段として使用できる財産的価値と規定され、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることを根拠として、外国通貨と同様に取り扱うことが適切であり、その売却益は、キャピタルゲインたる譲渡所得とは性質を異にし、他の所得にも該当しないことから、雑所得に該当すると解するとしている。

当該取扱い及び解釈は、資金決済法上の定義及び消費税法上の取扱いを

根拠とするものである。主に仮想通貨等の「通貨性⁶⁴」に着眼した取扱いと考えられるが、次の点において、当該取扱いの妥当性について検討を要する。

第一に、2000種に上回る仮想通貨等のすべてが弁済手段及び支払手段（以下、「支払手段等」という。）として機能し得るものであるかについて疑義が生じる。前述したとおり G20 が仮想通貨等は「通貨としての主要な属性に欠く」との見解を表明したように、事実上支払手段等として機能し得ない仮想通貨等については、その「通貨性」に着眼した取扱いがそもそも適当ではないこととなる。

第二に、消費税法上の取扱いとの整合性を根拠としているが、消費税法と所得税法は別個の税法であり、各税法間での整合性は必ずしも要求されない。無論、整合性が保たれることは納税者の予測可能性に貢献するものであるが、消費税法と所得税法との間の整合性を保とうとするあまりに、所得税法内での整合性が担保されないようでは本末転倒である。

2 仮想通貨での商品の購入

個人課税課情報第4号及び仮想通貨関係 FAQ では、保有する仮想通貨を商品購入の決済に使用した場合、使用時点での商品価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となるものとされた。

当該取扱いについても、主税局長等答弁では、上記売却の場合と同様、資金決済法の位置付けを考慮の上、仮想通貨の使用により生じた利益は他のどの所得にも属さず、雑所得に該当すると解する旨を述べている。

本取扱いは、仮想通貨等が商品の購入に使用されていることが前提で

⁶⁴ 通貨として具備すべき機能としての、価値貯蔵手段、価値尺度、一般的交換手段の3つをすべて満たすものを、本論文では「通貨性を有する」と表現することとする。詳しくは第4章第2節で述べる。

ある。すなわち、当該仮想通貨等が支払手段等として実際に機能を有し、「通貨性」を具備していることが前提となっており、所得税法上、未実現のキャピタルゲインは実現を機に課税することとされているから、所得税法上の取扱いとして妥当である。

3 仮想通貨と仮想通貨の交換

個人課税課情報第 4 号及び仮想通貨関係 FAQ では、保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合、その使用時点での他の仮想通貨の時価(購入価額)と保有する仮想通貨の取得価額との差額を所得金額とする旨が示された。

当該取扱いにつき、主税局長等答弁では、為替取引の取扱いを引き合いに出し、交換により新たに取得する仮想通貨の時価が、保有する仮想通貨の取得価額を上回る場合、その差分の経済的利益が実現したと解し、所得として課税することが原則であると述べている。

本取扱いに関しても、為替取引を引き合いに挙げていることから、仮想通貨等に「通貨性」を見出した取扱いである。しかしながら、仮想通貨等の中でも実際に支払手段等として機能するものはごく一部であり、それ以外の仮想通貨等については、為替取引との類似性から解釈されるべきではない。G20 が仮想通貨を「暗号資産」と表現したように、資産の譲渡又は交換として、譲渡所得の該当性が検討されるべきである。

4 仮想通貨の取得価額

個人課税課情報第 4 号及び仮想通貨関係 FAQ では、同一の仮想通貨を複数回にわたって取得した場合の当該仮想通貨の取得価額の算定方法として、移動平均法を用いるのが相当とし、継続適用を要件に総平均法も認めている。

本取扱いに関しては、主税局長答弁では特段の言及はなかったが、取得価額の算定方法としては、現行法と整合的であるから、妥当な取扱いである。

5 仮想通貨の分裂(分岐)

個人課税課情報第4号及び仮想通貨関係FAQでは、仮想通貨の分裂(分岐)に伴い取得した新たな仮想通貨については、分裂(分岐)時点において取引相場がないため取得価額をゼロとし、同時点において所得は発生していないとの見解を示した。すなわち、取得時点では所得が生じず、当該新たな仮想通貨を売却又は使用した時点において所得が生じ、その際に課税される。

この取扱いに関し、個人課税課情報第4号及び仮想通貨関係FAQでいう分裂・分岐がそれぞれ何を指しているのか明瞭に示されていないが、いわゆるハードフォークを指していると考えられる⁶⁵。仮想通貨等がハードフォークした場合、分岐時点又は分岐直後から時価が観測される場合もあり、その場合には当該時価をハードフォーク時点で所得として認識することも考えられる。この場合には、分岐直後の時価に相当する所得は、ハードフォークが予見できない事象であることから一時所得に該当する可能性もあり、その後の価格変動による所得と区別することも検討されるべきである。

6 仮想通貨に関する所得の所得区分

個人課税課情報第4号及び仮想通貨関係FAQでは、ビットコインをはじめとする仮想通貨を使用することによる損益は、事業所得等の各種

⁶⁵ ハードフォークに関しては第5章第8節で述べる。

所得の基因となる行為に付随して生じる場合⁶⁶を除き、原則として、雑所得に区分されることとされた⁶⁷。

主税局長等答弁では、通常の為替差益が雑所得として総合課税の対象となることとのバランスから雑所得と区分することが適当である旨の解釈が示されている。

上記の見解は、仮想通貨等に「通貨性」を認め、為替取引から生じる所得との類似性から、雑所得と区分する解釈である。しかし、繰り返すが、そもそも仮想通貨等の中でも支払手段等としての機能、すなわち「通貨性」を具備するものはごく一部であり、その他の仮想通貨はむしろ G20 のいう「暗号資産」である。したがって、譲渡所得該当性がまず検討されるべきである。他方で「通貨性」を具備するものについては為替取引との類似性から検討されることが妥当である。

7 損失の取扱い

個人課税課情報第 4 号及び仮想通貨関係 FAQ では、仮想通貨に関する所得区分は原則雑所得としている。そのため、雑所得の金額の計算上生じた損失については、雑所得以外の他の所得と通算することはできない旨が示された。

損益通算の取扱いは仮想通貨等の所得区分に依存するため、結局のところ、所得区分の該当性の検討が必要となる。

8 仮想通貨の証拠金取引

個人課税課情報第 4 号及び仮想通貨関係 FAQ では、措置法上、先物

⁶⁶ 「事業者が事業用資産として仮想通貨を保有し、棚卸資産等の購入の支払手段として使用した場合」が例示されている。

⁶⁷ 「仮想通貨取引によって生計を立てていることが客観的に明らかである場合」は、事業所得に該当すると例示されているが、「生計を立てていることが客観的に明らかでない場合」が何を指しているのか不明である。

取引にかかる雑所得等の課税の特例(申告分離課税)の対象は、金融商品取引法等に基づき行われる①商品先物取引等、②金融商品先物取引等、③カバードワラントの取得等とされており、仮想通貨の証拠金取引は、これらのいずれの取引にも該当せず、したがって申告分離課税の適用はなく、その取引により得た所得については、総合課税されることが示された。

主税局長等答弁では、先物取引にかかる雑所得等の課税の特例の適用がある所得は、先物取引が価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等、重要な役割を担っていることを踏まえて、幅広い投資家の市場参加を促すことが重要であるとの観点から分離課税が適用されており、分離課税の特例を設けるに当たっては投資家保護規制が十分に講じられていることが重要であり、現時点で仮想通貨を同列に論ずることは困難であるとの解釈が述べられた。

このように、仮想通貨等の証拠金取引に関する分離課税の適用の可否について、現行の措置法の規定の限定列举に仮想通貨等の証拠金取引は含まれない旨及び当該措置法の取扱いを受けるためには、(i)価格変動リスクの回避、(ii)公正かつ透明な価格指標の提供、(iii)幅広い投資家の市場参加を促すことが重要であること、(iv)投資家保護規制の十分性等が必要であるとの公的見解が示された。

(iii)及び(iv)については政策的判断、監督規制の進捗次第であるので本論文のらち外であるが、(i)及び(ii)については、一部の仮想通貨等については条件を満たしていると考えられるものも存する。

また、仮に措置法による特例の適用が国の監督を必要条件とするのであれば、既に仮想通貨の証拠金取引を行う取引所等は金融庁の監督下にあるため、この条件は満たしているといえる。

加えて、租税には公平・中立・簡素が求められるところ、包括的所得概念を基礎とする我が国の所得税制からすると、分離課税自体が中立・公平に反する取扱いであるとも捉えられる。しかしながら、仮に措置法による特例で認められた分離課税という取扱いであっても、それが長期に渡り税制になじみ国民の理解を得ている現状に鑑みると、すでに我が国の所得税制として、少なくとも公平性の観点からの理解は得られていると考えられる。仮に分離課税制度自体に中立・公平の観点から問題がないとすると、むしろ仮想通貨等の証拠金取引を分離課税にしないことの方が、既に我が国の所得税制になじんでいる分離課税の適用を受ける他の所得との中立性・公平性の面から問題が生じ得る。

9 仮想通貨のマイニング等

個人課税課情報第4号及び仮想通貨関係FAQでは、いわゆる「マイニング(採掘)」などにより仮想通貨を取得した場合、その所得は、事業所得又は雑所得の対象となり、所得金額は、マイニング等により取得した仮想通貨の取得時点での時価から、マイニング等に要した費用を差し引いて計算する旨が示された。そして、マイニング等により取得した仮想通貨を売却又は使用した場合の所得計算における取得価額は、仮想通貨をマイニング等により取得した時点での時価とした。

主税局長等答弁では、マイニング等による取得時点での仮想通貨の財産的価値として、時価が所得税法上の収入金額又は法人税法上の益金として課税標準となるとし、所得金額は取得時点での時価からマイニング等に要した費用を差し引いて担税力のある所得金額を計算する旨の公的見解が示された。

マイニング等について、第一に「マイニング」はビットコイン等のP

oW を採用する仮想通貨における新規発行行為(保証作業)を指す語であり、種々の仮想通貨等の新規発行を指す一般名詞ではない。仮想通貨等には様々な新規発行の仕組みがあり、その仕組みに着眼して所得区分を捉えようとするのであれば、およそ 2000 種に及ぶ仮想通貨等それぞれについて検討をすべきこととなる。

第二に、国税庁見解のように仮想通貨等の「通貨性」に着眼して取扱いを考えるのであれば、通貨の新規発行益(seigniorage、シニョレッジ)という、我が国の所得税法の歴史上個人に帰属することのなかった性質の所得について、その性質を十分に考察した上で取扱いを解釈する必要がある。

第三に、ビットコインにおける技術面の論説では、ビットコインのマイニングによる新規発行はいわば「くじ引き」のようなものであると説明され⁶⁸、その性質から一時所得該当性も検討し得るものである。

第四に、主税局長等答弁は時価の把握が容易であることが前提とされている見解である。しかし、分離課税適用の可否の答弁の際に「(ii)公正かつ透明な価格指標の提供」を必要条件と挙げて否定していることから、現状において「(ii)公正かつ透明な価格指標の提供」がなされていないと主税局長等答弁では解釈されていると考えられ、そうすると、時価をどのように把握するのかといった問題が残る。

本論文執筆中においても、個人課税課情報第 4 号について「…結論についても、検討過程や考え方を示しておらず、なぜ雑所得なのか、その

⁶⁸ 齊藤賢爾「ビットコインというシステム」法とコンピュータ学会研究報告 第 39 回(2015 年 7 月)、22 頁。デロイトトーマツ「ブロックチェーン技術における国際競争力強化」(2016 年 4 月)、13 頁。アンドレアス・M・アントノブロス『ビットコインとブロックチェーン - 暗号通貨を支える技術』(NTT 出版、2017 年 6 月)。

是非についての議論もできない状況にある。⁶⁹」との指摘や、「そもそも、所得税法上の仮想通貨から得られる所得をどのように捉えるのかという点についての考え方が明確にされているとはいえない⁷⁰」との批判も発意され、当該個人課税課情報第4号は「山積する多くの課税上の疑問のごく一部を解消するにすぎない。また、これらの質疑応答が全体の一部(損益やその具体的計算方法)を示すにとどまるものであったために、体系的な所得税法上の理解と整合的なものといえるかという点については不安も残る⁷¹」と憂慮されており、「なぜ、雑所得に該当すると考えるべきかについては、ここでは説明されていない。⁷²」との批判的指摘がなされた。

第2節 諸外国の仮想通貨等に対する課税上の取扱い

我が国の仮想通貨等の税制は前節のとおりであるが、諸外国においても、仮想通貨等に対する税制の議論がなされている。現状、各国の仮想通貨等に対する課税の在り方は多種多様である。本節では、仮想通貨等の税制について公的見解を示している諸外国の課税の在り方について検討する⁷³。

1 先進諸国⁷⁴の仮想通貨等税制の在り方

アメリカ合衆国 IRS は、2014年3月に仮想通貨等を用いた取引に関

⁶⁹ 税界タイムス Vol164(2018年9月号)表表紙。

⁷⁰ 酒井克彦「仮想通貨と所得税」税理 61巻、11号(ぎょうせい、2018年9月)、14頁。

⁷¹ 前掲注 70、16頁。

⁷² 前掲注 70、21頁。

⁷³ なお、国家によって「Virtual Currency」、「Crypto Currency」、「Digital Currency」など呼び名や対象とする定義に若干の違いがあるが、諸外国の課税上の取扱いを検討する上で本質的な問題は生じないため、本節では翻訳する際に「仮想通貨等」で統一する。

⁷⁴ 本論文では、Center for Global Development の公表する Development Index 2018 に基づき先進諸国としている。

(<https://www.cgdev.org/commitment-development-index-2018#CDI>)

する税の適用について FAQ を公表した⁷⁵。当該 FAQ では、仮想通貨は資産(property)として取扱うことが示された。通貨として取扱わないことから、為替差損益は生じない旨、商品・役務提供の対価として仮想通貨等を受け取った場合には、受け取った日におけるドル建て公正市場価値(the fair market value)により総所得の計算に含めることとされた。また、仮想通貨等と他の資産との交換において、仮想通貨等の公正市場価値と他の資産の価額との差額は課税対象の利益、又は損失として取扱われる。当該交換における損益は、納税者が投資目的で保有している場合と営業目的で保有している場合で性質が異なるとし、前者はキャピタルゲイン又はキャピタルロスとして取扱われ⁷⁶、後者は通常所得(ordinary gain)に係る損益とすることが示された⁷⁷。仮想通貨等によって従業員に給与を支払う場合、従業員は連邦所得税等(federal income tax withholding and payroll taxes)が課税される。

いわゆるマイニング等により得た仮想通貨等についても、受領日における公正市場価値が総所得に算入される。個人が事業としてマイニング等を行った場合には、自営業税(self-employment tax)が課される。

上述のとおり、仮想通貨等同士との交換について当該 FAQ では触れられていない⁷⁸。当該 FAQ では仮想通貨等を資産(property)と取扱ったことから、内国歳入法 1031⁷⁹に基づいて仮想通貨等同士との交換を課税対象外

⁷⁵ IRS の Notice(2014 年)は以下の URL を参照。

(<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-14-21.pdf#search=%27Notice+201421%27>)

⁷⁶ 例示として、株式、債権のほか、投資資産と同様の目的によって、資本資産として保有する場合は挙げられている。なお、キャピタルゲイン又はキャピタルロスとして取扱われる場合、保有期間 1 年超か否かによって税率が変わることとなる。1 年未満であれば 10~39.6% の税率が課されるが、1 年超であれば 0~20% となる。

⁷⁷ 例示として、営業活動の一貫として顧客から受け取った場合が挙げられている。

⁷⁸ このほか、米国公認会計士協会(AICPA)は、IRS に対し、仮想通貨等の課税に対する指針を求める書簡を 2016 年 6 月 10 日、2018 年 5 月 30 日に送っている。AICPA は公的に見解が示されていないハードフォークなどの税務上の取扱いについて発表するよう求めている。

⁷⁹ 同種資産の交換につき、課税の繰延べが適用できる。

と解する余地が生まれてしまい、一部の仮想通貨等利用者の中で税のループホールとして認識され、課税の繰延べ手段とされていたが、現在では当該規定を不動産に限定するとの解釈により、このループホールは塞ぐことができたとされる⁸⁰。

なお、2018年9月19日に、米議会議員がIRSに対し、明確かつ包括的な仮想通貨税制の指針の公表を求める書簡を提出した⁸¹。さらに、2018年10月24日、IRSの諮問委員会は、仮想通貨税制に関する追加的ガイドラインを示すように要請している⁸²。

英国歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs、以下「HMRC」という。)は、2014年3月、ビットコイン以外の仮想通貨等も含めた課税に関するPolicy paperを公表した⁸³。当該Policy paperでは、付加価値税(VAT)、法人税(corporation tax)、所得税(income tax)、キャピタルゲイン税(capital gain tax)の取扱いについて示されていた⁸⁴。

⁸⁰ ニューヨークタイムズの以下のURLを参照。(https://www.nytimes.com/2018/01/18/your-money/bitcoin-irs-taxes.html)

ハウス税法案は以下のURLを参照。

(https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1/text)

上院税制改革法案は以下のURLを参照。(https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/11.14.17%20Chairman's%20Modified%20Mark.pdf)

⁸¹ 当該書簡は以下のURLを参照。(https://waysandmeansforms.house.gov/uploadedfiles/letter_irs_virtual_currencies.pdf)

⁸² IRS「Information Reporting Advisory Committee PUBLIC REPORT」(2018年10月)。以下のURLを参照。(https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p5315.pdf)

⁸³ 当該Policy paperは以下のURLを参照。(https://www.gov.uk/government/publications/revenue-and-customs-brief-9-2014-bitcoin-and-other-cryptocurrencies/revenue-and-customs-brief-9-2014-bitcoin-and-other-cryptocurrencies)

⁸⁴ 付加価値税に関しては、仮想通貨が法定通貨と交換される際、非課税とされている。マイニング等から得られる新規発行の収入についても、役務提供との対価関係が不十分であるため付加価値税の対象外となる。同様にマイニング等の保証作業により得られる取引手数料としての収入も非課税とされている。ただし、商品又は役務提供の対価として仮想通貨等を受け取った場合、当該受領者には付加価値税が課される。この場合には、当該トランザクションがあった場合における仮想通貨等のポンド建て価額を基準とする。英国の仮想通貨等に関するVATに関しては以下のURLも参照。(https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/vat-finance-manual/vatin2330)

法人税に関しては、仮想通貨等と法定通貨との為替差損益は課税対象となる。為替変動は、企業が勘定を通常設けている通貨と仮想通貨等との間で決定される。こ

さらに、HMRC は、2018 年 12 月 19 日、個人の所得課税関係について「Cryptoassets for individuals⁸⁵」を公表した。当該 policy paper では、仮想通貨等の暗号資産の変化のスピードや多様性に鑑みて実態に則った課税を行うとしている。2018 年 7 月 30 日に、英国の財務省にあたる HM Treasury が公表した「Cryptoassets Taskforce:final report⁸⁶」の立場を踏襲し、Cryptoassets を exchange tokens、utility tokens、security tokens の 3 つに分類した上で定義しているが、特筆すべきは、課税上の取扱いは定義によって決まるのではなく、トークンの性質や用途によって、実態に則して決めると明言している点である。当該 policy paper では、この前提の下、exchange tokens についての課税上の取扱いが示されている。個人の仮想通貨等の取引は他の金融商品の取引と本質的に類似しているとし、株式及び証券に関する既存法の取扱いが妥当であるとしている⁸⁷。マイニング等の新規発行益に関する収入は、活動実態が「取引(trading)」に該当しない場合には、その他の課税収入(other taxable income)として雑収入となる⁸⁸。マイニング等による取引承認益は、実態に即して、キャピタルゲイン税又はその他の課税収入とし

のように、仮想通貨等に関して特別の規定を設けず、一般規則(英国における the general rules on foreign exchange and loan relationships が適用される。loan relationships については以下の URL を参照。(https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/corporate-finance-manual/cfm32010))が適用される旨が示されている。キャピタルゲイン税についても課税対象利益又は控除対象損失となる。

所得税に関しても、英国における通常の所得税が適用されるとされていた。したがって、仮想通貨等に関して特別の規定は設けておらず。キャピタルゲイン税についても、課税対象利益又は控除対象損失となるが、年間で 11,700 ポンド以下の利益であれば課税されないこととなっていた。

⁸⁵ HMRC 「Cryptoassets for individuals」(2018 年 12 月 19 日)

(https://www.gov.uk/government/publications/tax-on-cryptoassets/cryptoassets-for-individuals)

⁸⁶ HM Treasury 「Cryptoassets Taskforce:final report」(2018 年 7 月 30 日)

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/752070/cryptoassets_taskforce_final_report_final_web.pdf)

⁸⁷ したがって、同国の business income manual (BIM56800)が適用される。

⁸⁸ 詳細は以下を参照。HMRC 「Guidance HS325 other taxable income (2018)」

(https://www.gov.uk/government/publications/other-taxable-income-hs325-self-assessment-helpsheet/hs325-other-taxable-income-2018#other-taxable-income)

て課税される。また、エアードロップに関しては、対価性がない又は事業の一環として受け取った場合には所得税が課されず、対価性がある場合には雑収入として課税される。また、損失の繰越控除の適用も可能である旨が示されている。なお、法人向けの課税上の取扱いの公表は先送りされているほか、仮想通貨等の暗号資産は相続税法上の財産であることが明示された⁸⁹。

フランス国務院(Conseil d'Etat)は、2014年7月にビットコインに関する課税上の取扱いを公表した。その後2018年4月26日に新たに課税の在り方を見直す決定がなされた⁹⁰。当該決定では、ビットコインの不定期売買による収益は原則として移転可能な資産(動産)のキャピタルゲインとして課税することとしている。またマイニングによる収益は例外的に非商業的利益(BNC)と区分されることになった。

最も大きな変更点は、それまでビットコインに対するキャピタルゲイン税は累進最高税率45%であったが、一律19%の税率になった点である⁹¹。

オーストラリア国税庁(Australian Taxation Office)は、2018年6月29日に仮想通貨等に関する課税上の取扱いについて更新した⁹²。

⁸⁹ 当該 Policy paper で明示していない課税上の取扱いは2014年3月に公表した Policy paper が適用されると考えられる。

⁹⁰ フランス国務院によるビットコインに関する決定事項は以下の URL を参照。
(<http://www.conseil-etat.fr/Actualites/Communiqués/Modalités-d-imposition-des-bitcoins>)

⁹¹ 19%に社会保障税17.2%が加えられ、実効税率は36.2%である。2019年1月から実効税率を30%とする減税案が下院の財務委員会で採択されている。実効税率30%は資本所得税率と同等である。

⁹² Australian Government Australian Taxation Office 「Tax treatment of crypto currencies」(2018年6月29日)
(<https://www.ato.gov.au/General/Gen/Tax-treatment-of-crypto-currencies-in-Australia---specifically-bitcoin/>)

投資目的で仮想通貨等を保有した場合、以下の4つのケースでキャピタルゲイン税が課される。すなわち、(i)仮想通貨等を売却又は贈与した場合、(ii)仮想通貨等をトレード又は他の仮想通貨等に交換した場合(他の仮想通貨等のために廃棄した場合も含む)⁹³、(iii)法定通貨に換金した場合、(iv)商品又は役務提供の対価として使用した場合の4つである。投資目的で保有した場合には、12ヶ月以上保有していれば、キャピタルゲイン税の減免措置が受けられる。

他方、個人が個人的使用目的等⁹⁴のために保有する仮想通貨等によって生じたキャピタルゲイン又はキャピタルロス、なかったものとされる⁹⁵。対して、事業の一部⁹⁶として生じたキャピタルゲインは通常の収入として課税対象となる。

仮想通貨等の保有が、投資目的であっても個人的使用目的であっても取引日、取引時のオーストラリアドル換算価額、取引目的、取引相手の記録が求められる。

また、仮想通貨等の紛失又は盗難に遭った際、一定の証拠⁹⁷があれば、キャピタルロスとして取扱うことができる。

また、「Tax treatment of crypto-currencies in Australia - specifically bitcoin」(2018年6月29日)については以下のURLを参照。

(<https://www.ato.gov.au/misc/downloads/pdf/qc42159.pdf>)

⁹³ この場合には、新たに受け取った仮想通貨等を豪州ドル建てで市場価値の評価をする。評価できない場合には、取引時に手放した仮想通貨等の市場価値を使用する。

⁹⁴ 投資目的、収益獲得スキーム又は事業の一部でなく、個人の使用・消費のための保有のこと。

⁹⁵ キャピタルゲイン、キャピタルロスがなかったものとされるのは、取得価額が10,000豪ドル未満であるものに限定される。

⁹⁶ 「Cryptocurrency used in business」は以下のURLを参照。

(https://www.ato.gov.au/general/gen/tax-treatment-of-crypto-currencies-in-australia---specifically-bitcoin/?page=3#Cryptocurrency_businesses)

⁹⁷ 秘密鍵を取得した時と紛失した日、秘密鍵に対応するウォレットアドレス(公開鍵)、失った仮想通貨等の取得に要した費用、秘密鍵紛失時の仮想通貨等の価額、ウォレットを自身が支配していたこと、ウォレットを保有していたハードウェア、自身の個人情報と紐づいている取引所等からウォレットへのトランザクションが例示されている。

なお、オーストラリアでは 2017 年 7 月 1 日から仮想通貨等の売却及び購入は消費税(GST)の対象外とされた。

ニュージーランドでは、仮想通貨等は資産(property)として扱われ、特別な税の規定を設けるのではなく、既存の税法が適用される⁹⁸。2018 年 3 月 28 日に公表された所得税(individual income tax)の Q&A⁹⁹では、仮想通貨等が外貨としてではなく、資産として課税される旨が明記されている。商品やサービスの対価として仮想通貨等を受け取った場合にはバーター取引として、受け取った時点におけるニュージーランドドル換算額で課税される。ニュージーランドドル換算額の計算は、妥当な取引量のある信頼できる取引所等の価額を使用しなければならないが、一部のアルトコインでは一旦米ドル等へ換算した後にニュージーランドドルへ換算しなければならない。取引所等によって価額が異なる場合には、同一の取引所等の換算価額を使用する必要がある。

また、売却又は交換目的で購入した仮想通貨等を売却した際の収益は課税対象となるほか、ウォレットアドレスや取引記録¹⁰⁰を 7 年間保持することが求められる。

ICO についても述べられており、発行された仮想通貨等の特徴及び配布方法によって税務上の取扱いは異なるとしているが、細かな取扱いは Biding ruling の適用を考慮すべきと指摘するにとどまっている。

⁹⁸ New Zealand Government Inland Revenue 「Cryptocurrency and tax」は以下の URL を参照。

(<https://www.ird.govt.nz/campaigns/2018/cryptocurrency-tax.html>)

⁹⁹ 「Questions & answers: Cryptocurrency and tax」は以下の URL を参照。

(<https://www.ird.govt.nz/income-tax-individual/cryptocurrency-qa.html>)

¹⁰⁰ CSV 形式のファイル等による記録保持が認められている。

スウェーデン国税庁は、2018年10月16日に個人に関する仮想通貨等に関する課税上の取扱いを公表した¹⁰¹。仮想通貨等の売買、交換、支払いをした場合の利益に課税される。具体的には、仮想通貨等の売却、他のアルトコインとの交換、商品又はサービスの購入対価としての使用、仮想通貨等の賃借等の際に課税される。

利益を得た場合には、利益に対して30%のキャピタルゲイン税が課され、損失は70%まで控除できる。なお、スウェーデンではeサービスに売却価額と費用金額を入力すると自動的に税額又は控除対象の損失額が計算される。マイニング等の所得に関しても課税対象である。当該WEBサイトでは具体的な数値を用いた例示も多数掲載されており、納税者の予測可能性に資するものである。

アイルランドでは、2018年5月にアイルランド歳入庁が「Taxation of cryptocurrency transactions¹⁰²」を公表した。さらに、2018年7月27日には仮想通貨等について特別な税のルールはないと改めて公表した¹⁰³。すなわち、既存の税法と同様に所得税(income tax)及び法人税(corporation tax)、キャピタルゲイン税が課される。

仮想通貨等同士の間での交換は、欧州連合司法裁判所のHedqvist判例(C-264/14)¹⁰⁴に基づきVATは非課税となるが、商品や役務提供の対価として

¹⁰¹ Skatteverket「Kryptovalutor」は以下のURLを参照。
(<https://www.skatteverket.se/privat/skatter/vardepapper/andratillgangar/kryptovalutor.4.15532c7b1442f256bae11b60.html?q=bitcoin>)

¹⁰² 当該文書は以下のURLを参照。
(<https://www.revenue.ie/en/tax-professionals/tdm/income-tax-capital-gains-tax-corporation-tax/part-02/02-01-03.pdf>)

¹⁰³ Irish Tax and Customs「Cryptocurrencies」は以下のURLを参照。
(<https://www.revenue.ie/en/companies-and-charities/financial-services/cryptocurrencies/index.aspx>)

¹⁰⁴ 2015年10月22日、欧州司法裁判所(ECJ)は、付加価値税(VAT)に関して、ビットコインの売買には適用されないと判決を下している。EU加盟国はこの判決に基づき、基本的に仮想通貨等の売買について付加価値税(VAT)を課していない。

仮想通貨等を受け取った場合には VAT の課税対象となる。また、マイニング等により得た所得には VAT は課されない。

給与が仮想通貨等によって支払われた場合には、支払い時点におけるユーロ換算価額で給与税 (payroll tax) が課される。

なお、仮想通貨等の時価について、同一時点においても取引所等によって価額が異なることから、「適切な評価をするための合理的努力」が必要であるとしている。

2 その他の諸国の仮想通貨等税制の在り方

シンガポール内国歳入庁 (IRAS) は、仮想通貨等の課税関係について、2017 年 5 月に WEB サイトを最終更新している¹⁰⁵。当該 WEB サイトの記述は主に企業に向けたものであり法人所得税の取扱いが示されている。企業が商品やサービスの対価として仮想通貨等を受領又は支払いをした場合、シンガポールドル建ての公開市場価格に基づき記録することが求められる。公開市場価格がない場合には取引時点の仮想通貨レートを使用する。また、事業の通常過程で仮想通貨等の売買をする企業は、仮想通貨等の取引から生じる利益に課税される。マイニング等を事業として行う場合や交換業者も同様に課税対象となる。

ただし、長期投資目的で仮想通貨等を購入する企業は、シンガポールではキャピタルゲイン税が原則として課されないため、そこから生じた利益に課税はされない¹⁰⁶。

¹⁰⁵ INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE 「Income Tax Treatment of Virtual Currencies」は以下の URL を参照。

(<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Specific-topics/Income-Tax-Treatment-of-Virtual-Currencies/>)

¹⁰⁶ 企業による長期投資目的の仮想通貨等売却の利益は、取引の目的、頻度、保有期間により課税対象か否か判断される。

一方、個人が仮想通貨等取引によって得た利益の課税関係については言及がない。シンガポールではキャピタルゲインは原則として課税対象外であることから課税されないが、一定の要件¹⁰⁷を満たす場合、課税対象となる。したがって、現状、個人が仮想通貨等取引によって得た所得も同様の取扱いとなる。

仮想通貨等を使った商品・サービスの購入はバーター取引とみなされ、取引当事者がそれぞれ GST 登録事業者の場合、両者に消費税(GST)が請求される。ただし、国外居住者への支払いのために仮想通貨等と使用した場合は GST を請求する必要はない。また、GST 登録事業者である仮想通貨販売業者は国内居住者に仮想通貨等を売却する場合には、国外居住者への売却でない限り、GST を請求する必要がある。代理人として仮想通貨等を販売する場合には、国外居住者の代理人でない限り、受領する手数料に対して GST を請求する必要がある。国内の仮想通貨取引所で掛かる取引手数料は、その取引所が GST 登録事業者である場合、GST の対象となる¹⁰⁸。

IT 技術の先進国として知られるエストニア共和国では、2018 年 2 月に税・税関庁(Tax And Customs Board)が個人の仮想通貨等の課税について公表し、同年 8 月 17 日に最終更新している¹⁰⁹。

¹⁰⁷ 具体的な判断基準として、取引の頻度、売買の理由、保有期間が挙げられている。「Gains from Sale of Property, Shares and Financial Instruments」は以下の URL を参照。(https://www.iras.gov.sg/IRASHome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/What-is-Taxable-What-is-Not/Gains-from-Sale-of-Property--Shares-and-Financial-Instruments/)

¹⁰⁸ GST の課税関係は「e-Commerce」の以下の URL を参照。(https://www.iras.gov.sg/IRASHome/GST/GST-registered-businesses/Specific-business-sectors/e-Commerce/#title5)

¹⁰⁹ REPUBLIC OF ESTONIA TAX AND CUSTOMS BOARD「Taxation of private person's virtual currency/cryptocurrency earnings」は以下の URL を参照。(https://www.emta.ee/eng/private-client/declaration-income/other-income/taxation-private-persons-virtual)

仮想通貨等の購入、販売又は交換について、仮想通貨等は資産(property)とみなされ、所得税(income tax)が課される。課税される利益は売却価額と購入価額との差額であり、交換の場合には受け取った仮想通貨等の価額と保有していた仮想通貨等の購入価額との差額に課税される。また利益が生じた取引のみ申告が求められ、各取引は別個のものとし、有価証券のように損益通算は認められない。

マイニング等により得た所得は、個人が独立して行う場合、事業所得(business income)として所得税を支払う必要がある。永続的にマイニング等を行う者は事業者登録(business register)が求められ、マイニング等の収益から設備費等の費用を差し引いた所得に課税される。

個人が自身の PC のストレージ容量を対価を得て貸出した場合もその賃料に所得税が課される。仮にこの活動が事業活動であれば、事業所得となる。

雇用者が仮想通貨等で給与を支払おうとする場合、市場価格に基づきユーロ換算額で労働税(labour tax)を控除して給与を支払う必要がある。個人が国外から仮想通貨等で給与やサービスの対価を受け取った場合、受取った日における市場価格で事業所得として課税されるが、雇用者が既に給与に関する税を納めている場合、当該仮想通貨等は追加的な課税なしに商品やサービスの購入に使用できる。

付加価値税(VAT)は、法定通貨との為替取引同様に非課税となる。マイニング等を含む仮想通貨等の取引は VAT の対象ではない。支払いが仮想通貨等か否かに関わらず、商品やサービスの対価には一般的な VAT のルールが適用される。

ラトビア共和国では、2018年7月11日に歳入庁が仮想通貨等の課税

上の取扱いを公表した¹¹⁰。

仮想通貨等の取引から得た個人の所得はキャピタルゲイン税が 20% 課される。当該キャピタルゲイン税は売却価額から購入価額を差し引いた分に課される。保有している仮想通貨等の一部を売却する場合、キャピタルゲインは売却した仮想通貨等の割合に比例して決定される。例えば仮想通貨等の購入価額が 5,000 ユーロである場合に、仮想通貨等の 10 分の 1 を売却価額 1,000 ユーロで売却すると、500 ユーロを購入価額として計算する。この場合には売却価額から購入価額を差し引いて 500 ユーロ分の利益が生じるので課税される。また、仮想通貨等の購入者は VAT の対象とはならない¹¹¹。

ブロックチェーン先進国と呼ばれるマルタ共和国では、2018 年 4 月に仮想通貨等や DLT に関連する Virtual Financial Assets Bill、Malta Digital Innovation Authority Bill、Technology Arrangements and Services Bill の 3 つの法案が可決された¹¹²。しかし、これらの法案の中に課税に関する規定はない。マルタ共和国では、仮想通貨等の売買による収入は所得とされ、通常、保有期間 5 年超か否かで 5% 又は 12% の所得税が課される¹¹³。また、VAT に関しては非課税とされている。

¹¹⁰ Valsts ieņēmumu dienests 「Fiziskas personas darbības ar kriptovalūtām」は以下の URL を参照。

(<https://www.vid.gov.lv/lv/fiziskas-personas-darbibas-ar-kriptoalutam>)

¹¹¹ なお、法人については主に会計処理を中心に説明されている。

¹¹² これを受け、海外の大手仮想通貨取引所はマルタ共和国へ次々と移転している。

¹¹³ マルタ共和国の Income Tax については以下の URL を参照。

(<http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8658&l=1>)

ポーランド共和国では、仮想通貨等に関する課税を明確化するための新しい法案が提出され、2018年8月24日に公表されている¹¹⁴。課税関係は個人と法人に分けた上で、取引所を介するか又は個人的に行われた仮想通貨等同士の間での交換取引は非課税となる。個人でマイニング等を行っている場合における利益も非課税とされている。他方で、資産・商品・サービスの売却の対価として得た仮想通貨等による利益は、税務上の収入となり課税対象となる。現行税制においては年収85,500ズウォティ(zloty)¹¹⁵までは18%の税率が適用され、それを以上の収入には32%の税率が適用される。

同国では、2019年1月1日から、仮想通貨等同士の間での交換は所得税を課税しない旨の議論がなされており、仮想通貨等の使用及び売却による利益については19%の税率で法人及び個人に課税することが検討されている。

ウクライナでは、仮想通貨等を運用する個人及び法人の収入に対して5%の税金を課す法案が2018年9月14日に提出されていた。この法案では、2023年末までは税率は5%であるが2024年1月1日から法人に対する税率を18%に引き上げる内容である。

その後2018年9月27日に代替案として、2029年末までの間、税率を0%にするという法案が提出されている。

¹¹⁴ 当該法案については以下の URL を参照。
(<http://legislacja.rcl.gov.pl/docs/2/12315309/12530089/12530090/dokument354880.pdf>)

¹¹⁵ ズウォティはポーランドの法定通貨である。執筆現在1ズウォティはおおよそ30円であるため、85,500ズウォティはおおよそ260万円に相当する。

ベラルーシ共和国では、2017年12月に仮想通貨及びDLTに関する法案に大統領が署名した¹¹⁶。当該法案では、マイニング等や仮想通貨等の取引は全て合法となり、さらに事業として扱われないこととなった。2023年までは、仮想通貨取引による収入に課税はされず、所得税(income tax)、収益税(profit tax)、付加価値税(VAT)が非課税になる。

アイスランド共和国では、アイスランド中央銀行が2014年3月19日に仮想通貨等の使用に関する取扱いを公表した¹¹⁷。さらに、アイスランド内国歳入庁は2018年8月1日にビットコイン等の先例のない資産についての個人の税の取扱いを公表した¹¹⁸。当該取扱いでは、ビットコインに関して、暦年の終了の時ににおける市場価値を使用して課税する旨が簡記されているのみである。

マイニング等については、趣味ではなく営利目的の活動であるとし、マイニング等に関連する手数料や報酬も課税所得となる。プールマイニングのような形態から得られるマイニング等の報酬や手数料はプールからの分配の時に計算する。マイニング等に用いる設備は減価償却の対象となり、資産カテゴリ(asset category)の償却率が適用される。

第3節 小括

我が国の所得税法上の取扱いは、資金決済法で仮想「通貨」という名称で規定されたこともあり、実際に支払手段等としての機能を具備する

¹¹⁶ 当該法案については以下の URL を参照。

(<http://president.gov.by/uploads/archives/Decret-8.zip>)

¹¹⁷ Sedlabanki Islands「Significant risk attached to use of virtual currency」は以下の URL を参照。

(<https://www.cb.is/publications/news/news/2014/03/19/Significant-risk-attached-to-use-of-virtual-currency/>)

¹¹⁸ Ríkisskattstjóri「Leiðbeiningar Skattframtal einstaklinga」は以下の URL を参照。

(https://www.rsk.is/media/baeklingar/rsk_0801_2018.is.pdf)

か否かに関わらず、仮想通貨等を通貨に準じて捉えている。すなわち、仮想通貨等の本質的な性質から所得税法上の取扱いが導かれておらず、仮想通貨「通貨」という呼称に引きずられた取扱いとなっていると言わざるを得ない¹¹⁹。諸外国は、そもそも仮想通貨等取引自体を禁止している国家もあるが¹²⁰、国家によってその対応の仕方は多様であり¹²¹、一部の税目のみ取扱いを公表している場合が多い。先進諸外国では、我が国も含め、既存の税法体系の枠組みの中で仮想通貨等に対する課税を試みようとする傾向があるが、その他の諸国においてはいわゆる分離課税や新たな立法を含め、自国の仮想通貨等税制を国際的に有利にし、資本を呼び込もうとする意図も見え隠れしている。

アメリカ合衆国で仮想通貨等同士の間による交換による所得に課税しないことがループホールとなっていたことから、これに課税すべきでないとの立案¹²²も存するが、仮想通貨等同士の間による交換にも課税を行うとする我が国の国税庁見解を変えるべきではない。この点は第5章第7節でも述べ

¹¹⁹ 2018年11月12日に開催された「仮想通貨交換業等に関する研究会(第9回)」において、漸く「仮想通貨」の呼称についての議論がなされた。

¹²⁰ 例えば、インド準備銀行(RBI)は、銀行との仮想通貨等の取引を禁止しているが、インド最高裁判所は、2018年10月、中央政府に対して仮想通貨等に関する公的見解を示すよう要請した。

¹²¹ 上述の国家のほか、イスラエル国では資産(asset)として課税される。ブルガリア共和国では金融資産(financial asset)として課税される。アルゼンチン共和国及びスペインでは所得税(income tax)の対象となる。デンマーク王国においても、所得税の対象となるが、損失は控除可能である。また、2018年10月25日、中華人民共和国の深セン国際仲裁裁判所は、ビットコインを民法に準拠して財産とみなすと結論づけた。(https://mp.weixin.qq.com/s/U_qDgQN9hceLBbpQ13eEdQ)

¹²² 「暗号通貨に関する租税制度研究会」において、以下の5つの改正案を提示されている。(i)仮想通貨間の交換に係る損益を法定通貨との交換時点等まで繰延べ可能とすること、(ii)仮想通貨の取引に係る利益への少額非課税制度の導入、(iii)マイニング等に係る収益と費用は報酬として受取った仮想通貨を法定通貨に交換時点まで繰延べ可能とすること、(iv)仮想通貨取引に係る利益は20%の申告分離課税とし、損失は翌年以降3年間、仮想通貨に係る所得金額からの繰越控除を可能とすること、(v)仮想通貨取引に係る税額計算時に、取得費が不明の場合には、売却価額の5%を取得費とすること。しかし、紙面の都合上であることを願うが、本論文で論じる基礎的前提に立脚した十分な検討過程を欠いており、これらの改正案は結論が妥当であったとしても根拠に乏しいと考える。根拠に乏しい改正案で、根拠を示さない個人課税課情報第4号やタックスアンサーを批判することは、自己矛盾を孕んでいる。酒井克彦「仮想通貨取引に係る課税上の課題と改正提案」税理61巻、11号(ぎょうせい、2018年9月)、47-54頁。

る。

英国で 2018 年 12 月 19 日に公表された Policy Paper では、token の定義に拘らず、仮想通貨等の性質や実態に則して課税する旨が示されている。この点は、我が国も定義に拘らず所得の性質に応じて実態に即した課税を積極的に検討すべきである。

ニュージーランドは ICO により発行された仮想通貨等に関しても一応の公的見解を示している。我が国では ICO の課税上の取扱いに関して、公的見解が示されておらず、十分な検討を前提とした公的見解を示す必要がある。

次章では、本章で示した税制の是非を論ずる上での基礎的前提として、仮想通貨等の技術的側面に焦点を当てる。仮想通貨等の技術的バックボーンは所得の性質や所得税の課税要件に深く関係するため、仮想通貨等と税法を論じる上で欠いてはならない。

第3章 仮想通貨等の技術的バックボーン

本章では、仮想通貨等の技術的観点からその本質を捉える試みをする。仮想通貨等の技術的バックボーンを検討することは、所得税法上の仮想通貨等の取扱いを検討する上で必要条件である。この点の検討を欠いて所得の性質を論ずることは誤った結論へ導かれかねないため、仮想通貨等と所得税法を論じる上での基礎的前提として重要性を有する。

第1節 仮想通貨等とブロックチェーン・分散型台帳技術

DLTは、仮想通貨等を実現する技術的バックボーンであり、①台帳を管理するデータベース技術、②暗号学的ハッシュ関数、③公開鍵暗号技術、④P2P技術、⑤CAという5つの技術の総体として構成されている。

DLTの仕組みを考察することは、所得税の課税要件を検討する上で重要性を有する。

1 ブロックチェーン・分散型台帳技術の意義

DLTは、各トランザクション等を格納する「ブロック」と呼ばれるデータ構造を一意に連続して順序立てた構造をもつ。2016年10月3日にJBA(日本ブロックチェーン協会)¹²³は次のようにDLTを定義した。

(i)ビザンチン障害¹²⁴を含む不特定多数のノード¹²⁵を用い、時間の経

¹²³ 旧JADA(日本価値記録事業者協会、2014年9月設立)は2016年4月27日にJBAへ改組した(仮想通貨は元々「価値記録」という新たな概念で検討されていた。)。なお、DLTに関する団体はJBA以外にも、ブロックチェーン研究会(2015年12月設立)、ブロックチェーン推進協会(BCCC、2016年4月設立)、国内外為替の一元化検討に関するコンソーシアム(2016年10月設立)など乱立している。

¹²⁴ 「ビザンチン将軍問題」とも呼ばれ、相互に通信しあうネットワークにおいて偽の情報を伝達する者がいる可能性がある場合、正しい合意を形成できるかを問う分散システム上の信頼性に関わる問題である。偽情報を伝える者が n 人のとき、真実を伝える者が $2n+1$ 人以上であれば解決される。なお、ビザンチン将軍問題を解決し、P2Pネットワークが正常に稼働するシステムは、ビザンチン・フォールト・トレランス性(Byzantine Fault Tolerance)を持つと言われる。

¹²⁵ 通信ネットワークではコンピュータや通信機器など、通信の主体となる個々の機器のことをノードという。

過とともにその時点の合意が覆る確率が 0 へ収束するプロトコル¹²⁶、又はその実装をブロックチェーンと呼ぶ。

(ii)電子署名とハッシュポインタ¹²⁷を使用し改竄検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術を広義のブロックチェーンと呼ぶ。

(ii)の広義の DLT の定義は、ブロックの連鎖構造、CA の種々の課題を解決することやスマートコントラクト¹²⁸等新たな用途での使用を目標に様々な DLT の開発が現在進行形で進められており、それらに対応するための定義であると述べられている。

DLT については、原初の仮想通貨であるビットコインに使用されたものが「ブロックチェーン 1.0」と呼ばれるのに対し、ビットコインの DLT の一部を改変し新たな仮想通貨等に使用されているものは「ブロックチェーン 1.5」¹²⁹と呼ばれ、更に様々な付加技術¹³⁰を施し開発された DLT が「ブロックチェーン 2.0」と呼ばれる。

DLT の応用として、DAO¹³¹(Distributed Autonomous Organization)や DAC¹³²(Distributed Autonomous Corporation)という分散型組織・非支配構造型組織への試みがなされている。例えば DLT 上で資産取

¹²⁶ ネットワークで通信を行うための手順や約束事のことを指す。

¹²⁷ プログラミング言語において、ある変数の内容が格納されている場所の位置情報を保持する変数。

¹²⁸ 契約内容を記述したプロトコルであり、DLT に格納することで契約の自動履行等が行える。

¹²⁹ ビットコインの DLT 上の余白(データの余り部分)に独自の仮想通貨等を発行する。

¹³⁰ 現実の資産と紐づくデジタルシンボルを DLT 上で管理したり、スマートコントラクトを格納したり、その契約の自動化を行うことが可能となる。

¹³¹ 分散型自動化組織。スマートコントラクトを更にまとめて自動執行できるようにしたもの。

¹³² DAO の会社組織型のようなもの。出資や配当の支払い等を DLT 上で自動化したもの。

引管理業務を行い、参加者は DLT 上に委託された仕事を遂行し、その対価として手数料及び CA への貢献に対する報酬を稼得する。DAO や DAC といった仕組みは、将来的に特定の業種において、インターネット上で「法人のようなもの¹³³⁾」が設立され、一連の事業活動がインターネット上のみのやり取りで完結する可能性を示唆する。個人や法人の所得がインターネット上の域内で各者に帰属し、国境のないサイバー空間で特定の経済が完結する可能性が考えられる。すなわち、第 6 章第 7 節で後述するスーパータックスヘイブンの誕生を惹起させるものである。

2 ブロックチェーン・分散型台帳技術の類型

DLT は管理者の有無又はそのネットワーク参加への承認の必要性によって大別できる。特定の管理者がいないものをパブリック型 DLT という。特定の管理者がいる場合には、その管理者が単一の場合はプライベート型 DLT と呼び、複数の管理者がいる場合はコンソーシアム型 DLT と呼ばれる¹³⁴⁾。

特定の管理者を置かないパブリック型 DLT では、他の参加者への信頼を前提としない仕組み、すなわち、自律的に参加者同士で信頼を担保する仕組みが必要である¹³⁵⁾。一般的に、この仕組みでは改竄・不正を防止するためにトランザクションの検証・承認に掛かる時間的・経済的コストが大きくなり、処理可能な取引数に制約を与えている。これら検証・承認をした者には報酬が支払われ、その報酬を得ることの経済的利益が改竄・不正を行うことによる経済的利益を上回ることから、改竄・不正

¹³³⁾ 各国の法人の定義に該当しない可能性が高いため、このように表現している。

¹³⁴⁾ 河合健、早川晃司「ブロックチェーンの技術と可能性 - 特集 ビットコインなどの仮想通貨に関する法改正と実務への影響」*Libra:The Tokyo Bar Association journal* 17 卷 4 号(東京弁護士会、2017 年 4 月)、18 頁。

¹³⁵⁾ これを CA によって実現する。

ためのインセンティブが薄まり、自律的な運用が可能となる。また、パブリック型 DLT のネットワークには誰でも参加でき、DLT の閲覧に制限はない。通常パブリック型 DLT は最も長いチェーン(最もブロックが連鎖しているチェーン)を正当なものと判断する。例えば、ビットコインでは、特定の P2P ネットワーク¹³⁶で運用されるが、特定の管理者を要せず、各 P2P ネットワーク参加者が分担してシステムの機能を維持している。ビットコインの DLT には全世界におけるビットコインの全てのトランザクションが記録されている。

他方、管理者を置くプライベート型及びコンソーシアム型 DLT では、管理者が信頼に足ればよい。そのため、正式なトランザクションの検証・承認に要するコストが抑えられ、処理数の増大に繋がる。また、プライベート型及びコンソーシアム型 DLT では、ネットワークに参加するために管理者の承認を経ることや、DLT の閲覧制限が可能である。

いずれの DLT を使用しているかは仮想通貨等によって異なるが、その仮想通貨等の P2P ネットワークに参加する者はその仮想通貨等で用いられている DLT の仕組みにあらかじめ合意していると考えられる。

資金決済法の仮想通貨の定義にある「不特定の者」は、パブリック型 DLT を用いる仮想通貨等のみが該当するように規定されているようにも解せるが、コンソーシアム型やプライベート型 DLT のように P2P ネットワークへの参加者が特定されている場合でも、取引の相手方がその外部の不特定の者であれば定義に該当する可能性があるため、DLT の類型のみで資金決済法の規定する仮想通貨の該当性を論じることは困難である。

¹³⁶ このような特定の仮想通貨等の P2P ネットワークをプラットフォームと呼ぶことがある。アルトコインではプラットフォーム名と通貨単位を別々の呼称にすることも多いが、ビットコインの場合は同一であるので混同されやすい。

第2節 コンセンサス・アルゴリズムの主な類型

CAとは、正式なトランザクションの承認を得るための分散型合意形成の仕組みである。DLTでは、新規ブロックを誰もが自由に生成できるとすると、容易に改竄されるおそれがあるため、新規ブロックの生成に対してCAによって何らかの制約を与えている。DLTと同様に、CAによって、所得税の課税要件や所得区分に影響を与える可能性があるため、この検討も必要条件である。主要なCAは以下であるが、CAは多種多様であり、現在も新たなCAの開発が進んでいる。本説では特徴的かつ所得税法との関係で重要性を有すると考えられるCAについて論ずる。

1 プルーフ・オブ・ワーク

PoWは、Satoshi Nakamotoが提唱したP2Pネットワーク上でのトランザクションの合意形成を可能にしたCAの一種である。原初の仮想通貨であるビットコインで採用されているCAであり、他のCAも基本的にPoWの課題を解決するために派生・発展しているので、PoWを理解することは特に重要である。

PoWでは、CPU¹³⁷の計算量(演算能力)にある種の承認権¹³⁸を付与することによって改竄の問題を解決している。あえて膨大な計算量を要する難易度の高い問題を提示し、その問題を計算させ、最初に解いた者に承認権が与えられる。ある者がPoWによってトランザクションの承認をすることを金の採掘(mining)に準えて一般に「マイニング」と呼び、マイニングをする主体を「マイナー」と呼ぶ。

マイナーは、DLTの末尾に追加させる新規ブロックの作成を試みる。

¹³⁷ コンピュータの制御や演算や情報転送をつかさどる中枢部分のこと。

¹³⁸ あるトランザクションが正式なトランザクションであると証明し、新規ブロックを追加する権限のこと。

マイナーが作成中のブロックには、ブロックに未格納の複数のトランザクション¹³⁹のデータと、現在の DLT の末尾のブロックの一部のハッシュ値を格納する。そして、作成中のブロック内の「nonce(一度きりの値)」を変化させながら二重のハッシュ関数を適用し、新たなハッシュ値を求める。この新たなハッシュ値が特定の P2P ネットワーク内で「あらかじめ合意された値(ターゲット)」以下になればマイニングの成功であり、合意されている値以下にならないければ、適合する値が得られるまで nonce を変化させ、計算を繰り返す¹⁴⁰。

マイニングに成功すると、そのブロックが DLT の末尾に追加されるべきものとして、新しいブロックのデータを P2P ネットワークに提供する。他のマイナーは、提供されたブロックが正しいか否かを検証し、正しいければ、新しいブロックとして DLT の末尾に追加される。このような仕組みで不正な複製や二重支払がないことを確認し、適切にコインが移転しているかを検証する。

適切な nonce を求めることの難易度は、ターゲット次第であるが、一定の演算能力が求められるようターゲットは適時変化する。マイニングに成功したマイナーの nonce 値が適切であるか否かの検証は 1 回ハッシュ値を計算すればよいだけであり、検証作業にはほとんどコストが掛からない。すべてのトランザクションはマイナーによる承認を経て初めて正式なトランザクションとなる。

あるトランザクションについて、承認の回数をより経ているほどそのトランザクションの正当性は高まる。つまり、自身のトランザクション

¹³⁹ 未格納のトランザクションは、マイナーの承認を経るまでトランザクションプールと呼ばれる貯蔵庫に一旦置かれる。

¹⁴⁰ この適切な nonce 探しはいわばくじ引きのようなものであり、マイニング報酬の一時所得該当性を検討する余地がある。

が格納されたブロックの後ろに多くのブロックが連なるほど、事実上改竄されるおそれが低減し、そのトランザクションは確実なものとなる¹⁴¹。

マイニングに成功したマイナーには報酬が与えられる。この報酬には2種類ある。1つは新たに発行される仮想通貨等を取得することによる報酬¹⁴²であり、もう一つは取引手数料としての報酬である。前者は、ブロックに格納する先頭のトランザクションを、自分の公開鍵に宛てた送金(新規発行)とすることにより得られるが、すぐには使用できず、一定のブロックが生成された後に使用が可能となる¹⁴³。後者の報酬は、トランザクションの送金者が取引手数料として上乗せしたものである¹⁴⁴。

PoWを採用する仮想通貨等において、流通するコインは基本的にすべてマイニングによって発行(発掘)されたものである。多くの仮想通貨等は発行上限があらかじめ合意されており、その全てがマイニングされた後は取引手数料のみがマイニング報酬となる。通常、マイニングの報酬として得られる新規発行の仮想通貨等には半減期が設けられている。

このような一連の合意形成の仕組みをPoWという。この仕組みによって悪意を持って改竄することを防止している。つまり、あるブロックを改竄しようとする、その後に行われた全てのトランザクションを含

¹⁴¹ 確率的に、事実上確定するのであって、確実にマイナーに帰属すると言えるかは微妙であり、マイニング報酬の所得の認識時期について、検討を要する。この問題のことを「ファイナリティ問題」という。ファイナリティとは、トランザクションの完了のタイミングのことである。

¹⁴² 仮想通貨等を通貨等と捉えた場合、この報酬は通貨発行益(シニョレッジ、*seigniorage*)と解することになる。PoWでは誰でもマイニングに参加できることから、参加者全員に通貨発行益を獲得する機会が与えられている。

¹⁴³ この点からも、マイニングに成功した時点と実際に使用可能となった時点のいずれの時期に所得を認識すべきかについて検討を要する。

¹⁴⁴ 送金者は取引手数料を大きくすることで、トランザクションプールから自身のトランザクションを優先的にマイナーに承認させるインセンティブを与えることができる。

むブロックを全て計算し直さなくてはならない。そのためには、他の DLT 参加者¹⁴⁵全体の演算能力を上回る速度で DLT を書き換え続ける必要があり、参加者全体の過半数の演算能力¹⁴⁶がない限り改竄は事実上困難である¹⁴⁷。

PoW を採用する代表的な仮想通貨はビットコインである。ビットコインではマイニングの難易度、すなわち新たな承認に掛かる時間を 10 分程度要するようにターゲットが設定されている。通常、自身のトランザクションが 6 回の承認を経ればそのトランザクションは確かなものとなると言われる¹⁴⁸。

また、ビットコインにおいて、マイニング報酬として得た新規発行のコインをトランザクションに使うことができるのは、自身のブロック生成後に 100 ブロックが生成された後である。ビットコインの発行上限は約 2,100 万単位であり、新規発行のマイニング報酬は約 4 年ごとに半分になることが合意されている。

2 プルーフ・オブ・ステーク

プルーフ・オブ・ステーク(Proof of Stake、以下、「PoS」という。)は、PoW の代替システムにあたる CA である。PoS は、コインの保有量及び保有期間に応じて、ブロックを承認する成功率を高める仕組みである¹⁴⁹。PoW におけるマイニングに該当する言葉は、PoS では「鑄造(minting 又は forge)」という。コイン保有量に保有期間を乗じたものを「C

¹⁴⁵ 当該仮想通貨等の P2P ネットワークに参加をしても、マイニングには参加していない者もいるため、ここでは「DLT 参加者」とした。

¹⁴⁶ 過半数の計算能力によって改竄し得る問題のことを「51%問題」という。

¹⁴⁷ ビットコインは運用されて以来、2018 年現在まで一度も改竄されていない。

¹⁴⁸ 具体的な改竄の確率については、以下を参照。Satoshi Nakamoto(2008) “*Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System*” pp6-8.

¹⁴⁹ PoS は、承認の成功率を高めるためにはコインを多く入手しなければならず、また、入手後に改竄すると自身の保有するコインの価値を損ねるため、改竄のインセンティブが弱く、51%問題に対して効果的であるとされる。

oin Age」と呼び、「Coin Age」が大きいほど、計算する範囲が小さくなるよう設計されており、結果として鑄造の成功率が高まる。

したがって、PoS では高い演算能力を持つ CPU を必要とせず、設備費用や電気代を PoW に比べて抑えられる特徴を有する。PoS では Coin Age に承認権を付与していると言うことができ、この点において演算能力に承認権を付与する PoW と異なる。

PoS を初めて採用したのは Peercoin ¹⁵⁰ というアルトコインである。実際には、PoS における鑄造報酬に関するアルゴリズムはアルトコインによって異なる。例えば Ether ¹⁵¹ は鑄造報酬を一定とすることを予定しているが、Alohacoin ¹⁵² 等のアルトコインは PoS や PoS と PoW の組み合わせを採用しており、ブロック数の経過に応じて報酬額が減額されていく仕組みになっている。また、Reddcoin ¹⁵³ は、時間経過によってコインの持分評価を下げるアルゴリズムにすることで、単に所有だけでなくそのコインの使用も評価対象となる仕組みになっている ¹⁵⁴。

3 デリゲート・プルーフ・オブ・ステーク

PoS の亜種として、デリゲート・プルーフ・オブ・ステーク (Delegate Proof of Stake、以下「DPoS」という。)がある。DPoS では、仮想通貨等の保有者が保有量に応じた投票権で取引の承認者を決定する、いわば間接民主制を採る CA である。参加者が誰でも承認権を得ることが

¹⁵⁰ Peercoin のホワイトペーパーは以下の URL を参照。(https://peercoin.net/assets/paper/peercoin-paper-jp.pdf)

¹⁵¹ Ether は Ethereum(スマートコントラクト・分散型アプリケーション(Dapps)の構築プラットフォーム)で使用される暗号通貨のこと。Ethereum は参加者が誰でも自由にスマートコントラクトの記述・実行ができ、チューリング完全(あらゆるプログラムを記述可能)なプログラミング言語 Solidity で記述されている。

¹⁵² Alohacoin のホワイトペーパーは以下の URL を参照。(https://docs.wixstatic.com/ugd/31ed3a_a39b351a429d453f835c9afb1ae378ee.pdf)

¹⁵³ Reddcoin のホワイトペーパーは以下の URL を参照。(https://www.reddcoin.com/papers/PoSv.pdf)

¹⁵⁴ このような仕組みは Proof of Stake Velocity と呼ばれる。

できる PoW や PoS に対し、DPoS はトランザクションの承認を特定の管理者に委ねる点で大きく異なる。プライベート型 DLT では、取引の承認者を特定の管理者が選択するが、DPoS では不特定多数の者が投票行為によって管理者を決定する点が異なる。

DPoS を最初に採用したアルトコインは BitShares ¹⁵⁵であり、Bitcoin のマイニングにあたる行為を表す語は、ウィットネス(witness)と呼ばれる。同様に DPoS を採用する Lisk ¹⁵⁶というアルトコインがある。Bitshares と Lisk の DPoS も全く同じものではなく、Bitshares ではウィットネスの報酬は取引手数料のみであるのに対し、Lisk では新規発行益も得られる。これらの違いは、そのアルトコインに発行上限を設けているか否かに依存している。

4 プルーフ・オブ・インポートانس

プルーフ・オブ・インポートانس(Proof of Importance、以下「PoI」という。)は、そのネットワーク内の経済活動への貢献度を重要視する CA である。PoI は NEM ¹⁵⁷で使用することを目的として開発された CA である。NEM(New Economy Movement)は金銭的な自由、平等、連帯感の原則に基づき、新しい経済圏の創出を目標としてはじまったプロジェクトであるため、PoI を採用している。

PoW や PoS が究極的には、より多くのコストを掛けることのできる者が承認の成功率が上がっていくのに対し、PoI はコインの保有量だけではなく NEM での取引額や、取引数等も承認の成功率に左右する。す

¹⁵⁵ 現在ホワイトペーパーは削除されている。

¹⁵⁶ ホワイトペーパーはないが、詳しくは以下の URL で参照できる。(https://lisk.io/documentation)

¹⁵⁷ 我が国では、2018年1月26日にみなし仮想通貨交換業者が適切なセキュリティを施していなかったことから約580億円分の仮想通貨流出事件が発生した。なお、ホワイトペーパーは以下の URL を参照。

(https://nem.io/wp-content/themes/nem/files/NEM_techRef.pdf)

なわち、NEM のネットワークにより貢献した者が承認の成功率が高くなるよう設計されており、貢献した者は平等に XEM¹⁵⁸を獲得する機会を得る点で¹⁵⁹、演算能力に承認権を付与している PoW や保有量に承認権を付与している PoS と決定的に異なる。

具体的には、ネットワーク参加者にネットワークへの貢献度を表す Importance というスコアが与えられ、そのスコアが高いほど承認の成功率が高まる。PoW においてマイニングに相当する語は、PoI では「Harvesting(ハーベスティング)、収穫¹⁶⁰」という。収穫をするためには、Vested¹⁶¹された XEM が 10,000 単位以上必要であり、収穫の報酬は取引手数料のみである。

5 プルーフ・オブ・バーン

プルーフ・オブ・バーン(Proof of Burn、以下「PoB」という。)は、新たなアルトコインを取得するために、既存の他の仮想通貨等を送金させ、既存の仮想通貨等はその後使用不可能とする仕組みである。すなわち、送金者は保有している既存の仮想通貨等を焼却(Burn)したことを証明する取引記録を作成することによって、同額の価値を有する新たなアルトコインを取得する。

PoW がマイニングによる新規発行のトランザクションを記録することで、新たに一定単位のコインを供給するのに対し、PoB は、焼却のトランザクションを記録することで新たなコインを供給する点で異なる。

PoW や PoS が初期段階から仮想通貨等を保有している者が有利に権

¹⁵⁸ NEM における仮想通貨等の単位のこと。

¹⁵⁹ NEM の詳しい算式については以下の URL を参照。

(https://www.nem.io/wp-content/themes/nem/files/NEM_techRef.pdf)

¹⁶⁰ 収穫には、ローカルハーベスティングとデリゲートハーベスティングの二種類がある。税法に関する論文である本論文ではこれらの差異にまで踏み込まないこととする。

¹⁶¹ 取得した XEM を、一定期間保有すると一定割合で Vested される。

ザクシヨンの処理が実行される。そして、実行の結果が DLT に反映され次第その旨が NVP へ伝えられ、NPV は一定の台数から DLT への反映が終了したことを伝えられると「トランザクシヨンが完了した」とみなす。

複数の参加者によってトランザクシヨンの検証作業が行われるという点では PoW や PoS と同様であるが、PBFT では特定の者がリーダーとなる点、作業に対する報酬がない点、ファイナリティ問題¹⁶⁵が解決されている点、無駄な検証作業がない点が異なる。これらの特徴から、高速な処理が可能となるが、信頼に足る特定のリーダーや VP が必要であるため、パブリック型 DLT には不向きであるとされる。したがって、PBFT は主にコンソーシアム型 DLT に使用される。

以上、主要な CA について述べたが、本論文においては、マイニング等の行為によって、仮想通貨等のコインが新規発行されることにより得られる当該コインの市場価格部分の収入を「新規発行益」、取引手数料として得られる収入を「取引承認益」と呼び、これら 2 つを合わせて、「保証作業¹⁶⁶に対する役務提供の対価」ということにする。

第 3 節 仮想通貨等の保管と帰属

仮想通貨等は、ウォレットと呼ばれる「財布」に記録として存在している。当該ウォレットには、具体的・物理的なコインが存在するわけではなく、当該仮想通貨等の収支の記録が残高として記されているのみである。すなわち、ウォレットには具体的な資産としての「コイン」があるのではなく、いわば「帳簿記録」があるに過ぎない¹⁶⁷。技術的観点

¹⁶⁵ PoW 等がファイナリティが未確定(ブロックの追加によって確率論的に事実上確定していく)であるのに対し、PBFT はファイナリティが明確である。

¹⁶⁶ 論者によって「作業保証」と呼ぶこともある。

¹⁶⁷ この点、資金決済法で「仮想通貨」という名称で定義される以前に、検討されていた「価値記録」という呼称の方が実態に則しているといえるし、技術進歩及び国際的潮流を考慮すれば「暗号資産」という呼称の方が適切である。

からは、基本的に仮想通貨等のコインのデータはすべて DLT 上で共有されて保存されており、ウォレットは自身の保有する仮想通貨等のコインを操作する秘密鍵を保存する機能を有している。

1 ホットウォレットとコールドウォレット

種々のウォレットはインターネットに接続されているか否かで大別できる。

インターネットに接続された(オンライン)状態にあるウォレットを「ホットウォレット¹⁶⁸」(hot wallet)と呼ぶ。この方法は、オンラインであるためハッキングされるリスクを有する。

一方で、インターネットに接続していない(オフライン)状態にあるウォレットを「コールドウォレット¹⁶⁹」(cold wallet)と呼ぶ。この方法は、ホットウォレットに比べ、インターネットを介したハッキングのリスクを回避することができるとされる。

2 WEBウォレット

WEBウォレットでは、仮想通貨等の情報をWEB上で管理する。WEBブラウザでアクセスでき、PCやスマートフォン等のデバイスで容易に利用できる。通常、利用者がWEBサイト運営者に対し当該WEBサイトに利用登録することで利用可能となるが、当該WEBサイトのサーバーがハッキングのリスクや、運営者自体が悪意ある者である場合は、コインを失うリスクがある。

3 ハードウェアウォレット

¹⁶⁸ 論者によって「ホットストレージ」、「オンラインウォレット」と呼ぶことがある。

¹⁶⁹ こちらも論者によっては「コールドストレージ」、「オフラインウォレット」と呼ぶことがある。

ハードウェアウォレットは、USBメモリ等のハードウェアデバイスに秘密鍵を保存する。インターネットに接続しているデバイスに接続している時はオンラインとなるが、それ以外の時はオフラインとなる。当該ハードウェアの紛失・故障のリスクやオンライン時にはハッキングのリスクも生じる。

4 ソフトウェアウォレット

ソフトウェアウォレットでは、自身の管理するPC等のデバイスに専用のソフトウェアをインストールして仮想通貨等の管理を行う¹⁷⁰。PC等のデバイスがインターネットに接続されているのであれば、当該接続を介してハッキングのリスクがあるほか、デバイス自体の紛失・故障のリスクも生じる。

5 ペーパーウォレット

ペーパーウォレットは、文字通り紙に秘密鍵等を記録しておく¹⁷¹。紙にコインの使用に必要なアドレスや秘密鍵を記載して管理する。一般に、ペーパーウォレットは、公開鍵と秘密鍵を符号化する¹⁷²。紙の紛失のリスクは生じるが、オンライン特有のリスクはないとされる。

ペーパーウォレットは紙に記録するが、紙すらも使わず、自身の記憶に頼り管理する方法を「ブレインウォレット」と呼ぶことがある。

6 仮想通貨等の帰属

上述のとおり、ウォレットの種類は多岐に渡るが、結局のところ、自

¹⁷⁰ デスクトップPCで管理する方法を「デスクトップウォレット」、スマートフォンなどのモバイル端末でアプリを用いて管理する方法を「モバイルウォレット」と呼ぶことがある。

¹⁷¹ 秘密鍵を記した紙が物理的に存在する点でサイバー空間に秘密鍵を保存しておく方法と性質が異なる。

¹⁷² バーコードとbase-58記法の2通りの方法で符号化するのが一般的であるが、自身が管理できるのであれば何でも良い。

身が使用できる仮想通貨等の秘密鍵の管理手段に過ぎない。税法との関係で問題となるのは、仮想通貨等に認められる財産的価値が誰にどのように帰属するのかという点である。すなわち、公開鍵と秘密鍵を知る者が当該仮想通貨等を保有するとみなしてよいのか、それらの鍵を紛失した場合にその事実をどのように証明できるのか、そもそも DLT に分散されている単なる価値の記録としての「財産的価値」に財産権が認められるのかという点である。

第 4 節 小括

本章では、仮想通貨等の技術的バックボーンである DLT や CA、ウォレットについて述べたが、これらは税法上の課税要件を検討する上での基礎的前提として重要である。PoW では、nonce 探しはくじ引きのようなものと説明されることから、マイニングによる新規発行益は一時所得に該当するか否かの検討が必要である。また、PoW ではファイナリティ問題があり、マイニングに成功したとしても一定期間使用ができないことから、「マイニングに成功した時点」と「実際に使用可能になった時点」のどちらで所得を認識するのかといった課税時期についての問題が提起される。また、PoB では、同種資産の交換とも捉えられ、我が国の所得税法上の課税の繰延べの取扱いとの関係についての問題が提起される。

分散型ネットワークを用いるパブリック型 DLT の仮想通貨等では、新規発行益を得る権利が参加者に分散される。歴史上ほとんどの国家において、通貨発行益は中央銀行や政府に属しているが¹⁷³、我が国の課税庁のように、仮想通貨等を通貨又は通貨類似の概念(以下、「通貨等」と

¹⁷³ 「中央銀行の利益の大宗は、通貨発行益(銀行券発行と引換えに保有する金融資産から生じる利子収入等)であり、国が中央銀行に銀行券の発行権を独占的に与えたことから反射的に生じる利益であるため、国民の財産として、基本的に国庫納付される。」金融制度調査会「日本銀行法の改正に関する答申理由書」(1997年2月)「第六-会計」を参照。

いう。)と捉えた場合、一部の仮想通貨等では、当該通貨発行益が民間の主体である個人等に帰属することになる¹⁷⁴。すなわち、仮想通貨等を通貨に準じるものとして捉えている現行の課税上の取扱いをする場合、個人等に帰属し得るようになった通貨発行益という所得に対して、我が国の所得税法は所得税法の歴史上初めて向き合うこととなる。通貨発行益という所得は、これまで所得税法上観念されてきた所得と明らかに異質なものであり、既存の所得税法の枠組みの中で今まで個人に帰属しなかった性質の通貨発行益を取扱うことができるか否かには慎重かつ十分な検討を要する。

仮想通貨等と税法との関係を論じる上で、技術的バックボーンは必要条件であり基礎的前提であるが、これだけでは足りない。次章では、仮想通貨等を課税上どのように捉えるべきかの基礎的前提として、仮想通貨等についての私法上の性質及び経済的性質を考察する。

¹⁷⁴ 伝統的に国家・政府に帰属していた通貨発行益は「権益」としての性質が強い
のに対し、仮想通貨等による通貨発行益は純粋に発行時の額面の発行額が利益とな
る点で異なる。

第4章 仮想通貨等の性質

本章では、前章で論じた仮想通貨等に関する基礎的前提を踏まえ、まず我が国における私法上の性質を検討する。次に、仮想通貨等の経済的性質の観点から仮想通貨等が個人課税課情報第4号及び仮想通貨関係FAQでいうような通貨に準ずるものとして取扱われていることの妥当性や、そもそも多様な仮想通貨等を一律に規律できるのかについて考察する。また、ICOによって発行されるトークンの多様性を指摘し、ICO及びトークンに関する税法上の問題点を指摘する。

第1節 仮想通貨等の法的性質

仮想通貨等の法的な性質は、我が国の仮想通貨の定義が既存概念でない「財産的価値」という表現を用いていることから、新たに検討する必要がある。現実として仮想通貨等は売買取引等の対象となっているのであり、財産的価値を有することは明らかであるから、財産権は結論としては認められるべきである。結局のところ、どのようなアプローチによって、従来の法の枠組みの中で、あるいは新たな法解釈・法規定として財産権に結びつけるのかが重要である。

仮想通貨等に関する私法的性質を説明するアプローチとして少なくとも以下の5つが考えられる¹⁷⁵。

¹⁷⁵ 本説では以下を参考にした。片岡義広「仮想通貨の私法的性質の論点」Libra:The Tokyo Bar Association journal 17巻、4号(東京弁護士会、2017年4月)、12-17頁。森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情66巻、15号(金融財政事情研究会、2018年8月)、14-23頁。後藤出＝渡邊真澄「仮想通貨の法的性質を探る(第2回)ビットコインの私法上の位置づけ(総論)」ビジネス法務18巻、2号(中央経済社、2018年2月)、113-117頁。後藤出＝渡邊真澄「仮想通貨の法的性質を探る(最終回)ビットコインの私法上の位置づけ(各論)」ビジネス法務18巻、4号(中央経済社、2018年4月)、103-107頁。末廣裕亮「FinTech深化に向けた制度のデザイン：新しい金融パラダイム実現のために(第3回)仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL 1090号(商事法務、2017年1月)、67-73頁。末廣裕亮「仮想通貨：私法上の取扱いについて」ビジネス法務16巻、12号(中央経済社、2016年12月)、73-77頁。

1 物権アプローチとその問題点

このアプローチは、仮想通貨等に民法上の物権を認めようとする考え方である。仮想通貨等に財産的価値があり、利用者が財産権類似の権限を有すると一般に認められるのであれば、物権を認めるべきとの主張である。

しかし、民法上、「物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。」と物権法定主義(民法第175条)が採られており、仮想通貨等は法律によって物権及び権利の発生・変更(移転)・消滅といった物権変動が規律されていないので、現行法の下では、仮想通貨等に物権を認めようとする、係る物権法定主義に反することとなる。また、仮想通貨等の多様性から一様に物権変動を規律することは困難であり、解釈論によって物権を認めようにも限界が生じる。

民法では、「物権」の客体は「物」であり、所有権(民法第206条)の対象は有体物(民法第85条)と限定されている。無体物である仮想通貨等を所有権の客体¹⁷⁶と解することは、伝統的な民法上の解釈と整合的ではない。

(株)Mt.Goxの破産に関する裁判例である東京地判平成27年8月5日(事件番号平成26年(ワ)第33320号)では、「有体物とは、液体、気体及び固体といった空間の一部を占めるものを意味」するもので、「ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がないことは明らかである」と判示しており、ビットコインをはじめとした仮想通貨等を有体物と解さない見解を示した¹⁷⁷。

¹⁷⁶ 所有権の客体としての要件として、①有体性、②支配可能性、③非人格性、④独立性・単一性・特定性が挙げられる。河上正二『民法総則講義』(日本評論社、2007年)、204-206頁。

¹⁷⁷ 「有形的存在でなくとも、法律上の排他的支配の可能性があれば有体物と解すべき」とする学説もある。我妻栄『新訂民法総則<民法講義I>』(岩波書店、1965

さらに、同判決では、「ビットコインの仕組み、それに基づく特定のビットコインアドレスを作成し、その秘密鍵を管理する者が当該アドレスにおいてビットコインの残量を有していることの意味に照らせば、ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない」とし、排他的支配可能性を明確に否定している。

また、同判決は「特定の参加者が作成し、管理するビットコインアドレスにおけるビットコインの有高(残量)は、ブロックチェーン上に記録されている同アドレスと関係するビットコインの全取引を差引計算した結果算出される数量であり、当該ビットコインアドレスに、有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない¹⁷⁸⁾」と判示し、ビットコインの移転及びウォレットの仕組みに着眼した上で判断を下している。

当該裁判例や有体物に限定する伝統的な民法上の物権の考え方に鑑みると、仮想通貨等に財産権を認めるために、物権アプローチを用いることは困難である。

2 準物権アプローチとその問題点

有体物でなくとも特別法¹⁷⁹⁾によって物権を認められているものもある。また、無体物に物権的な権利の占有を認めるものもある¹⁸⁰⁾。この

年)、202頁。

¹⁷⁸⁾ この点につき「一度参照した利用者アドレス宛出力データは二度と参照できないことから、ブロックチェーン上に記録されている未参照の利用者アドレス宛出力データという形で、利用者にとって利用可能なビットコインの有高を表象する電磁的記録を特定することができるのではなかろうか。」との意見がある。後藤出、渡邊真澄「仮想通貨の法的性質を探る(第2回)ビットコインの私法上の位置づけ(総論)」ビジネス法務 18巻、2号(中央経済社、2018年2月)、117頁。

¹⁷⁹⁾ 鉱業権や漁業権、採石権など。条文内に「物権とみなし」と規定されている。

¹⁸⁰⁾ 特許権、著作権、商標権などの知的財産権がこれにあたる。条文内に「権利を占有」する旨が規定されている。

ような既存の無体物と仮想通貨等との差異は、仮想通貨等の記録が技術的に分散され、また転々流用性を有する点である。

準物権が認められる無体物は法律の条文上、その権利が明らかとなるように規定され、その権利の発生・変更(移転)・消滅についても法律で規定されている。しかし、現行法では仮想通貨等に関するそのような法律は存しない。

立法によって対応するとしても、仮想通貨等は現行法で準物権が認められている権利とは性質を異にする。確かに仮想通貨等は実際に売買取引等の対象となっており、実態として、特定の者が排他的支配をしているとも考えることも可能であるが¹⁸¹、パブリック型 DLT を用いる仮想通貨等では、P2P ネットワークで技術的に分散されている記録に排他的支配可能性を認めると解することはなじまない。ウォレットアドレスに、準物権的権利を認める場合にも、「有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない¹⁸²」のであり、解釈上、準物権を認めるのはより一層困難である。

3 債権アプローチとその限界

このアプローチでは、仮想通貨等の財産権として、「債権」を認めようとするものである。特定の発行者が存在するコンソーシアム型 DLT やプライベート型 DLT を用いる仮想通貨等の場合には、債権アプローチによって、財産権を認めることができると考えられる。

他方、パブリック型 DLT を用いる仮想通貨等には特定の発行者が存せず、債権の相手方が存在しないことから債権債務関係は無く、このアプ

¹⁸¹ ファイナリティ問題が存する PoW を CA とする仮想通貨等では、排他的支配は確率論的にしか説明できないので、この解釈によってもやはり排他的支配を認めることは、拡大解釈を用いた「可能性」にとどまる。

¹⁸² 前述の東京地判平成 27 年 8 月 5 日(判例番号 LO7030964)。

ローチは仮想通貨等全体を説明できるものではない点で限界がある。

4 通貨的アプローチとその問題点

このアプローチは仮想通貨等と法定通貨の類似性から、法定通貨に関する解釈を借用・拡張して仮想通貨等を捉えようとするアプローチである。

動産である法定通貨は、原則として、占有することで所有権が占有者に帰属する¹⁸³。物理的な通貨は、一度他者へ支払えば、物理的な占有も他者へ移転し、二重支払が生じることはない。このアプローチは、仮想通貨等においても、二重支払が生じないのであれば、物理的な通貨と同様に、他者への支払いをもって占有(支配)が移転したと捉えようとするアプローチである。すなわち、このアプローチでは、動産であるか否かではなく、二重支払が防止されているか否かで、仮想通貨等を物理的な通貨同様に解釈しようと試みている。

しかし、このアプローチによっても、仮想通貨等に対する排他的支配が前提となる。したがって、排他的支配可能性を否定している前述の裁判例の立場によれば、財産権は認められないこととなる。また、法定通貨が強制通用力を有し、国家の管理下に置かれているのに対し、仮想通貨等には強制通用力はなく、特定の管理者がいない点が特徴であるのであるから、その性質を異にすることは明らかであり、法定通貨との類似性から財産権を認めようとするには違和感を覚えざるを得ない。

5 コンセンサス・アプローチによる財産権の認定

このアプローチは、仮想通貨等の法的性質をその仮想通貨等の P2P ネットワーク

¹⁸³ 最二判昭和 39 年 1 月 24 日(集民 71 号 331 頁)。

ネットワーク参加者の「コンセンサス¹⁸⁴」に求めるアプローチである。

「Code is Law」という言葉があるように、仮想通貨等は、プログラミングコードによって規律されている。このようなコードに関する所有権や決定権は、プログラマー又はコミュニティに帰属している。コンセンサス・アプローチでは、ネットワーク参加者が特定の仮想通貨等を保有する際に、当該コードに合意したとみなす考え方である¹⁸⁵。

仮想通貨等が、不特定の者との間で、価値交換手段として機能し得るのは、当該ネットワーク参加者がその価値を信用し、特定のウォレットに帰属する仮想通貨等に排他的支配を認めているという事実があるからである。当該コードには、どういった場合に仮想通貨等のコインの発生・移転・消滅が生じるのか記述されているのであり、保有者がそれにあらかじめ合意している(コンセンサスが得られている)とみなすことで、当該保有者に仮想通貨等のコインが排他的に帰属するという事実を認めることができる。

前述のとおり、現在 2000 種の様々な態様の仮想通貨等が存在する中、それぞれに物権、準物権などの財産権を検討するための法規制を設けることは現実的ではない。この点、コンセンサス・アプローチによれば、あらゆる仮想通貨等について、保有者はその仮想通貨等のコインの発生・移転・消滅に合意しているとみなすことができ、私法上の性質を考慮する際に当該コンセンサスを念頭に置いて理解することは、合理的かつ現実的である。

ただし、ここでいうコンセンサスとは、いわば「ある国の国民がその

¹⁸⁴ 法律上の「合意」のような当事者の積極的意思表示の合致という意味合いはないことから、区別して「コンセンサス」という語を用いることにした。

¹⁸⁵ 一部の仮想通貨等では「Community is Law」という考え方が採られている場合もあるが、いずれにせよ、そのコミュニティ(ネットワーク)に参加する際に Law に対してのコンセンサスが得られていると考えることができる。

国の法領域内において当該国の法の適用を受けることに合意している」といった消極的な合意であり、民法上の本来の「合意」のように意思表示の合致を意味するところではないから、民法上の「合意」と同等の拘束力を有すると解するか否かには議論の余地がある。

第2節 仮想通貨等の経済的性質

1 仮想通貨等の「通貨性」の検討

一般に貨幣¹⁸⁶は、一般的交換手段(一般的支払手段)¹⁸⁷、価値尺度(計算の単位)、価値貯蔵手段としての機能を有する。

我が国をはじめとし、一般に中央銀行の発行する法定通貨は、理論上発行上限が定められていない¹⁸⁸。ビットコイン等の多くの仮想通貨等は、発行上限があらかじめ合意されており¹⁸⁹、この点がデフレ誘因となるばかりか、価値の不安定さをもたらしている。

経済学的には、貨幣の需要の動機は、(i)取引動機、(ii)予備的動機、(iii)投機的動機の3つに分類される¹⁹⁰が、仮想通貨等の場合、発行上限が定められていることから、発行済み仮想通貨等に希少性が生じ、投機的動機による貨幣需要が増大する。そのため、多くの仮想通貨等はボラティリティが大きくなり、投機又は投資対象として捉えられているのが現状である¹⁹¹。

¹⁸⁶ 一般に経済学では「通貨」ではなく「貨幣」の語を用いることから、経済学的視点から論ずる本節においては「貨幣」の語を用いることとする。

¹⁸⁷ 貨幣の機能につき、近代では例えば以下で論じられている。Karl Polanyi(1977) “*THE LIVELIHOOD OF MAN*” ACADEMIC PRESS, pp102-109.

¹⁸⁸ 我が国では、1998年に日本銀行の通貨発行に制約を与えていた最高発行額屈伸制度は廃止されている。現在では、日本銀行の自由裁量で発行を決定できるため、理論上は無限大に通貨を発行できることとなる。

¹⁸⁹ このような仮想通貨等を「デフレ通貨」と呼ぶことがある。反対に発行上限が定められていない仮想通貨等を「インフレ通貨」という。

¹⁹⁰ J.M.Keynes (1935) “*The General Theory of Employment, Interest, and Money*” Chapter13 II.

¹⁹¹ 開発途上国等の自国通貨の信用が危うい地域では、必ずしも投機的動機によって

発行上限の制約によるボラティリティの大きさは、通貨の3つの機能を十分に発揮するための阻害要因となる。このことは、現状の多くの仮想通貨等が本質的かつ安定的・長期的に支払手段等として事実上機能し得ないことを意味している。

いま、横軸に貨幣数量、縦軸に貨幣の価値¹⁹²をとり、貨幣の需要曲線を M^D 、貨幣の供給曲線を M^S とし、 M^D と M^S の均衡点を E とすると、通常、貨幣の需要曲線は右下がりの曲線として描くことができる¹⁹³。中央銀行の発行する法定通貨は、理論上その発行量に制限はないため無限大に発行できる¹⁹⁴。したがって、中央銀行の発行する貨幣の理論上の供給曲線は横軸に対して水平となる¹⁹⁵。この場合、貨幣の需要曲線 M^D が様々な要因で左右にシフトしたとしても貨幣の価値は一定となり、価値の安定が図られ、貨幣の三機能は有効に機能すると考えられる¹⁹⁶。

日本銀行には独立性があるが、実際には、日本銀行が法定通貨を発行する際には政府の基本方針による一定の制約を受け、貨幣の供給曲線 M^S を調整することで金融政策を行う¹⁹⁷。これは中央銀行が理論上通貨を

需要されるのではない。例えばビットコインが注目されるきっかけの一つとなったのは、キプロス共和国で2013年3月16日に実施された資産課税(10万ユーロ未満の預金に6.75%、10万ユーロ以上の預金に9.9%の課税)及び預金封鎖・引出し制限である。¹⁹² ここでは貨幣の価値は物価水準の逆数とする。

¹⁹³ 貨幣の右下がりの需要曲線については以下を参考とした。岩田規久男『デフレの経済学』(東洋経済新報社、2002年2月)、73頁、図2-5。

¹⁹⁴ 我が国の場合、日本銀行は「通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなる」(日本銀行法第4条)ことが求められているが、「通貨及び金融の調節における自主性」(同法第3条)が尊重され、仮に政府の基本方針と整合的でなかったとしても、日本銀行が「国民経済の健全な発展に資する」(同法第2条)と判断すれば、「通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更」(同法第15条第1項第5号)を日本銀行政策委員会(同法第14条)で決定することができる。

¹⁹⁵ 短期的には任意の供給量で供給曲線は垂直となるが、長期的にはある貨幣価値における任意の垂直の供給曲線との交点を繋ぎ、水平と考えることができる。この点、前掲注193の岩田氏の説明には論理の飛躍があるため、本論文において補完する。

¹⁹⁶ 厳密には、ハイパワードマネーを無限大に発行できることと、実際に貨幣が市中に供給されることとは、区別が必要である。中央銀行がハイパワードマネーを発行し、最終的に市中銀行が貸出しを行うことで、貨幣は供給される。

¹⁹⁷ 我が国では伝統的には短期金利を動かすことで貨幣量を調整していたが、我が国を含む先進諸国では政策金利がゼロに近い場合、これを動かすことによって貨幣

無限大に発行できることが前提となっているからこそ、すなわちマネーストックの供給量を調整できるからこそ、種々の金融政策が実施できるのである。

他方、発行上限に制約のある仮想通貨等の場合、貨幣の供給曲線は横軸に対し垂直でシフトしないものとなる¹⁹⁸。この場合、供給曲線 M^S が垂直であることから、貨幣の需要曲線 M^D の左右のシフトの影響が、 M^D の傾きの大きさに依存して直接的に E に影響し、 E は M^S 上で M^D のシフトに応じ上下に変動することとなる。すなわち、発行上限の定められている仮想通貨等の場合、貨幣需要がそのまま E のボラティリティとなって反映され、より一層投機的動機による需要を呼び起こすことになる。このことは、発行上限があらかじめ定められている仮想通貨等が貨幣の三機能を有効に発揮できないことを示している¹⁹⁹。

ここで、仮に発行上限があらかじめ定められていても、ほとんど同質²⁰⁰のアルトコインを後発で発行すれば、事実上発行上限はないのではないかとの疑問が惹起される。この点は貨幣に対する「信用」をどのように捉えるかによって結論が導かれる。

2 仮想通貨等の信用の裏付け

貨幣の「信用」を裏付けるものは、伝統的には国家や中央銀行等発行者の何らかの「財産」であった。

他方、仮想通貨等の場合、「信用」を裏付けるのは、具体的な「財産」

量を調整することが困難となり、結果としてマネタリーベースを増減させるという金融政策が取られるようになっていく。

¹⁹⁸ 厳密には、ビットコインをはじめとする仮想通貨等の新規発行は段階的に半減期が設けられているため、階段状ないし限りなく垂直に近い右上がりの曲線の形状となるが、理論上の問題を論じる上では無視してよからう。

¹⁹⁹ 最近における経済学的視座からの研究をまとめたものとして、例えば以下がある。石田良＝服部孝洋「仮想通貨市場は効率的か」ファイナンス Vol.54 No.7(財務総合政策研究所、2018年10月)。

²⁰⁰ ここでは、DLTやCAなどの仕組みが同じという意味で同質としている。

ではなく、DLTやCAといったプログラミングコードの規律によって醸成されるコンセンサスである。すなわち、特定のネットワーク内において、ネットワーク参加者が、その仮想通貨等に対し、何らかの基準で同一の価値を見出していれば、それは「信用」を醸成するのである。

一般に「信用力」といった場合には「支払能力」を指すことから「信用」にも財産的裏付けが絶対条件かのように考えられがちであるが、「信用」には財産的裏付けが絶対的に求められるものではなく、当事者間のコンセンサスは「信用」の源泉となり得る。仮想通貨等の場合、「信用」はコンセンサスによって裏付けられ、当該コンセンサスはDLTやCAといった技術的仕組みによって担保されている²⁰¹。

実際に、仮想通貨等がほとんど同質のままハードフォークをしたケースにおいて、分岐により新たに生じたアルトコインの価格は下落し、分岐元の仮想通貨等の価格は上昇するという事象が起こっている²⁰²。これは、新たに発行された仮想通貨等に対しコンセンサスに裏付けられた「信用」がなく、分岐元の仮想通貨等にはそれまでの実績としてのコンセンサスに裏付けられた「信用」があったという理屈で説明し得る²⁰³。結局のところ、仮にほとんど同質のアルトコインが後発で発行されたとしても、新たに発行されるアルトコインに対するコンセンサスに裏付けられた「信用」がなければ、分岐元の仮想通貨等の発行上限は有効に機能し得るのである。したがって、仮に発行上限があらかじめ定められて

²⁰¹ この他にも、PoWを採用する仮想通貨等では、ネットワーク効果(ネットワーク外部性)によって、後発のアルトコインに「信用」が醸成されづらいことが説明できる。ネットワーク効果については、以下を参照。江頭進ほか「ネットワーク外部性とシステム互換性：産業組織論に対する新しいアプローチ」経済論叢 156巻 5号(京都大学経済学会、1995年)、17-37頁。

²⁰² ビットコインのハードフォークでは、ビットコインの価格が上昇し、フォークしたアルトコインは価格が下落した。

²⁰³ 特にPoWを採用する仮想通貨等の場合、そのP2Pネットワーク参加者の母数が51%攻撃に対する堅牢性を意味するため、当該参加者の母数が「信用」に直接的に影響し、後発のアルトコインに「信用」は醸成されづらいといえる。

いる仮想通貨等に、後発で同質のアルトコインを発行すれば、事実上発行上限はないのではないかとの考えは妥当しない²⁰⁴。

3 支払手段等として機能を有するか否かの判断

ある仮想通貨等が支払手段等としての機能を有するか否かは、当該仮想通貨等に対する貨幣需要が投機的動機のみならず、取引動機によって需要されているかという点が肝要である。なぜなら、取引動機によって需要されるためには、実際に支払手段等として使用することが可能である必要があるからである²⁰⁵。支払手段等として使用されるためには、実際に財・サービスの購入の対価²⁰⁶として現実に支払いに使用することができることが条件となる。

会計上は「活発な市場の有無」によって仮想通貨等の会計処理が異なることとなったが、「活発な市場」があることは必ずしも支払手段等として現実に使用できることを意味しない。なぜなら「活発な市場」の主な参加者は、投機的動機によって当該仮想通貨等を保有する者たちであり、仮想通貨等のボラティリティによってキャピタルゲインを得ることを目的としており、必ずしも実際に支払手段等として使用していないためである。

ある仮想通貨等が支払手段等として機能するためには、高度な流通性を要する。ここでいう流通性とは、実際に店舗等での支払いに使用可能

²⁰⁴ 他方で、仮に、ネットワーク参加者の大多数が発行上限を引き上げることに合意をするようなフォークが起これば、この発行上限は機能しないともいえるが、ネットワーク参加者にとって発行上限を引き上げることに経済合理性はないことから、現実的にはこの可能性は相当程度低いといえる。

²⁰⁵ 例えば、前記キプロス共和国の金融危機の際は、国内においてビットコインが実際に実店舗においても物品の購入又は役務提供に対する支払手段等として機能していた。この場合、当時のキプロス共和国内においては、取引動機によってビットコインが需要されていたことを意味する。

²⁰⁶ 経済学上は「財・サービス」という語を用いるが、それぞれ所得税法でいう「資産」「役務提供」と解してよい。

であり、仮想通貨等を利用できる ATM 等で容易に法定通貨と交換又は両替が可能であることを意味する。

このような高度な流通性を獲得して初めて当該仮想通貨等はその地域において「通貨性」を獲得したことになる。裏を返せば、このような高度な流通性を獲得していない仮想通貨等は投機的動機に基づき需要される投資又は投機対象であり、「通貨性」を認めることはできず、G20の言うような「暗号資産」として取扱われるべきである。

4 流通性の程度の客観的判断基準

前述のとおり、ある仮想通貨等が「通貨性」を獲得し、通貨に準ずるものとして扱われるためには、高度な流通性が必要である。

会計基準において「活発な市場の有無」が「継続的に価格情報が提供される程度に取引所等において十分な数量及び頻度で取引が行われている」ことを判断の基準としているように、我が国の所得税法においても特定の仮想通貨等が支払手段等として機能し得る「通貨性」すなわち、「高度な流通性」を有するか否かの判断について具体的な基準が必要となる。

具体的には「高度な流通性」の判断基準として次の基準に依るべきである。

- (i) 当該仮想通貨等を財・サービスの購入の直接の対価として使用できること。
- (ii) 当該仮想通貨等を物理的な ATM・両替所を通じ、直接に法定通貨と交換又は両替が可能であること。
- (iii) 当該仮想通貨等に対し、継続的に価格情報が提供される程度に取引所等において十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

又は、

(iv) 当該仮想通貨等が納税の手段として使用できること。

上記(i)～(iii)の3つの基準をすべて満たすか、又は(iv)を満たして初めて当該仮想通貨等に支払手段等としての「通貨性」が認められ、所得税法上、通貨等として取扱われるべきである。

(iii)は、会計上の「活発な市場の有無」の判断の基準であるが、支払手段等として機能し得るかどうかの判断に当たっては、一要素に過ぎない。(i)及び(ii)を満たし、(iii)を満たさないケースも考えうるが、この場合、市場価格が形成されていないこととなるのでいずれにせよ所得税法上の所得の算定が不能であるため、(iii)も要件とした。

(iv)については、納税の手段として認められることは、ほとんど法定通貨として認められることと同義であり、(iv)を満たす場合、(i)～(iii)の3つの基準も同時に満たしていると考えられるため、固有の要件とした。

なお、現状、上記「高度な流通性」の基準を満たす仮想通貨等²⁰⁷は存しない。すなわち、我が国において、仮想通貨等はこれらの基準を満たさず支払手段等としての「通貨性」を具備しない。したがって、当該基準を満たさない仮想通貨等は「暗号資産」として金融商品類似の取扱いが適用されるべきである。ただし、将来においては通貨性を有する仮想通貨等が開発される可能性はあるため、その場合には通貨に準じた取扱いが妥当となる。

5 新たに「高度な流通性」を獲得した仮想通貨の取扱い

²⁰⁷ 「通貨性」を有し、通貨としての機能のみをもつ仮想通貨等をマネタリートークン(monetary token)と呼ぶことがある。

高度な流通性を有さなかった特定の仮想通貨等が、ある時点から高度な流通性を獲得した場合、その時点から「通貨性」を具備したものととして、通貨等として扱われるべきである。高度な流通性を獲得するまでに生じた所得については、通貨等として所得を把握するのではなく、「暗号資産」として金融商品類似の取扱いが適用されるべきである。

6 仮想通貨等の価値の根拠

仮想通貨等の価値の根拠をどのように求めるかについては、(i)限界費用による説明、又は(ii)交換価値による説明ができる。

(i)限界費用によってその価値を説明する場合、ある仮想通貨等を新規発行するために掛かる追加的費用、すなわち限界費用にその価値は収束するはずである。特に PoW を採用する仮想通貨等については、限界費用によってその価値を説明することができる。

例えばビットコインであれば、マイニングに掛かる設備代や電気代等の費用は、新規発行の際には必ず発生する。マイニング以外でビットコインを入手する方法は基本的に市場から購入するほかない。マイニングに掛かる費用がビットコインの市場価格より大きければ、マイナーは、マイニングをするよりも市場から購入することが合理的選択となる。したがって、理論上、当該仮想通貨等の価値は、新規発行に掛かる限界費用と一致する²⁰⁸。換言すれば、理論上、新規発行は常に市場価格によってなされることを意味する。

他方、(ii)交換価値によってその価値を説明することも可能である。限

²⁰⁸ ただし、発行上限が定められていることが前提である仮想通貨等は、投機的動機による保有が増加し、ボラティリティが大きくなることから、実際に限界費用から算出される価値と市場価格が一致する場合は市場が十分に効率的である必要がある。

界費用でその価値の説明をすることが困難な PoW を用いない仮想通貨等は、これにより説明できると考えられる。一般的に信用貨幣²⁰⁹は、「皆からそれが貨幣であると信じられているから²¹⁰」価値が生じているのであり、その「信用」によって交換価値が担保されることとなる。法定通貨とペッグされているステーブルコイン²¹¹は別であるが、財産的裏付けのない仮想通貨等は、特定の P2P ネットワークの参加者が DL T 及び CA に基づき、その価値を「信用」していることから、交換価値が生じる。この場合、当該仮想通貨等の時価総額は、当該 P2P ネットワークにおける経済の規模(例えば国家でいう GDP)を流通速度 V で除したものに等しくなる。これは、当該仮想通貨等の時価総額が当該仮想通貨等の供給総量であるマネースtock M に一致することを意味する。

これらを整理すると「時価総額 = M = 当該 P2P ネットワークにおける経済規模 / V」²¹²という式で表すことができる。したがって、時価総額が供給総量に等しくなるということは、当該時価総額を供給総量で除せば、単価を求められることとなり、その価格が理論上の市場価格を示すといえる。

以上のような交換価値によって仮想通貨等の価値を説明する場合、通貨の機能である価値貯蔵手段は、当該仮想通貨等が十分に流通して初めて認められる。流通性の程度が低ければ、交換価値自体が低減し、価値の貯蔵としての機能も低減するからである。

²⁰⁹ 信用の存在を前提として流通・機能する貨幣のこと。

²¹⁰ 齊藤賢爾「ビットコインー人間不在のデジタル巨石貨幣」(WIDE Technical-Report in 2013)3 頁。

²¹¹ このようなステーブルコインは資金決済法の仮想通貨の定義に該当しないと考えられ、前払式支払手段と解す余地がある。ただし、既存の前払式支払手段とは転々流通性を有する点で異なる。発行者には資金移動業としての登録が必要となる可能性が高い。

²¹² 現在のところ、仮想通貨等で信用創造は行われていないため、このような式で表すことができると考えられる。

交換価値が十分に認められるためには、市場価格が安定していること又は安定していると期待されていることが前提として求められる。通貨性を有する仮想通貨等であっても、発行上限が所与であるため、ボラティリティが大きく、市場価格が不安定であるため、交換価値に関しても同様に不安定な状態となる²¹³。

G20において仮想通貨等が「通貨としての主要な属性に欠く」とされたのも、ボラティリティの大きさに依る価値貯蔵手段及び価値交換手段としての機能の薄弱性に由来するものと考えられる²¹⁴。

第3節 ICOの類型とトークンの性質

現状、実際に実施されているICOはトークン保有者の権利に応じて以下の6つに類型化することができる²¹⁵。トークンの類型により、そこから生じる所得の性質に影響を及ぼすことから、これらトークンの類型を把握しなければ、所得税法上の取扱いを論ずることはできないため、整理が必要である。

1 仮想通貨型トークン

²¹³ この点、貨幣需要に応じて自律的に貨幣の供給量を調整するCAが開発されれば、究極的に価値の安定した通貨となり得る。ただし、貨幣需要が減少した時、既発行の通貨をどのように売りオペのように回収するかについての課題は解決が困難である。

²¹⁴ 我が国で取引が行われている仮想通貨等についても、通貨の三機能は薄弱であり、2018年12月現在、我が国において、支払手段等として十分に機能しているとは言えない。

²¹⁵ 類型化するにあたって、以下の文献を参考にした。有吉尚哉「Initial Coin Offering(ICO)に対する金融規制の適用関係に関する一考察」NBL 1111号(商事法務、2017年12月)、4-13頁。鈴木智佳子＝檜垣寛＝和田山孝洋「時事解説 仮想通貨時代の資金調達手段! ICO(Initial Coin Offering)の特徴と活用検討時の留意点」企業会計69巻、12号(中央経済社、2017年12月)、1691-1700頁。石村尚也「注目を集める仮想通貨市場：ビットコインからICOまで」経済月報405号(長野経済研究所、2018年1月)、32-39頁。鈴木由里＝落合孝文「活況を呈する一方投資家保護が急務となっているICO:啓蒙促進とともに、当面は業界団体等による自主規制が望まれる」金融財政事情68巻、46号(金融財政事情研究会、2017年12月)、23-27頁。戸塚貴晴＝河合健＝福井崇人「Initial Coin Offeringについて」FINANCIAL SERVICES & TRANSACTIONS GROUP NEWSLETTER(Anderson Mori & Tomotsune、2017年9月)。

仮想通貨型トークンでは、一般に、トークン保有者に特別の権利はなく、決済手段及び交換手段として利用されることを想定している。ただし、トークンを決済手段として使用する場合であっても、トークンに財産的価値が記録されており、トークン発行者等の提供する商品やサービスの対価としてのみ利用可能なものについては、後述する「プリペイド型」に分類されるものと考えられる。

仮想通貨型トークンは資金決済法上の仮想通貨に該当する場合も考えられ、該当する場合には、同法上の規制²¹⁶を受けるものである。しかしながら、何らかの譲渡制限を付した場合、資金決済法の仮想通貨の定義には該当しないこととなる。

2 法定通貨型トークン

法定通貨型トークンの場合、トークンの保有者は、決済や交換に当該トークンを使用できるほか、発行者に対し、法定通貨による払戻しの請求権を有する。法定通貨型トークンは、基本的に通貨建資産に該当すると考えられ、資金決済法の仮想通貨の定義には当てはまらない。一方で、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」第2条第1項に規定する預り金に該当する可能性があり、該当する場合には、銀行法の規制²¹⁷を受けることとなる。また、取得したトークンを第三者に譲渡し、当該第三者が発行者から払戻しを受ける場合には、為替取引に該当する可能性があり、銀行法及び資金決済法の規制²¹⁸を受けることとなる。

3 会員権型トークン(優待型トークン)

²¹⁶ 同法第2条7項及び第63条の2

²¹⁷ 銀行法第2条第2項第1号、第4条第1項参照。

²¹⁸ 銀行法第2条第2項第2号、資金決済法第2条第2項参照。

発行者によって定められた一定数量以上のトークンの保有者は、発行者又は第三者の提供するサービスを利用する権利や割引等の何らかの優遇措置を受ける権利を有する。これらの権利を行使するために当該トークンは保有しているのみでよく、費消する必要はない。このような会員権類似の機能を有するのみのトークンは、前払式支払手段に該当せず²¹⁹、当該トークンが1号仮想通貨と交換可能となるまでは、資金決済法の仮想通貨の定義に該当しない。また、金融商品取引法上の有価証券の定義にも該当しない。他方、会員権型トークンに決済機能など他の要素を付加した場合、2号仮想通貨や前払式支払手段に該当する可能性もあり、結局のところ当該トークンの性質次第である。

4 商品券型トークン(プリペイド型トークン)

トークンの保有者は、発行者又は特定の第三者の提供する商品・サービスの対価として当該トークンを費消して使用する権利を有する。

商品券型トークンは、我が国の資金決済法上の自家型前払式支払手段²²⁰又は第三者型前払式支払手段²²¹に該当し、規制を受けることとなる。

なお、金融庁によれば、「ある支払手段が、資金決済法上の前払式支払手段に該当する場合は、同法上の仮想通貨には該当しない²²²」としている。しかし、商品券型トークンが商品やサービスの対価としての使用価値以外に独自の財産的価値を持つ場合に、前払式支払手段の売買や媒介が現状では規制の対象となっていないことから利用者保護の必要性がある。また、税法上もこの点がループホールとなり得る。

²¹⁹ 金融庁事務ガイドライン(第三分冊)5.「前払式支払手段発行者関係」I-1-1(1)⑥参照。

²²⁰ 資金決済法第3条第2項第4号。

²²¹ 資金決済法第3条第2項第5号。

²²² 金融庁「『銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)』等に対するパブリックコメントの結果等についてーコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(2017年3月24日)、34頁。

5 ファンド持分型トークン(配当型トークン)

トークンを保有している割合に応じて、トークン発行者が行う事業からの収益の分配を受けることができる場合がこれに該当する。

米証券取引委員会(SEC)やシンガポール金融管理局等の複数の国の当局が、「ファンド持分型」のトークンについて、証券(Securities)として規制される可能性について公表している²²³。我が国においても、このタイプのトークンは、金融商品取引法上の第2項有価証券のうち、特に集団投資スキーム持分(同法第2条第2項第5号)に該当する可能性があることに留意が必要である。金融庁も、2017年6月8日の参議院財政金融委員会において、「ファンド持分型」のトークン発行者に対して、金融商品取引法に定める金融商品取引業に対するルールが適用される可能性がある旨答弁している。

6 プラットフォーム(アプリケーション)型トークン

上記のいずれとも異なるタイプのトークンとして、ネットワーク上のプラットフォーム(アプリケーション)を利用するために必要とされるトークンが存在する。このタイプのトークンは、ネットワーク上でのスマートコントラクトの実行や利用等に際して必要とされるものであるが、トークン発行者等に対する権利行使のために利用されるものでない場合には、資金決済法上の前払式支払手段に該当するものではないと考えられる。例えば Ethereum 上で発行される Ether がこれに該当する。Ether は、他のトークンが発行される ICO において、当該トークンの対価としても用いられ、決済ないし送金的手段にも使用できる。その場合には前述の仮想通貨型トークンにも該当する可能性がある。

²²³ 最近では STO(Security Token Offering)という、はじめから各国の証券を規制する法律に適合するトークンの開発がなされている。

以上のように ICO により発行されるトークンには現状においても多種あり、今後はこれらの単一の機能だけでなく、複合的な機能を有するトークンの発行もあるであろうから、これら ICO により発行されるトークンを私法上、公法上、そして税法上いかように捉えるのか検討が求められる。前述のとおり、これらトークンも含めて本論文では「仮想通貨等」としている。

第4節 小括

本章では、まず仮想通貨等に関し私法上どのように財産権を認めるかについての方向性を示し、P2P ネットワーク参加者のコンセンサスをその拠り所とすべき旨を論じた。また、経済学的視座から特に発行上限の定めのある仮想通貨等が通貨性を有さない点を指摘し、通貨性を満たすための要件を明示した。

さらに、ICO により発行されるトークンについて類型化し、我が国における法律上の性質及び税法上問題となる点を指摘した。特に ICO に関しては法整備が遅れており、会計上も取扱いが先送りされているし、国税庁も見解を示していないため、納税者の予測可能性が全く満たされていない。

本章までに論じてきた中でも、特に仮想通貨等の技術的バックボーン、私法上の性質及び経済的性質は、仮想通貨等の課税上の取扱いを論じる上での基礎的前提であり、これらを欠いて仮想通貨等の税法上の取扱いを論じるならば、誤った結論に至る可能性が大きい。次章では、これら基礎的前提の下、我が国の所得税法上、仮想通貨等に関連する多様な所得がどのように解されるべきかを考察し、あるべき所得税法上の取扱い

について熟思する。

第5章 仮想通貨等と所得税

本章では、新しい概念・技術である仮想通貨等について、所得税法上どのような取扱いが妥当であるかを論ずる。その際、前章以前で述べた仮想通貨等の技術的バックボーン、私法上の性質及び経済的性質に関する考察は、仮想通貨等に係る所得税法上の問題を熟考する上での基礎的前提となる。

本章は上記基礎的前提を基に、種々の仮想通貨等につき、具体的に課税要件及び所得区分を論考し、あるべき取扱いの具体的結論を示す試みをする。

第1節 仮想通貨等の課税要件の検討

課税要件とは、「納税義務の成立要件、すなわち、それが充足されることによって納税義務の成立という法律効果を生ずる法律要件のこと²²⁴」であり、各租税に共通の課税要件として、(i)納税義務者、(ii)課税物件、(iii)課税物件の帰属、(iv)課税標準、(v)税率の5つがある。

所得税法上の(i)納税義務者は第5条各号で規定されており、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの」が国内源泉所得として第161条第3号で定められている。

所令第289条第6号では「前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」と包括的に所得の範囲を規定している。

まず、仮想通貨等の財産的価値は、仮にウォレットの秘密鍵を国内の者が有していたとしても、当該財産的価値自体はP2P及びDLT技術によって全世界に分散されているため、条文上の「国内にある資産」や「国

²²⁴ 金子宏『租税法 [第22版]』（弘文堂、2017年4月）148頁。

内源泉所得」に該当するののかという問題がある。基本的に、仮想通貨等に関する所得も国内源泉所得として納税義務を負い、当該所得を(ii)課税物件としてその所得を得るための取引を行った者に(iii)課税物件の帰属が観念できれば²²⁵、当該者が納税義務者となる。この点はコンセンサス・アプローチによってウォレットの秘密鍵の所有者に財産権を認めることで、納税義務者として当該者の所在地が国内であれば「国内にある資産」として判断するほかない。

また、仮想通貨等が財産的価値として所得税法上のどのような「資産」に該当するかについても議論の余地があると指摘されている²²⁶。すなわち、仮想通貨等について「所得税法 2 条《定義》1 項 10 号の『預貯金』該当性、同項 16 号の『棚卸資産』該当性、17 号の『有価証券』該当性が十分に検討されなければならない²²⁷」ものである²²⁸。この点につき、本論文では繰り返し仮想通貨等の性質を捉える上ではその技術的バックボーン及び通貨性の有無によって判断すべき旨を述べてきた。これらの性質が所得税法上の資産の性質を判断する基礎となり、所得区分を考察する上で不可欠である。

(iv)課税標準は所得金額であるが、仮想通貨等の所得をどのように計算するのかが問題となる。「時価」と言っても取引所等によってその価額

²²⁵ 仮想通貨等のウォレットの仕組みを考慮すると、所得税法の伝統的な解釈によって課税物件の帰属を観念することは難しい。

²²⁶ 酒井克彦氏は「所得区分以前の問題として、資産の性質は、所得区分を画するものであるといえるし、また例えば、損失の取扱いや雑損控除の扱いなどにも資産の性質論は重要な問題を提起する」としている。酒井克彦「仮想通貨と所得税(特集 徹底解説!仮想通貨の課税問題:税目別整理と展望)」税理 61 卷、11 号(ぎょうせい、2018 年 9 月)、15 頁。

²²⁷ 前掲注 226、15 頁。

²²⁸ 酒井克彦氏は、更に「仮に資産性が肯定されるとしても、それが、所得税法施行令 25 条《譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲》にいう『生活に通常必要な動産』に該当するか、あるいは所得税法 62 条《生活に通常必要でない資産の災害による損失》及び所得税法施行令 178 条《生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等》1 項にいう『生活に通常必要でない資産』に該当するかという点が重要な論点となり得る」としている。

は異なるし、相対取引による取引価額がそれに含まれるのかについても疑問が残る。

(v)税率について所得税法では、累進税率を採用しているが、ある所得がいずれの所得区分に属するのか、また措置法の適用の可否等によって、すべての所得が等しく累進税率によって税額が計算されているわけではない。そのため、ある所得がいずれの所得区分に属するのかは納税義務者にとって大きな関心事である。また、該当する所得区分により損益通算の範囲が異なることや、損失の繰越しの可否が異なることから、仮想通貨等に関連する所得の所得区分を十分な検討なしに決することはあってはならない。

第2節 マイニング等保証作業で得た所得

保証作業により得た所得に関して、その所得区分を考察する大きな方向性として、(i)発行されている2000種の仮想通貨等のそれぞれについてDLTやCAの技術的性質から所得区分を考察する方法、(ii)「通貨性」の有無によって所得区分を考察する方法が考えられる。(i)の方法は、2000種についてそれぞれ技術的性質を検討することを要し、納税者の予測可能性の観点及び課税庁の税務執行上の観点から現実的な方法ではない。他方、(ii)の方法であれば、第4章第2節で述べた「高度な流通性」すなわち「通貨性の有無」の基準を用いて、容易に区別することができ、納税者の予測可能性の観点及び課税庁の税務執行上の観点からも現実的である。

ただし、第3章第2節で述べたように、仮想通貨等における保証作業の対価は、新規発行益と取引承認益の二種類が存在し、特に前者の新規発行益については、我が国の所得税法の歴史上個人に帰属し得なかった

所得であり、当該仮想通貨等に「通貨性」を認める場合、その特異な性質から、所得税法上の取扱いには特別な検討を要すると考えられる。

以下では、(ii)の方法に基づき、通貨性の有無によってそれぞれどのように取り扱われるべきか、現行所得税法を参照しながら論じる。

1 保証作業により得た所得の帰属と課税時期

PoW を採用する仮想通貨等では保証作業の報酬は、基本的に新規発行益と取引承認益の二種類が存する。このうち前者の所得については、当該保証作業が成された後、一定数のブロックが生成されるまで使用可能とならない。

第一に、所法第 36 条第 1 項では、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする。」と規定しており、所得税法上、原則として権利確定主義が採られている。

すると、保証作業に成功した時点か、実際に売買等に使用可能になった時点のどちらで所得を認識するかが問題となる²²⁹。例えば、ビットコインのマイニングを 12 月 31 日深夜に成功したとしても、翌年にならなければ実際に使用可能とはならず、この場合どちらの暦年にその所得を帰属させるのであろうか。

第二に、同条第 2 項では、「前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受

²²⁹ この点、安河内氏は「ビットコインのマイニング方法は、『ソロ』と『プール』の 2 種類に大別できる。このビジネスは、もはや個人レベル『ソロ』で行うことは難しく」(前掲注 35、385 頁)と述べているが、ビットコイン以外の PoW を用いる仮想通貨等では依然として個人での「ソロ」マイニングが行われているし、個人用の専用設備も販売されている。

する時における価額とする。」と規定している。PoW を採用する仮想通貨等では、ファイナリティ問題が存在するため、新規発行したコインは、その後にブロックが連なるほど、確率論上、保証作業をした者に帰属していくのであって、権利の取得ないし確定を観念することはそもそも困難である²³⁰。

第三に、仮想通貨等に対し含み益の段階で課税するのか、法定通貨に換金し、法定通貨として利益が実現した時点で課税するのかという問題がある。同条第2項を文理上正しく解釈すれば、仮想通貨等の含み益の段階で課税対象と考えることも可能である。

このような所得の帰属と課税時期の問題に関し、一応の解決策を与えるのが第4章第1節で私法上の性質として述べたコンセンサス・アプローチである。コンセンサス・アプローチに基づけば、当該仮想通貨等のP2Pネットワークに参加する者は、あらかじめ上述のようなファイナリティ問題が存することに合意しており、確率論的に事実上、新規発行のコインが当該者に帰属していくことに合意していると考えられる。さすれば、保証作業に成功した時点又は実際に使用可能となった時点のいずれかの時点で新規発行益を所得として認識することが可能である。PoWに限らず、分散型DLTを採用する仮想通貨等では、同様にコンセンサス・アプローチを適用することで、所得の帰属についての解決策を導くことができる。

保証作業に成功した時点又は実際に使用可能となった時点のいずれ

²³⁰ この点、安河内氏は「マイニングにより新たに得た通貨を収益に計上する時期は、支払手段として利用可能な価値の流入があった時点とすべきである。具体的には、ブロックが承認されたとき…である。」(前掲注35、421頁)としているが、ファイナリティ問題は課税時期を決定する上で検討を要する問題であると筆者は考える。

の時点で所得を認識すべきかについては、コンセンサス・アプローチによっても法律上の権利の取得ないし確定を觀念することは、仮想通貨等の仕組みやウォレットが単なる残高の価値記録に過ぎないことから、やはり難しい。したがって、原則的な権利確定主義によるのではなく、管理支配基準を適用し、実際に使用可能となった時点で、当該仮想通貨等の所得を認識すべきである²³¹。

しかし、我が国においては含み益の段階で課税することはなじまないものと考えられるから、現実には当該仮想通貨等が使用又は法定通貨に交換された際に利益が実現したと解して課税するほかないと考える。

2 事業所得該当性の検討

保証作業を「事業」として営んでいる場合には、事業所得と区分されることが妥当である。

所法第 27 条第 1 項では「事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。」と規定されており、所令第 63 条では、「法第 27 条第 1 項(事業所得)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。)とする。」として、同令同条第 1 号～第 11 号で、農業、林業及び狩猟業、漁業及び水産養殖業、鉱業(土石採取業を含む。)、建設業、製造業、卸売業及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む。)、金融業及び保険業、不動産業、運輸通信業(倉庫業を含む。)、医療保健業、著述業その他のサービス業が例示列挙され、同令

²³¹ 現在のところ、参加者の多い P2P ネットワークを有する仮想通貨等では、ほとんどの場合、新規発行に成功した日と同日に使用可能となることから、現時点ではこの問題はさほど大きな問題ではない。

同条第 12 号では「前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業」として包括的に規定されている。すなわち、事業所得に該当するには「対価性」「継続性」「事業性」を具備することを要する²³²。

「対価性」は、保証作業により実際に所得を得ているのであるから満たすものであるが、「継続性」及び「事業性」を当該保証作業が満たすか否かが問題である。

弁護士の顧問料が給与所得か事業所得かが争われた最二判昭和 56 年 4 月 24 日（民集 5 卷 3 号 672 号）では、「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と判示している。この判示の文言のうち、「営利性」は所令第 63 条第 2 号の「事業性」に、「有償性」は「対価性」を指していると考えられる。加えてこの判示は、新たに「独立性」と「社会的地位」を要件とするだけでなく「継続性」に関しては本人の「意志」の必要性を判示している。

これらを整理すると、事業所得に該当するためには、(i)継続性とその意志、(ii)独立性、(iii)対価性(有償性)、(iv)事業性(営利性)、(v)社会的地位の 5 つの要件を満たす必要がある。

この点、保証作業は、本人の意志により独立して行われ、その対価として報酬を受け取るのであるから、(i)継続性とその意志²³³、(ii)独立性²³⁴、(iii)対価性(有償性)については、保証作業を行い対価を得た時点で

²³² 「事業」について所得税法では定義規定がなく、その意義や範囲については争いがある。また、所得税法では、事業所得、不動産所得(所法第 26 条)、山林所得(所法 32 条)の必要経費の計算において、所法第 51 条、所法第 52 条、所法第 57 条で「事業」という文言を使用しており、所得税法内で必ずしも統一的な解釈とは言えない部分がある。ここでは、保証作業の事業所得該当性を論じていることから、当該問題につき触れるにとどまる。

²³³ 実際には、保証作業に要する設備をオンにするだけで継続的に保証作業が行われる。このオンにする行為に本人の意志が反映されていると考えられる。

²³⁴ 特定の P2P ネットワークにおいて、その仮想通貨等の保証作業に参加する者たちは、同一の問題の解を求め、解を得られるのは一者のみである。この点、当該 P2

満たすものと解せる。他方で、(iv)事業性(営利性)、(v)社会的地位については検討を要する。

(v)社会的地位について、株式の信用取引による所得が雑所得とされたことを不服として争われた大阪高判昭和 50 年 3 月 26 日(税資 80 号 578 頁)²³⁵では、「本件株式取引における売買回数や売買株数、それに原告は、昭和 43 年以来今日まで、多額の資本を投入して、継続的に株式の信用取引をしており、昭和 44 年 3 月には、事業として株式の信用取引を行う意図の下に、青色申告の承認申請もなしていることを考慮すると、営利性、有償性及び継続性、反覆性については充分これを具備しているといいうる」として、(i)継続性とその意志、(iii)対価性(有償性)、(iv)事業性(営利性)は認められつつも、「取引の種類、取引における自己の役割、取引のための人的・物的設備の有無、資金調達方法、取引に費した精神的、肉体的労力の程度、その者の職業・社会的地位などの諸点が検討されなければならない」とし、結果的に(ii)独立性、(v)社会的地位が認められないと判示されている²³⁶。特に、社会的地位が認められない根拠として、当該信用取引が、継続して安定した生計を得ることの困難性が挙げられている²³⁷。

P ネットワーク全体で見れば、複数の者が共同で同一の保証作業を試みている点から「独立性」を否定することも惹起されるが、所得税は個人に掛かる租税であり、参加者のうちの一者に着眼すれば「独立性」を有すると解せる。

²³⁵ 一審、二審とも納税者が敗訴し、上告が棄却され確定した。

²³⁶ なお、現行所得税法上、株式の信用取引は申告分離課税の対象である。

²³⁷ 他にも、同判示は、当該信用取引が事業として認められるためには「特別の資金調達手段の存在、人的物的設備の具備、専門的な調査研究の実行等」の「特別の事情」が必要とされた。保証作業に当てはめるならば、資金調達の手段は多様化しており、どのような手段により資金調達をしたとしても事業は遂行可能であることから資金調達手段の存在は重要性に乏しいし、また、保証作業はスマートフォンでも可能であることからスマートフォン所持者であれば物的設備を具備しているし、現代において専門的な調査研究はインターネットを通じた方がむしろ情報が早いため、保証作業においてはこれらを満たすと考えられる。

したがって、保証作業が事業所得に該当するか否かは、結局のところ、生活を維持できるほどの所得が発生しているか否か(以下、「生活維持基準」という。)によって判断されるべきであり、この点に(iv)事業性(営利性)、(v)社会的地位という要件が内包されていると解せる。生活維持基準については、『生活を維持できるような活動結果を客観的に期待し得る程度の活動』と理解すればよい²³⁸と考えられ、結果的に生活を維持するに至らなかったとしても、かように期待されれば足りる。

では、生活維持基準を満たす活動結果としての客観的な所得の多寡はいかほどであろうか²³⁹。ここでは、単身世帯を前提として、3つのメルクマールを検討する。

第一に、生活保護費に着眼する方法が考えられる。我が国では、憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とし、具体的に生活保護法及び同施行令、同施行規則で国及び自治体の給付・負担すべき金額が規定されている。ただし、生活保護法では「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」(同法第8条)とされているから、所得税法上の事業所得該当性について生活維持基準を勘案する際は、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分だけでなく、その者の金銭又は物品の収入に掛かる部分がなかったとしたら受給できる金額を参考とすべきである²⁴⁰。実際はその者の家族構成等の種々の条件によって受給額が異なる

²³⁸ 酒井克彦「事例から探る税務上の『事業』の判断 - 所得税法上の『事業』概念再考」税理61巻6号(2018年、5月)、84頁。

²³⁹ 事業所得該当性は多く論じられてきたが、具体的な判定基準にまで落とし込まなければ、机上の空論となりかねない。ここでは具体的な基準に落とし込むことを試みる。

²⁴⁰ 厚生労働省「生活保護制度の現状について」(2017年5月11日)によれば、生活保護費負担金(事業費ベース)3.8404兆円を生活保護受給者数2,141,881人で除すと、

ることとなるが、その金額が生活維持基準を満たすために「生活を維持できるような活動結果」として期待される所得の金額、すなわち事業所得該当性を論じる上での一つのメルクマールとなる。

第二に、最低賃金でフルタイムの労働をした場合に得られる所得金額も一つのメルクマールとなり得る²⁴¹。ただし、当該所得金額が必ずしも生活維持基準に期待される必要最小限の所得ではないことに注意が必要である。

第三に、家計収支における消費支出の金額も支出面から生活維持基準を満たす所得金額を逆算するために役立つ²⁴²。ただし、この場合の支出額は、平均的な所得を有する者の支出額であるから、生活維持基準に期待される必要最小限の所得を勘案する上では、この点を考慮する必要がある²⁴³。

以上のように考えれば、保証作業が生活維持基準を満たす限りにおいて、当該保証作業から得られる所得は事業所得に該当すると考えられる。しかし、仮想通貨等を通貨等と解する場合、当該保証作業による新規発行益は、所得税法の歴史上個人に帰属し得なかった所得であるから、今までの所得税法上観念されてきた所得と同列に論じてよいものか疑問は

一人当たりおよそ 179,300 円/年となる。ただし、この値はあくまでも、不足分に対する支給額であるから、その者に他の所得等がある場合にその部分が差し引かれている。

²⁴¹ 例えば、東京であれば 932 円×8 時間×260 日 = 1,944,800 円/年である。

²⁴² 統計局「家計調査報告(家計収支編)―平成 29 年(2017 年)平均速報結果の概要―」によれば、2017 年次の単身世帯の消費支出は 161,623 円/月である。単純に年額に直せば、1,939,476 円/年となり、最低賃金の年間労働所得とおおよそ一致する。

²⁴³ 以上のような事業所得該当性の判断基準は、政府及び厚生労働省が推している「柔軟な働き方」における副業・兼業の所得区分を検討する上でも参考となる。副業・兼業が無条件で雑所得に区分されるのであれば、税制がこの方針に背馳しかねない。厚生労働省「副業・兼業の推進に関するガイドライン」(2018 年 1 月)については以下の URL を参照。(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1120000-0-Roudoukijunkyoku/0000192844.pdf)

残る。

なお、保証作業においては、株式の信用取引のような価格変動のリスクが実際の損害となることは通常考えられない。保証作業に掛かる費用がそこから得られる収益を上回るようであれば、当該保証作業自体を停止すれば良いからである。

3 一時所得該当性の検討

所法第34条第1項では、「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」と規定されている。すなわち、(i)利子所得ないし譲渡所得に該当しないこと、(ii)営利を目的とする継続的行為から生じた所得でないこと、(iii)一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有さないことの3つを満たせば、一時所得に該当することとなる。法源ではないが、所基通34-1では、一時所得の例示として、懸賞の賞金品、福引の当選金品、競馬の馬券・競輪の車券の払戻金等が例示列挙されている。

ビットコインをはじめとするPoWを採用する仮想通貨等では、新規発行のためのnonce探しは「くじ引き」のようなものと説明されている²⁴⁴。したがって、その性質上、上記(i)～(iii)の要件を満たすのであれば、一時所得に該当することも考えられる。PoWの保証作業が一時所得に該当するかについては、いわゆる馬券訴訟の判例が拠りどころとなる。最三

²⁴⁴ 齊藤賢爾「ビットコインというシステム」法とコンピュータ学会研究報告第39回(2015年7月)、22頁。デロイトトーマツ「ブロックチェーン技術における国際競争力強化」(2016年4月)、13頁。アンドレアス・M・アントノブロス『ビットコインとブロックチェーン - 暗号通貨を支える技術』(NTT出版、2017年6月)。

判平成27年3月10日(刑集第69卷2号434頁)では、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である」とし、「いずれの所得区分に該当するかを判断するに当たっては、所得の種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、所得及びそれを生じた行為の具体的な態様も考察すべき」旨を判示している。そこで、当該馬券購入が「馬券を自動的に購入するソフトを使用して(ア)独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して(イ)長期間にわたり多数回かつ頻繁に(ウ)個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の(エ)利益を恒常的に上げ、(オ)一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえる」(記号は筆者。)として雑所得として認められた。

この判例に対し、統計学的視点から考察を加えている論文²⁴⁵では、上記(ア)～(オ)に対し、それぞれ、(ア')統計学的に資金回収率の期待値が100%以上となる馬券を選別できるモデルを構築、(イ')大数の法則によって計算上の期待値に安定的に収束するに足りる十分多数のレースで馬券を購入、(ウ')モデルが必要とする買い目の全てを網羅的に購入、(エ')統計学的に期待値(100%以上)に収束する、(オ')全購入金額に対する払戻金の期待値と大数の法則を用いた購入で多くの外れ馬券が出ることも含めて反復継続することによって全体としての利益を出す手法、という説明がなされており、当該最高裁判決の正当性が統計学的視点からも合理的であることが示されている。

²⁴⁵ 上田正勝「継続的行為と所得の性質決定との関係について - インターネットを利用した競馬の馬券の払戻金の課税関係を中心として - 」税務大学校論叢第81号(税務大学校、2015年7月)。

PoWを採用する仮想通貨等との関係で検討すると、(ア')~(オ')は、前述のとおり、期待値が負になるのであれば保証作業自体を停止すれば良いだけであるので、保証作業を継続しているのであれば、満たすものと考えられる。また、最高裁判決の(ア)についても、PoWの保証作業はあらかじめ定められたプロトコルによって自動的に演算されるものであるから該当する²⁴⁶。(イ)及び(ウ)については、保証作業を行う者の意志次第であるが、保証作業に用いる設備を起動していれば、基本的に反復継続して演算が繰り返されるため、当該設備を起動している限りにおいて満たすと考えられる。(エ)及び(オ)についても、(ア')~(オ')と同様の理由で満たすものである。

したがって、PoWを採用する仮想通貨等の保証作業から得られる所得の一時所得該当性は否定される。

4 雑所得該当性の検討

一時所得該当性が否定されたところ、直ちに雑所得に該当するとは言いきれない。所法第35条第1項では「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」と規定されている。すなわち、雑所得は利子所得ないし一時所得に該当しない全ての所得が該当すると考えられ、包括所得概念を採用する我が国の所得税法上バスケットカテゴリとして機能している。一般に、ある所得が事業所得に該当するか雑所得に該当するかによって損益通算の範囲が異なることから、これらの区分は納税者にとって重大な問題である。

²⁴⁶ この点は「独自の条件設定と計算式」と言えるか否かの議論の余地はあるが、演算処理をするCPUの選択やより効率的な計算設備の用意は当該者の独自の意思に依るものであり、当該最高裁判決の趣旨に反するものではないと考えられる。

PoW を採用する仮想通貨等は、前記のとおり、事業所得に該当しなければ雑所得に該当することが妥当であると考えられるが、ここで問題となるのは、PoW 以外の CA を採用する仮想通貨等の保証作業による所得が雑所得以外に該当する可能性があるかという点である。CA も日々開発が進められており、様々な性質のものが誕生している。今後も増加の一途であろう。各 CA をそれぞれ検討することは、納税者の予測可能性の観点からも執行上の観点からも現実的ではない。

ここでこれらの問題の有効な打開策として、保証作業を特定の仮想通貨等の P2P ネットワークを維持するための貢献、すなわち役務提供と捉え、保証作業の報酬を、当該役務提供の対価と捉えることである。このように考えれば、いずれの CA を採用する仮想通貨等であっても個別に CA を検討する必要性はなく、一律に論じることが可能となる。すなわち、当該役務提供の対価が、前述した事業所得の要件を満たすのであれば、事業所得に該当し、満たさないのであれば雑所得に該当させればよい。

しかし、ここでも一つの問題が惹起される。それは当該仮想通貨等が通貨性ないし高度な流通性を有するか否かによって、やはりその役務提供の対価の性質は異なるのではないかという問題である。通貨性を有する仮想通貨等の場合、当該役務提供の対価の一部は通貨等の新規発行益であり、繰り返すが、これは我が国の所得税法上、個人に帰属する所得として観念されたことのない所得としての性質を有する。租税法律主義に立脚すれば、現行所得税法上、利子所得ないし一時所得に該当しなければ雑所得となるが、当該新規発行益は雑所得に分類される所得の中でも異質な所得であり、違和感を覚えざるを得ないのである。

なお、保証作業から生じるもう一方の取引承認益は、単に保証作業と

いう役務提供の対価として捉えることができるため、それ自体が特段問題とはならないと考えられる。

5 必要経費の取扱い

所法第37条第1項では「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額(事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第35条第3項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係るものを除く。)の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。」と規定されている。したがって、保証作業が事業所得、雑所得いずれに該当したとしても、当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用は控除できる。具体的には、保証作業に用いる場所の賃借料、設備購入費、通信費、電気代、設備冷却に要する水道代等、保証作業のために要した費用等のすべてが該当すると考えられる。

第3節 クラウドマイニングで得た所得

クラウドマイニング²⁴⁷とは、「マイニング事業から分配を受けるためにその事業に資金を提供し、拠出した金額に応じてビットコインを得る方法²⁴⁸」と説明される。この説明は仮想通貨等一般を説明する上では

²⁴⁷ マイニングの類型としてこのほかにも、プールマイニングと呼ばれるものもある。

²⁴⁸ 安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い—現状と課題—」税務大学校論叢第88号

不十分である。国内の事業者の当該サービスの説明を踏まえると次のように説明できる²⁴⁹。クラウドマイニングとは、高度かつ膨大な計算処理が可能なコンピュータとその稼働と冷却を行うための安定した電力を要するマイニングに対し、クラウドマイニング事業者が所有する当該設備の一部を貸出し、当該設備でマイニングに成功した場合、該当の仮想通貨等を受け取ることができるサービスである。換言すれば、当該設備の賃借料として一定額を法定通貨で支払い、マイニングに成功した際にマイニング対象に選んだ仮想通貨等を取得することができるサービスがクラウドマイニングである。

通常、個人がクラウドマイニング事業を行うことは困難であると考えられるから、所得税法上の取扱いを中心とする本論文では、クラウドマイニング事業に資金を提供し、当該クラウドマイニング事業者からその対価を得た個人の所得について論ずる。

この場合、前節で述べた事業所得該当性を満たすのであれば、賃借料等を必要経費とした上で、クラウドマイニング事業者から受け取った仮想通貨等を事業所得として認識すべきである。仮に前節で述べた事業所得の要件を満たさない場合には、雑所得に区分されることとなる。所得の帰属の時期は、当該クラウドマイニング事業者から仮想通貨等を受け取った時点で管理支配基準を満たすと考えられるが、実際に当該仮想通貨等を使用又は交換等した際に利益が実現したとして課税するのが現実的である。

第4節 犯罪行為により取得した仮想通貨等の所得

(税務大学校、2017年6月)、422頁。

²⁴⁹ ここでは、GMO-Z.com Switzerland AGが行う「Z.com Cloud Mining」というサービスを採り上げている。詳しくは以下のURLを参照。(https://cloudmining.z.com/ja/our-offer/)

包括所得概念を採用する我が国の所得税法上、仮想通貨等を不正に入手した場合に実現した所得もまた所得税の課税対象であると考えられる。この点は、利息制限法の上限を超えた違法利息が所得税法上の所得か否かが争われた最三判昭和46年11月9日(民集25巻8号1120頁)が参考となる。

当該最高裁判決では、「課税の対象となるべき所得を構成するか否かは、法律的性質いかんによって決せられるものではなく、「現実には収められた約定の利息・損害金の全部が貸主の所得として課税の対象となるものというべきである」旨が判示されている。また、「利息制限法を超過する金銭消費貸借契約の利息は、そもそも約定自体が無効であり。約定の履行期の到来によっても利息を生じる理由がない」ことから、「貸主は借主が任意で支払いを行うかも知れないことを事実上期待しうるにとどまるのみで収入実現の蓋然性があるものということとはできない」ことや「法律上その履行を強制するためのいかなる手段も有しない」ことを根拠に違法利息の未収分については現行の所法第36条第1項における「収入すべき金額」に該当しない旨を示した。

本論文との関係で重要となるのは、(i)違法な所得であっても所得税法上の所得に該当すること、(ii)違法な所得のうち未実現の所得は収入実現の蓋然性により判断されるという点である²⁵⁰。

仮想通貨等に関する犯罪行為による収入は大きく分けて4つが考えられる。1つ目は、分散型DLTに51%攻撃を仕掛けすべての取引を改竄する方法である。2つ目は、取引所等又は個人の仮想通貨等のウォレットにサイバー攻撃を仕掛け不正に仮想通貨等を取得する方法である。3つ

²⁵⁰ なお、法源ではないが所基通36-1では「法第36条第1項に規定する『収入金額とすべき金額』又は『総収入金額に算入すべき金額』は、その収入の基因となった行為が適法であるかどうかを問わない。」とされている。

目は、コンピュータウイルス等によって自身又は他者の WEB サイトにアクセスした者のコンピュータやスマートホンの演算能力を勝手に使用しマイニング等の保証作業を行わせる方法である。4 つ目は、従来からある古典的な詐欺によるものである。

いずれの犯罪行為により得た仮想通貨等も、(i)の点から所得税法上の所得を構成すると考えられるが、通貨性を有する仮想通貨等と通貨性を有さない仮想通貨等では収入実現の蓋然性が異なる。すなわち、通貨性を有する仮想通貨等は、容易に使用・交換が可能であるが、通貨性を有さない仮想通貨等は容易に使用・交換が可能ではない。したがって、(ii)の点について上記判例に従うならば、通貨性を有さない仮想通貨等の場合、収入実現の蓋然性は認められず、実現するまでは所得税の課税対象とは解せない。

関連して、他者の不正な行為により仮想通貨等を逸失した場合に、逸失した者が交換業者から金銭による補償を受けた場合の取扱いについて、タックスアンサーNo.1525 で公的見解が示されている。所法第 35 条及び第 36 条を根拠とし、受領した補償金と同額で仮想通貨等の売却を行ったものとして、本来仮想通貨等を売却した際に生じるべき所得となる旨が示されている。したがって、当該補償金は原則雑所得に区分するというのが公的見解であるが、補償金が本来生ずべき所得の代替的金銭補償であるならば、次節で論ずるように、他の所得区分該当性も検討しなければならない。

第 5 節 仮想通貨等の使用・売却により得た所得

仮想通貨等を使用・売却し、利益を法定通貨で得た場合に、当該利益

がいずれの所得区分に属するかについて検討する。資金決済法で仮想通貨が定義される以前の先行研究では、譲渡所得該当性も指摘されるところであったが²⁵¹、国税庁見解では、事業所得に該当しない限り、原則として雑所得に区分されることが示されている。また、タックスアンサーNo.1524では「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」と題し、ビットコインを使用することで生じた利益が所得税の課税対象であり、「ビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され」ることを、所法第27条(事業所得)、第35条(雑所得)、第36条(必要経費)を根拠に示している。ここで注視すべきは、ビットコインを使用することで生じる損益を「邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益」としてかっこ書きで説明している点である。当該タックスアンサーでは、ビットコインにおける当該損益を為替差損益のように認識していると解釈できる。

1 譲渡所得該当性の検討

所法第33条第1項では、「譲渡所得とは、資産の譲渡(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)による所得をいう。」と規定されている。したがって、「資産の譲渡」に該当するのであれば原則として譲渡所得に該当すると解する

²⁵¹ 片岡義広「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金融法務事情 No.1998(2014年7月)、44頁。金融取引法部「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨の我が国の各種公法等における位置付け」法律実務研究30号(東京弁護士会、2015年3月)、88頁。児島記代「仮想通貨の一研究ービットコインの会計と税務ー」Research paper series 73号(千葉商科大学経済研究所、2017年3月)、26頁。

ことができるが、同条第2項で「次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。」と除外規定を設け、同項1号では、「たな卸資産(これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。)の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」を挙げている。

所得税法上、「資産」の定義規定はないが、「資産とは、譲渡性のある財産権をすべて含む観念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広くそれに含まれる²⁵²⁾ものであり、財産的価値である仮想通貨等が所得税法上の「資産」に該当することには異論はなかろう²⁵³⁾。また、同項にいう「譲渡」とは、「有償であると無償であるとを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念²⁵⁴⁾」であるから、仮想通貨等に仮に所有権が観念できないとしても、その譲渡はこれに該当すると考えられる。

東京地判平成24年7月6日(未公開)では、外貨と円貨との交換も「資産の譲渡」に含まれると解すべき旨が判示されており²⁵⁵⁾、通貨性を有する仮想通貨等の譲渡も同条にいう「資産の譲渡」に含まれるものと考えられる。

譲渡所得課税の趣旨は、「一般に、譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの²⁵⁶⁾」であるから、いわゆるキャピタルゲインに対し、

²⁵²⁾ 清永敬次『税法〔第7版〕』(ミネルヴァ書房、平成20年)、93頁。

²⁵³⁾ なお、法源ではないが、所基通33-1では「譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる」としている。

²⁵⁴⁾ 前掲注224、248頁。

²⁵⁵⁾ 筆者は東京地裁に赴いたが、判決原文を閲覧することはできなかった。そのため、この判決原文の記載は、前掲注224、金子宏『租税法〔第23版〕』249頁から引用している。

²⁵⁶⁾ 最三判昭和47年12月26日(民集26巻10号2083頁)

当該資産の増加益が実現した際に課税することである。そして、「資産の譲渡による所得の分類については、一般論としては、所有者の意思によらない外部的条件の変化に基因する資産価値の増加は、譲渡所得にあたり、所有者の人的努力と活動に起因する資産価値の増加は、事業所得や雑所得にあたる、と考えるべき²⁵⁷」である。仮想通貨等の財産的価値の増加は、所有者の意思によらない外的条件の変化に基因するものであることは第4章第2節で示した。

したがって、第一にここで問題となるのは、仮想通貨等の譲渡が、譲渡所得から除外される要件として同項第2号でいう(i)営利を目的として、(ii)継続的に行なわれる行為か否かである。

仮想通貨等の譲渡が、「(i)営利を目的として」行われているか否かは、当該仮想通貨等を管理支配する者の主観的意思による部分が多い。多くの仮想通貨等はその仮想通貨等で実現したい理念を掲げており、その理念に共感した者が当該理念の実現のための一助として当該仮想通貨等を管理支配しているとも考えられる。この場合、必ずしも「営利を目的」としては言えない。「営利を目的として」いるか否かは主観的な要素であり、これを客観的な基準として落とし込んだものが、当該譲渡が「(ii)継続的に行なわれる行為」か否かという判断であると解すべきである。すなわち、「営利を目的として」いるのであれば、仮想通貨等の譲渡は、その市場価格の変動に応じて利益が生じるように反復継続して行われると考えられる²⁵⁸。

では、同項第2号にいう「継続的に行なわれる行為」という「継続性」は何を基準に判断されるべきであろうか。名古屋地判昭46年12月10日

²⁵⁷ 前掲注 224、252 頁。

²⁵⁸ 通常、個人において「営利を目的としない反復継続的な資産の譲渡」は合理性に欠くことから観念できないものであるし、検討の重要性に乏しい。

(税資63号2828頁)では、「営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得に該当するかどうかの判断基準は、イ)譲渡人の既応における資産の売買回数、数量又は金額および売買の相手方、ロ)売買のための資金繰り、ハ)売買を行うための施設、売買にあたっての広告宣伝等の方法、二)当該譲渡にかかる資産の取得および保有の状況等を総合して判断するのが妥当である」と判示している。また、昭和61年から平成7年の間に行った絵画の売買についての譲渡所得該当性につき、東京地判平成10年6月23日(税資232号698頁)では、「その者の行っている資産の譲渡の客観的な態様・状況からみて経常的、計画的に発生する所得か否かを判断すべきであり、具体的には、①譲渡人の既往における資産の売買回数、数量又は金額、②売買のための資金繰り、③当該譲渡に係る資産の取得及び保有の状況等を総合して判断するのが相当である」としている。譲渡の対象物がそれぞれ異なるが、裁判例の「継続性」の判断に関する「資産の売買回数、数量又は金額」及び「譲渡に係る資産の取得及び保有の状況等」という判示部分は一致している。

ところで、平成元年3月までは、有価証券の譲渡が原則非課税であった。ただし、非課税当時の旧所法第9条第1項第11号イでは、継続して有価証券を売買することによる所得に対しては課税されると規定されていた。この「継続して」という点につき、所得税法の全面改正が行われた昭和40年施行の旧所令第26条第1項では、「…有価証券の売買を行う者の最近における有価証券の売買の回数、数量又は金額、その売買についての取引の種類及び資金調達の方法、その売買のための施設その他の状況に照らし、営利を目的とした継続的行為と認められる取引から生じた所得とする。」と規定し、同条第2項では、「前項の場合において、同項に

規定する者のその年中における株式又は出資の売買が次の各号に掲げる要件に該当するときは、その他の同項に規定する取引に関する状況がどうであるかを問わず、その者の有価証券の売買による所得は、同項の規定に該当する所得とする。一.その売買の回数が50回以上であること。二.その売買をした株数又は口数の合計が20万以上であること。」と規定されていた。その後、昭和62年に「50回」を「30回」に、「20万」を「12万」に改正がなされた。

つまり、「売買回数30回以上又は売買株数(口数)12万以上」に該当すれば、「営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡」であるとして譲渡所得該当性は否定されていたところ、「売買回数30回未満かつ売買単位12万未満」であれば、「営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡」に該当しないと法源として定められていたわけである。

本施行令は平成元年に廃止されたが、この規定が廃止されたのは、有価証券が原則非課税とされていた取扱いが廃止される²⁵⁹に伴って廃止されたものであり、同項の具体的な回数等の基準が不合理であるから廃止されたものではない。したがって、現行の所法第33条第1項における「継続性」を判断する客観的な基準として、過去に我が国の法源として認められていた旧所令第26条第2項「売買回数30回以上又は売買株数(口数)12万以上」を参照することには一定の妥当性を認めることができる²⁶⁰。実際に我が国で過去に法源として用いられていたこの基準は、法律において具体的な数値基準がない現状において、特に通貨性を有さない仮想通貨等が譲渡所得に該当するか否かの継続性の判断の一つのメルクマールとなる。このような具体的な数値基準が示されることが納税者の

²⁵⁹ 平成元年4月1日以後は、申告分離課税となった。

²⁶⁰ 当該規定は有価証券に関するものであるが、同様に反復継続して売買し得るものには妥当すると考えられる。

予測可能性に資するものである。

つまるところ、少なくとも、通貨性を有さない仮想通貨等がその年において「売買回数30回未満かつ売買単位12万未満」（以下、「譲渡所得該当性の基準」という。）であれば、譲渡所得該当性が検討されなければならない²⁶¹。

他方、通貨性を有する仮想通貨等の譲渡所得該当性は、前述のとおり、東京地判平成24年7月6日(未公刊)では、外貨と円貨との交換も「資産の譲渡」に含まれると解すべき旨が判示されているところであり、その仮想通貨等が通貨性を有する限りにおいて、現行の為替取引による所得の取扱いと整合的であるべきであるが、この場合にも、譲渡所得該当性の基準を満たすのであれば、譲渡所得に該当すると解するのが相当である。

また、仮に現在の国税庁見解のように、通貨性を有する仮想通貨等の売買による所得が雑所得に分類されるとの結論に至ったとしても、通貨性を有さなかった特定の仮想通貨等が、ある時点から通貨性を有する仮想通貨等になったときは、その時点までの含み益は譲渡所得として取扱われるべきであり、その時点以降の損益についてのみ雑所得として区分されることが妥当である²⁶²。

なお、所法第38条に規定する譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、「その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額」であるから、これに該当するすべての費用が取得費に該当する。

もちろん、課税標準を規定する所法第22条第2項第2号で「譲渡所得の

²⁶¹ 仮想通貨等に関しては、株式のように株数や口数を観念することが困難であるため、実際には売買回数によって判断されることとなる。

²⁶² ほとんどの仮想通貨等の時価の変遷は記録として残っているのであるから、この分離自体は困難ではない。

金額(第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額(これらの金額につき第69条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額の2分の1に相当する金額」と定めており、同法33条第3項第2号では、特別控除額50万円の適用対象を「資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの」と規定しているのであるから、仮想通貨等の資産の譲渡は特別控除の対象となり、仮想通貨等の資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得でなければ、2分の1課税が適用されることとなる。

第二の問題は、特に通貨性を有さない仮想通貨等の売買はG20が宣言したように「暗号資産」として金融商品類似の税制が適用されるべきではないかという点である。しかしながら、現行法上限定列挙されている金融商品一体化課税の対象に当該仮想通貨等は含まれていないことから、現状においてこれが適用されることはない。この点、当該通貨性を有さない仮想通貨等を金融商品一体化課税の対象とするのか否かについては今後の検討課題となるものであるし、公平・中立・簡素な税制を目指すのであれば対象とされるべきである。

2 事業所得該当性の検討

譲渡所得該当性の基準を満たさなかった場合、すなわち当該仮想通貨等の売買が「売買回数30回未満かつ売買単位12万未満」でなかった場合には、前述の生活維持基準を満たすか否かによって事業所得該当性が検討されるべきである。当該基準を満たすのであれば、事業所得に該当すると解するのが相当である。

3 雑所得該当性の検討

譲渡所得該当性の基準を満たさず、更に生活維持基準を満たさないことから事業所得の該当性も否定された場合、当該仮想通貨等の所得は初めて雑所得に区分されることとなる。したがって、原則雑所得とする個人課税課情報第4号の公的見解には大きな疑問が残り、為替取引との類似性から解釈を行っている財政金融委員会における国税庁見解は、そもそも為替取引が譲渡所得に該当する可能性に触れておらず、譲渡所得該当性を検討していない時点で現行所得税法における取扱いに背馳する可能性を示唆する。

第6節 仮想通貨等証拠金取引で得た所得

仮想通貨等証拠金取引は、一般に仮想通貨FXと呼ばれている。当該仮想通貨FXにおける所得について、現行のFX取引の取扱い(所法第35条、同法第69条、措置法第41条の14、同法41の15)が妥当し、前述した生活維持基準を満たし事業所得に該当しない限り、雑所得に区分されると解すべきである。

1 租税特別措置法第41条の14の適用可能性

FX取引が措置法第41条の14により、所得の多寡に関係なく一律に15%の税率であるのに対し、仮想通貨FXが所得の多寡に応じ累進税率が適用され、最高税率45%(所法第89条)となるのは、明らかに不公平な税制である。現行法上、仮想通貨FXは同条で限定列挙されているものに該当しないため、租税法律主義を尊重するのであれば、現行の取扱いは致し方ないが、この取扱いは租税公平主義及び金融商品一体化課税の趣旨²⁶³に反している。すなわち、現行の仮想通貨FXに関する課税上の

²⁶³ 主な趣旨として、(i)金融商品間の課税の中立性、(ii)簡素な税制、(iii)投資リスクの軽減が挙げられている。税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(平成16年6月15日)、1-2頁。

取扱いは課税の公平性・中立性の観点から重大な欠陥が存するといえる。

この点につき、第 2 章第 1 節で述べたとおり、国税庁見解では、措置法の取扱いを受けるためには、(i)価格変動リスクの回避、(ii)公正かつ透明な価格指標の提供、(iii)幅広い投資家の市場参加を促すことが重要であること、(iv)投資家保護規制の十分性等が必要であるとの要件が示されている。

(i)に関して、既に機関投資家も仮想通貨等をポートフォリオに組み込む動きを見せており、またシカゴマーカンタイル取引所(CME)では 2017 年末から仮想通貨等の先物取引も開始している。このような現状に鑑みれば、少なくともこの要件は満たしている。また、そもそも一般的な FX 取引においても国内では最大 25 倍のレバレッジが認められており、FX 取引自体が価格変動リスクに大きく晒されているといえる。すると、この要件自体がさほど重要でないものと考えられる。

(ii)及び(iv)に関しても、特に取引所等からの不正な仮想通貨等流出事件後は、金融庁主導の下、国内では厳格な審査で認められた取引所等が開設・運営されており、公正かつ透明な価格指標の提供が既に行われ、投資者・利用者保護がなされていると考えられる。仮にこれが行われていないのだとすれば、それは取引所等の監督省庁である金融庁が行う規制の不十分性を意味することになる。

(iii)については政策的判断に依るものであるが、2018 年 5 月 25 日に国税庁は仮想通貨等取引により雑所得の収入が 1 億円以上だった人数を 331 人と公表しており²⁶⁴、雑所得収入が 1 億円以上であった 549 人の

²⁶⁴ 日本経済新聞朝刊「仮想通貨『億り人』331人、17年確定申告、収入1億円以上「もっと多いはず」の声。」(2018年5月26日付)、2頁。同記事では、「業界関係者は『実際はもっと多いはず』と指摘している」と報じている。

他方で「331人という数字について言えば、おおむね適切に申告がされたということだと思っている。引き続き、適正申告を促していく(個人課税課の担当者)」と

およそ 6 割を占めていることに鑑みると、絶対数は少ないが、その政策的要請は小さくはないと考えられる。したがって、迅速な立法的解決が求められる。

なお、株式取引等において、納税者は、特定口座²⁶⁵による源泉徴収の選択をすることが可能であるが、同様に仮想通貨等取引及び仮想通貨 FX においても特定口座(若しくは「特定ウォレット」と呼んでもよい)を用いた源泉徴収による納税を選択することが認められるべきである²⁶⁶。この方法が認められれば、納税者の負担軽減に繋がり、国内の取引所等を介さず相対取引等で課税逃れをする者を減少させることに繋がる。また、一律税率であれば、金融商品一体化課税の中で、仮想通貨等が累進課税であることを不服として国内の取引所等を利用しなくなった者も適切に納税する可能性が高くなる。現行税制では、仮想通貨等取引を行う者にとって国内の取引所等を利用するメリットがほとんどなく、十分な検討を欠いている現行税制が、仮想通貨等という新たな市場を潰すことに繋がってしまっていると言わざるを得ない。

第 7 節 仮想通貨等同士の変換により得た所得

ある仮想通貨等を他の仮想通貨等と交換した場合も売却により法定通貨に変換した場合と同様に考えることができる。この場合、交換前の

報じられている。(税理士ドットコム 2018 年 5 月 25 日付：https://www.zeiri4.com/c_1076/c_1081/n_474/)。なお、この記事では「日本仮想通貨交換業協会は 4 月 10 日、仮想通貨を含む預かり資産額で『1 億円以上』なのは 268 口座(全体の 0.02%)だと発表している(国内、2018 年 3 月時点)」としている。

また、2018 年 10 月 29 日に公表された政府税制調査会の資料では、「仮想通貨取引による所得は、原則として『公的年金等以外の雑所得』に区分される。申告書上、『仮想通貨取引による所得か否か』は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記『仮想通貨取引による収入があると判別できた方』の人数は、『所得の生ずる場所』欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。」として、331 人という人数の説明をしている。

²⁶⁵ 「特定口座」は特措法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定義規定がある。

²⁶⁶ いくつかの技術的問題を解決する必要はある。

仮想通貨等を一旦売却し、それまでの含み益を実現させ、当該売却による収入で新たに他の仮想通貨等を取得したものと捉えられる。したがって、当該交換が前述の譲渡所得該当性を満たす範囲内で行われているのであれば、譲渡所得として認められるべきであるし、譲渡所得に該当しない場合、前記生活維持基準をメルクマールとして事業所得該当性を検討すべきである。両所得該当性が否定されて初めて雑所得への分類がなされるべきであり、同検討を欠いて雑所得に区分することは妥当ではない。

仮想通貨等の通貨性について、本論文の基準に従えば、仮想通貨等同士の間での交換は次の4パターンとなる。すなわち、(i)通貨性のある仮想通貨等同士の間での交換、(ii)通貨性のない仮想通貨等同士の間での交換、(iii)通貨性のない仮想通貨等から通貨性のある仮想通貨等への交換、(iv)通貨性のある仮想通貨等から通貨性のない仮想通貨等への交換である。このうち、一般的な為替取引と同様の取扱いが妥当するのは、(i)通貨性のある仮想通貨等同士の間での交換のみである。為替取引も譲渡所得該当性が検討されるべき旨は前述したが、仮に何ら検討されることなしに当該所得が雑所得に区分されたとしても、(ii)～(iv)の交換とは、所得税法上の取扱いの根拠は異なるはずである。また、(i)及び(ii)は、同種資産の交換と捉えることもできる。ただし、特に(ii)の場合では、その仮想通貨等のCAは様々であることが想定されるから、同種資産と考えることには違和感が残る。

さらに、G20が「暗号資産」と宣言したように、特に(ii)に関しては、金融商品類似の取扱いが妥当すると考えられる。しかしながら、金融商品税制を規定する現行所得税法上の限定列举に仮想通貨等は含まれていないことから、結局のところ、現状は(ii)～(iv)の場合、特別の政策上の必要性がない限り、交換時点で一旦課税し、交換時の時価を取得費とみ

なしてその後の課税がなされることとなる。

1 交換の特例(課税繰延)の適用可否

所法第 58 条では、固定資産を交換した場合の譲渡所得の特例が規定されている。本規定は一定の要件を満たす固定資産の交換につき、課税の繰延べを定めるものであり、「同一の種類固定資産を交換した場合には同一の固定資産が継続して保有されているとみられるので、本件特例は、一定の要件を満たす交換の場合には譲渡がなかったものとみなして、譲渡益に対する課税を繰り延べることとしたものと解され²⁶⁷⁾」ている。

交換の特例は、「ある固定資産を他の固定資産と交換をするという場合のその交換について、収益の実現がなかったものとして取り扱うことが認められたのは、昭和 24 年の国税庁通達²⁶⁸⁾」が始まりとされる。そして、同通達につき、「どのような背景のもとに作成されたものであるかは、詳らかではないが、終戦後から始まった著しいインフレによって土地が高騰したのに対して、交換によって生ずる大きなキャピタル・ゲインの発生に対しては、現実に納税が困難であることが考慮されたもの²⁶⁹⁾」と考えられている。その後、昭和 34 年に所規第 9 条の 7 として法源となり、昭和 40 年に所法第 58 条で規定されるに至った。

交換の特例の趣旨は、同条の要件を満たす交換は、(i)「実質的には同一の資産を継続して保有して²⁷⁰⁾」いるのと同じであること、(ii)交換に際して金銭の流入がなく、納税資金を確保することが難しく、担税力の観点から酷になりうることが挙げられている。

²⁶⁷⁾ 平成 27 年 6 月 15 日裁決。

²⁶⁸⁾ 武田昌輔「税法における交換の特例に対する一考察」中川一郎先生古稀祝賀税法論文集(日本税法学会本部、1989 年)、349-355 頁。

²⁶⁹⁾ 前掲注 268、356 頁。

²⁷⁰⁾ 大阪高判平成 15 年 6 月 27 日訟月 50 卷 6 号 1936 頁、大阪地判平成 14 年 10 月 10 日訟月 50 卷 6 号 1945 頁。

これらの沿革・趣旨に鑑みると、現代において同条が固定資産に限定していることに合理性は見い出せない。特に、納税資金に関する担税力の観点からは、新たに取得した資産を換金するか、担保等に供すれば確保することはできるが、それによって本来の用途での使用に制限を与えてしまい結果的に当該資産の使用による経済的便益を損ねる可能性もある。特に通貨性を有さない仮想通貨等においては、換金や担保に供することが相対的に困難であると考えられることからその影響は大きい。通貨性を有さない仮想通貨等は、納税資金のために換金等が容易であるとは限らないため、交換によって課税がなされるとなると、納税者にロックイン効果を生じさせるだけでなく、課税庁に把握されにくい形での交換がなされる誘因となる可能性がある。

現行法において、仮想通貨等は同条第1項各号に列挙されている固定資産に明らかに該当しない性質のものであるため、同条の適用はないものと考えられる。仮に適用が可能であったとしても、種々の DLT や CA を有する仮想通貨等が「実質的には同一の資産」と言うことができるかという問題がある。通貨性を有する仮想通貨等同士の間での交換であれば、このように考えることもできなくはないが、技術的側面に着眼するとなお疑問が残り、通貨性を有する仮想通貨等同士の間での交換はやはり為替取引としての取扱いが妥当である。

また、第2章第2節で論究したように、アメリカ合衆国において仮想通貨等の交換について課税がなされない解釈の余地が生まれていたことから、課税の繰延べの手段として仮想通貨等同士の間での交換がなされていた。その後あらかじめ推計していた税収と見合わないことから、当該ループホールは塞がれ仮想通貨等同士の間での交換も課税されることとなっている。

この点からも、仮想通貨等に課税の繰延べを適用すべきではない。

第8節 ハードフォークにより得た所得

一般に、フォーク(fork、分岐)は、何らかの理由によるプロトコルを変更に伴い DLT が分岐することを意味する。すなわち、プロトコルのバージョンアップに伴う変更がフォークを引き起こす。この変更にはソフトフォークとハードフォークの2種類がある。

ソフトフォークは、結果的に DLT の分岐は起こらない変更に伴う分岐である。一時的に DLT の分岐は生じるが、新バージョンのプロトコルを導入する参加者が過半数を超えれば、自然と DLT は収束する²⁷¹。一般的にバージョンアップ前の仕様を残したままの変更に伴うことが多い。

他方、ハードフォークは、結果的に DLT の分岐を生じさせる大きな変更に伴う分岐である。結果的に DLT が分岐されると、新たに生じたブランチ²⁷²に新たなアルトコインを生じさせる²⁷³。フォーク時点で分岐前のコインを有していた者は、分岐後の新たなコインを受け取ることができる。一般的に、新たに生じた分岐の DLT ではバージョンアップ前の仕様によるコインは使用できなくなる。

このハードフォークという概念は伝統的な通貨で観念することはできない。伝統的な通貨では利用者が通貨の仕組みやルールに関する変更に関与することはできないからである。プロトコルの変更によ

²⁷¹ 例えば、ビットコインでは P2SH(Pay-to-Script-Hash)をバージョンアップで導入した。新バージョンの保証作業で承認されたトランザクションは、旧バージョンを用いるマイナーからも正当なものと判断されるが、旧バージョンの保証作業で承認されたトランザクションは新バージョンでは正当なものと判断されず、結果的に旧バージョンを使用している参加者は報酬を受け取れないので新バージョンへのアップデートを行うこととなり、当該変更を行う者が過半数を超えれば DLT の分岐は収まる。

²⁷² 分岐して伸びているチェーンのことを「ブランチ(branch)」という。

²⁷³ 参加者はどちらのバージョンを使用するか自由であるが、まとまらない場合、結果的に DLT が分岐し、新しいアルトコインが生じることとなる。

って、DLTがハードフォークすると、新たなコインが誕生する点は仮想通貨等に特有の事象である。本節では、当該ハードフォークにより新たに取得した仮想通貨等の所得について検討する。

1 利子所得該当性の検討

ハードフォークにより新たに得た仮想通貨等は、元々有していたコインに基づく所得とも考えられ、利子の一種であることも想起され得る。所法第23条では、「利子所得とは、公社債及び預貯金の利子(公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債に係るものを除く。)並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る所得をいう。」と定めており、条文で列挙されている利子所得には該当しない。又はハードフォークにより新たに得た仮想通貨等は、資産の新規取得であるから、利子所得に該当する余地はないと考えられる。

2 一時所得該当性の検討

所法第34条第1項では「一時所得とは、(i)利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、(ii)営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で(iii)労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」(番号筆者)と規定している。ハードフォークにより新たに得た仮想通貨等は、その性質上、(i)の要件を満たしている。また、(ii)についてもハードフォークによる所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得でなく、ハードフォーク自体が予見できるものではないから「一時の所得」である点でこの要件も満たす。さらに、(iii)につ

いても、何らかの労務その他の役務の対価でもないし、資産の譲渡の対価でもないため、この要件を満たしている。したがって、ハードフォークにより得た仮想通貨等は一時所得に該当し、ハードフォークにより新たな仮想通貨等を得た時点における時価により、その所得を認識すべきである²⁷⁴。

ここで問題となるのが、「新たな仮想通貨等を得た時点」とはいつかという点である。特に取引所等でウォレットを作成している場合、ハードフォークが起こった時点と、実際にウォレットを管理支配している者に付与される時点にはズレが生じるか、又は付与されない²⁷⁵。この場合、担税力の観点から、実際にウォレットを管理支配している者に付与された時点における時価で一時的所得として認識すべきである。

付与後の当該仮想通貨等の使用・交換による所得は前述のとおり、まず譲渡所得該当性を検討し、譲渡所得に該当しなければ事業所得該当性を検討し、事業所得に該当しなければ雑所得となる。

第9節 エアードロップにより得た所得

エアードロップとは、ある DLT を用いるプロジェクトが、仮想通貨等は無償で、既存の仮想通貨等を有する者に付与することを指す。例えば、新規の仮想通貨等を発行した者が、その仮想通貨等のネットワーク参加者の増加や知名度の向上を企図し、既存のビットコイン等の知名度のある仮想通貨等を有する者に対して、無償でその者が開発した仮想通貨等

²⁷⁴ なお、ハードフォーク直後に時価のつくアルトコインもある。

²⁷⁵ 金融庁が取引所に対し新たなコインの取扱いを許可する必要があるため。このような不利益が生じていると、取引所を介して仮想通貨等を取引する者は減少していく可能性が高い。なお、本来付与されるべきハードフォークによるコインが付与されていないことから、現在は集団訴訟に発展している (<https://cryptocurrency-law.net/>)。各取引所は、金融庁の規制と利用者の法的要請の板挟みになっているのが現状であり、この問題は FATF の仮想通貨の誤った定義に基づいて、拙速な資金決済法の立法をした結果であり、当該誤った定義に基づき不合理な規制を行っていることから生じているとも考えられる。

を付与する場合がこれにあたる²⁷⁶。最近では、エアードロップを受け
るために、SNSでの拡散を要件とするものもある²⁷⁷。

つまるところ、これらのエアードロップは新規の仮想通貨等の広告宣
伝のための付与であり、マーケティングのためのキャンペーンであるとい
える。いわば広告紙の入ったポケットティッシュを特定の属性(年齢・
性別)の者に配布するティッシュ配りのポケットティッシュにあたるの
が、エアードロップにより付与される仮想通貨等である。当該ポケット
ティッシュの価値が金額として大きいか否かによってその性質は変わら
ない。

所得税法上の取扱いを考える際には、(i)特定の仮想通貨等を有する者
に無条件にエアードロップにより新たな仮想通貨等を付与する場合、(ii)
追加的な何らかの要件(何らかの役務提供)を満たした者に新たな仮想通
貨等を付与する場合とで分けて考える必要性も想起される。しかしなが
ら(ii)の場合にも、第三者のエアードロップが開始されて初めて、当該役
務提供をするか否かの判断が生じるのであって、当該所得が付与される
者の完全な意思に起因するものではない。したがって、事業所得など当
該者の完全な意思が求められる所得とは性質を異にし、一時所得又は雑
所得が観念されると考えられる²⁷⁸。

1 一時所得該当性の検討

エアードロップにより新規に取得した仮想通貨等の所得は、上記性質
に鑑み、所法第34条第1項の一時所得に該当すると考えられる。また、
所法第34条第2項では「一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る

²⁷⁶ 例えば Byteball、Stellar lumens、OmiseGo 等のエアードロップがこれにあたる。

²⁷⁷ 例えば Shivom、TraXion、Sandblock 等のエアードロップがこれにあたる。

²⁷⁸ 贈与税は相続税の補完税としての性質を有することから、明らかに該当しない。

総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。」と規定されていることから、(ii)のエアードロップのように付与を受けるために、何か特定の役務提供が求められた場合には、当該役務提供のために直接要した金額の合計額は控除ができる。

ただし、エアードロップの場合にもハードフォークと同様に、特に取引所等でウォレットを作成している場合、エアードロップが起こった時点と、実際にウォレットを管理支配している者に付与される時点にはズレが生じるか、又は付与されないという問題があるため、どの時点で所得を認識すべきであるかについての課題は残る。ハードフォークの場合と同様、実際にウォレットを管理支配している者に付与された時点における時価で一時所得として認識すべきである。

なお、付与後の使用・交換等による所得に関しては、前述のとおり、まず譲渡所得該当性を検討し、譲渡所得に該当しなければ事業所得該当性を検討し、事業所得に該当しなければ雑所得となる。

2 雑所得該当性の検討

エアードロップは上述のように、明らかに一時所得としての性質を有すると考えられ、雑所得に該当するような特別の事情がない限り、雑所得該当性は否定される。したがって、原則雑所得とする国税庁見解には重大な疑義が残る。

第10節 仮想通貨等と所得税に関するその他の論点

1 給与所得該当性の検討

国内企業において給与の一部をビットコインで受け取ることができる制度が導入された²⁷⁹。当該企業は、社員 4,000 人を対象として給与の 1~10 万円分を金員による給与の代わりに、給与支給日同日に同額分のビットコインを支給するとしている。

所法第 28 条第 1 項では「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。」と規定しており、本来の金員による給与の代替として支給されるビットコインが、同項の規定する「これらの性質を有する給与」に該当することには異論はなかろう。したがって、当該ビットコインによる所得が給与所得に該当することは明らかである。

この場合のビットコインによる所得は支給日の時価、すなわち、上記 1~10 万円分のうち、社員が選択した金額によって収入すべき金額とすべきである。なお、ビットコインでの給与支給であっても、所法第 183 条に規定する源泉徴収義務が給与支払者に生じることとなる。

仮想通貨等による給与支払について、2018 年 11 月 21 日に公表された仮想通貨関係 FAQ でも、同旨の回答がなされた。ただし、「仮想通貨の場合は、その支給時の価額で評価する」こととしており、「支給時の価額」をどのように算定するのかまでは触れられていない。同一の仮想通貨等が同一時点であっても、取引所等によって価額が大きく乖離することのある現状を踏まえると、「支給時の価額」をどのように算定するのかについての回答が必要である。

2 利子・配当所得該当性の検討

²⁷⁹ 日本経済新聞電子版「GMO、給料にビットコイン購入枠 最大 10 万円」(2017 年 12 月 11 日付)。以下の URL を参照。(https://www.nikkei.com/article/DGXMZO24488460R11C17A2TJ2000/)

ICOにより発行されるトークンの類型によっては、当該トークンから利子としての性質を有する所得や収益の分配として配当の性質を有する所得が発生することが考えられる。この場合、現行所得税法上、利子所得及び配当所得は限定列挙されていることから、当該トークンから得た所得は結果として雑所得に区分されることとなる。しかしながら、所得をその性質により10種に区分しているのが我が国の所得税法であるため、その所得の性質上本来区分されるべき所得区分に当該所得は属すべきである。

我が国においてはICOに関する法整備が進んでおらず、課税に関する公的見解も表示されていない。そのため、上述のトークンから発生する所得、トークン自体の譲渡の対価としての所得がいずれの所得区分に属するのかについて解釈に依らざるを得ない。トークン自体の譲渡に関しては、本論文で論じてきたように、まずは譲渡所得該当性を、次に事業所得該当性をそれぞれ検討し、結果的に両者に該当しない場合、雑所得に区分されるべきである。

なお、現状では金融商品取引法との関係から国内においては上記利子所得の性質や配当所得の性質を有する所得を発生させるようなICOは存しないが、仮想通貨等の取扱いが資金決済法から金融商品取引法へ移行することが検討されているため²⁸⁰、将来的に立法的解決が必要となる可能性がある。

2018年に入り、国内でも仮想通貨等の貸付けのサービスを仮想通貨交

²⁸⁰ 産経ニュース(2018年7月3日)では、「金融庁が仮想通貨交換業者を規制する法律を現在の改正資金決済法から金融商品取引法に移行する検討に入った」と報道されている。また、読売新聞(2018年7月16日)では「自民党の有志議員が、仮想通貨市場の健全化を指し、『新型通貨の適正利を考える議員連盟』を17日に設立することが明らかになった」、「発足予定の議連は、仮想通貨交換業者を金商法の対象とする法改正なども検討する。」と報道している。

換業者が開始した。この場合に貸付けの対価として受取る利子としての仮想通貨等についても所得区分に関する公的見解はなく、解釈の余地が生まれる。所得税法上の利子所得の限定列举に該当しないことは明らかであるが、事業所得該当性は検討された上で、雑所得へと区分されるべきである。

3 仮想通貨等に関する損益通算の取扱い

所法第 69 条各項では損益通算について定められており、所令第 198 条では、損益通算の順序について規定されている。通常、不動産所得、事業所得、山林所得、又は譲渡所得に該当する所得につき発生した損失は、当該規定により、他の所得と損益通算をすることができる。ただし、一部の所得に関しては特例として損益通算の取扱いが特別に定められているものがある²⁸¹。これらの特例の対象は限定列举されているため、仮想通貨等が現行法上該当することはない。

雑所得は、他の所得区分の所得とは損益通算することはできず、ある雑所得で生じた損失は、他に雑所得がある場合に、雑所得内部で損益の通算(以下、「内部通算」という。)ができるにとどまる。

ここまで論じてきたとおり、多様性を持つ仮想通貨等が属する所得区分もまた多様である。基本的に、仮想通貨等に関して発生した所得のうち、本論文で示したように譲渡所得該当性、事業所得該当性を満たすものについては、上述の所得税法及び同施行令の規定に準じて損益通算の可否の判断がなされるべきである。本論文では、その他に損益通算に関

²⁸¹ 損益通算の特例は、上場株式等に係る譲渡損失についての特例が措置法第 37 条の 12 の 2、措置令第 25 条の 11 の 2、措置規第 18 条の 14 の 2、不動産に係る損益通算の特例が同法第 41 条の 4、同令第 26 条の 6、特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例が同法第 41 条の 4 の 2、同令第 26 条の 6 の 2、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失についての特例が同法第 41 条の 5、同令第 26 条の 7、同規第 18 条の 25、特定居住用財産の譲渡損失について同法第 41 条の 5、同令第 26 条の 7 の 2、同規第 18 条の 26 において、細かく規定されている。

連して特に検討すべき問題となる次の3つの事項について指摘する。

第一に、所令第200条第2項に「譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち前項に規定する競走馬の譲渡に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額は、当該競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除する。」という規定が存する。競走馬に関する規定は、生活に通常必要でない資産の損害による損失額の計算等を定めている所令第62条第1項第1号においては「競走馬(その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。)その他射こう的行為の手段となる動産」とされており、同号では、「その他射こう的行為の手段となる動産」がカッコ書きされ、競走馬と同列に規定されているが、所令第200条でこのようなカッコ書きはない。競走馬等については、所得稼得の側面とギャンブルとしての側面が混合的であるため、このような規定が設けられていると考えられる²⁸²。

仮想通貨等が競走馬に該当しないことは言うまでもないが、当該規定は、損益通算の対象とならない損失であっても、一連の経済活動で生じた譲渡所得の損失を雑所得の金額から控除することを認めるものである。例えば、譲渡所得該当性を満たす特定の仮想通貨等に譲渡所得の損失がある場合、同一の仮想通貨等について雑所得も生じているときには、当該雑所得から譲渡所得に係る損失を控除できるといった取扱いも惹起され、検討がなされるべきである。特に、我が国において現状では仮想通貨等は投機的動機に基づき需要されていると考えられることから、上記

²⁸² 所令第200条の趣旨として「偶発的な性格を有しない競走馬の所有者の損失のように、継続的な行為に基づく損失であっても、本来、営利を目的としない趣味ないし娯楽から生じた損失については、その消費という所得の処分的性格からみて、経常的な他の所得からの控除について制限を設けるべきである。」としている。注解所得税法研究会『注解所得税法〔四訂版〕』(大蔵財務協会、2005年)、979-980頁)。このように解するのであれば、同様の性質を有する仮想通貨等の所得があった場合もまた同様に取扱われるべきである。

競走馬と同様の取扱いについても議論がなされなければならない。無論、現行法上は競走馬に限った取扱いであるから、このような取扱いをすることは解釈によっても不可能である²⁸³。

第二に、仮想通貨等に係る損失が雑所得に区分されたとしても、当該損失が証拠金取引によって生じた場合とその他の取引によって生じた場合とでは、内部通算の取扱いは異なるべきである。FX取引のような証拠金取引は分離課税の対象であり、FX取引以外の雑所得との内部通算はできない。現行法の下では、租税法律主義を尊重し、仮想通貨FXにより生じた損益についても、他の雑所得と内部通算可能であると解さざるを得ない。しかし、仮想通貨FXも通常のFX取引と同様に証拠金取引であり、その対象が外国通貨であるか仮想通貨等であるかの違いはあれど、本質的な取引自体の性質は同質であると考えられるため、通常のFX取引同様の取扱いがなされるべきである。すなわち、その取引の性質から鑑みると、本来であれば、仮想通貨FXの事業所得該当性が否定され雑所得して取扱われる場合には、他の雑所得との内部通算はできないものと取扱われるべきであるが、現行法では分離課税の対象は限定列挙されているため、仮想通貨FXはこれに含まれない。すると、現行法の下では、たとえ仮想通貨FXに係る損失であったとしても、他の雑所得との内部通算が認められることになり、それ以外の取扱いを法律の手当てなしに行うことは租税法律主義に反する。この取扱いは現行所得税法と整合的でなく、租税公平主義との間でも問題となるため、立法的解決が求められる。

第三に、金融商品類似の性質を有する仮想通貨等に関する損失の取扱いが問題となる。現在では、証券を模したセキュリティトークンと呼ば

²⁸³ そもそも所令第200条がなぜ「競走馬」に限定しているのかも問題となる。同様の性質を持つ所得は他にないか、あるとすれば何を根拠にこれに含まれないと解しているのか疑問である。

れる仮想通貨等も開発されているし、そもそも金融商品としての性質を有している仮想通貨等も存するところである。後述するが、将来的には我が国でも、仮想通貨等の先物取引やETFに関する所得も発生する可能性が高い。我が国の所得税法は、金融商品一体化課税を掲げているが、現行法上、「一体化」の対象は限定列挙されているため、仮想通貨等の損失の取扱いが「一体化」の中に含まれることはない。この点も、本論文で示した基礎的前提に基づいた事前の十分な検討が求められる²⁸⁴。

4 仮想通貨等先物取引・仮想通貨等ETFで得た所得

2017年12月18日、シカゴマーカンタイル取引所(CME)にビットコインの先物が上場された。我が国においては、現在のところ仮想通貨等の先物取引は開始されていないが、今後開始される可能性がある²⁸⁵。所得税法上、先物の対象物が何であるかは先物取引自体の性質に影響を与えないと解するべきであり、現行所得税法上の先物取引に係る取扱い²⁸⁶に準じて課税がなされるべきである。国内居住者が海外の仮想通貨等先物取引によって得た所得に関しても同様に現行法と整合的でなくてはならない。

また、アメリカ合衆国では仮想通貨等の上場取引型投資信託(Exchange Traded Fund、以下「ETF」という。)が再三に渡って証券取引委員会(SEC)に申請されている。SECは投資家保護や価格操縦対策の不備など

²⁸⁴ なお、損失の繰越控除についても、本論文で論じている論理に従って解されるべきである。また、通貨性を有する仮想通貨等については所法第72条に規定される雑損控除の適用があるものと解すべきである。仮想通貨等が通貨性を有するのであれば、所法第62条にいう「生活に通常必要でない資産」に該当するとは言えず、盗難等に被害にあった場合、所令第206条の定めには該当するときは、この適用は認められなければならない。

²⁸⁵ 我が国の金融庁は、2018年10月18日にCME名誉会長レオ・メラルド氏を参与に任命している。

²⁸⁶ 措置法第41条の14及び15、措置令第26条の23、第26条の26、措置規第19条の7、第19条の8、第19条の9が先物取引の取扱いについて定めている。

を理由に当該申請を否決しているが、今後は申請が認められる ETF も出てくる可能性が高い²⁸⁷。スイス連邦では、2018年11月に上場取引型金融商品(Exchange Traded Product)が、世界に先駆けて同国の証券取引所 SIX に上場された。我が国でも同様に仮想通貨等の ETF や ETP が誕生する可能性がある。この場合にも、上記先物取引同様に、現行法上の ETF・ETP の取扱いに準じて整合的な課税がなされることが、所得の性質に応じて所得を区分している所得税法上の取扱いとして妥当である。

第 1 1 節 国外転出時課税制度との関係

平成 27 年度の税制改正によって国外転出時課税制度が創設され、所法第 60 条の 2 により、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出をする一定の者が 1 億円以上の対象資産を所有等している場合、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課税されることとなった。本規定では対象資産を限定列挙しているため、現状では仮想通貨等は含まれない。

また、仮に適用対象資産となったとしても、P2P 及び DLT の技術により分散されている仮想通貨等に対して「所有」という概念が通用するのか否か、取引所等によって価格が異なることや相対取引も行われる仮想通貨等の時価をどのように把握するのかといった問題が残る。現状であれば、課税されることなく容易に国外へ財産的価値を移転することができることとなり、この点も対応が急がれる。

なお、法源ではないが、2018年11月21日に公表された「『内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国外財産調書及び財産債務調書関係)の取扱いについて』の一部改正について(法令解釈通達)」では、平成 32 年 1 月 1 日以後に提出される

²⁸⁷ 前述のとおり、証券(Security)として認められるようなトークンを設計する動きがある。前掲注 223 参照。

財産債務調書について、資金決済法第2条第5項に規定する仮想通貨が追加された²⁸⁸。財産債務調書への記載についても仮想通貨関係FAQで国外送金等調書法との関係で説明がなされているが、これらの取扱いは仮想通貨等に財産権が認められることが前提となっている。この点、どのような根拠で財産権が認められるのかについての説明が求められる。

第12節 小括

本章では、仮想通貨等と所得税法との関係において、国税庁見解との間で問題となる点を指摘し、あるべき取扱いについて具体的に論じた。我が国の国税庁見解では、仮想通貨等に関連する所得は原則雑所得と区分されることが示されているが、仮想通貨等に関連する多様な所得稼得形態を踏まえれば、当該取扱いは必ずしも妥当しない。既存の所得税法の枠組みの中で取りあえずバスケットカテゴリに放り込むのではなく、所得税法の基本原則である所得の源泉ないし性質に応じた区分が求められる。

個人課税課情報第4号の公表からおよそ一年後に公表された仮想通貨関係FAQにおいても、その内容について大きな進展は見られず、我が国の課税庁において、本論文で論じているような仮想通貨等に関する基礎的前提の下、検討がなされているのか疑問である。租税法は財産権の侵害規定であるからこそ、明確な根拠・解釈が示されないまま、課税ありきの結論が示されるべきではない。

本章では所得税法との関係について論じたが、次章では、仮想通貨等と他税目において特に問題となる点を指摘する。所得税法に限らず、他税目等においても仮想通貨等の取扱いに関して不明な点は多く、国税庁

²⁸⁸ 国税庁WEBサイト
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hotei/181121/pdf/01.pdf>)

見解は一部しかその取扱いを示していないため、納税者の予測可能性を満たせていないのが現状である。

第6章 仮想通貨等に対する課税上のその他の課題

本論文は仮想通貨等の所得税法上の取扱いの問題点を検討することを主とするものであるが、本章では、他の税目等において、仮想通貨等が現に問題となる点及び将来的に問題となる点を指摘する。

第1節 仮想通貨等と消費税法との諸問題

仮想通貨に関する消費税法上の取扱いは、平成29年度税制改正で課税関係が見直された。消費税法上、非課税対象取引(消法第6条第1項及び消法別表一)は限定列举されているため、改正前においては、仮想通貨の譲渡は課税資産の譲渡等(消法第2条第1項第9号)に該当していた。本取扱いに関しては、旧 JADA が消費税の非課税を要請していたほか、「仮想通貨自体は消費されるべき付加価値を含まない。したがって、理論的には仮想通貨は消費税の課税対象とすべきではない。²⁸⁹⁾」との指摘があったところである。

資金決済法で仮想通貨が定義付けられたことを受け、当該定義に該当する仮想通貨が支払手段として位置付けられ、資金決済法の仮想通貨の定義に該当する仮想通貨の譲渡については、消費税が非課税となる取扱いへ改正がなされた。具体的には消法別表一第二号に規定する支払手段に類するものとして、消令第9条第4項において、「法別表第一第二号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項(定義)に規定する仮想通貨及び国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権とする。」と規定された。

²⁸⁹⁾ 篠原克武「金融取引に係る消費税の取扱いについて」税務大学校論叢第86号(税務大学校、2016年6月)、380頁。ただし、当該論文では、「ビットコイン等の仮想通貨の経済的機能は、文字通り『通貨』に類似した決済用途」と述べており、この点、本論文で「通貨性」について考察したところによれば、当該通貨性を根拠に非課税とされるべき仮想通貨等のごく一部である。

しかし、資金決済法の定義に当てはまらない仮想通貨等の取引に関しては取扱いが不明であり、現行法令上の限定列举に該当しないことから、課税資産の譲渡等に該当することとなる。この点、本論文で論じてきたとおり、その取扱いは消費税法上も金融商品類似の取扱いとすべきである。したがって、結果的に消費税法上は非課税の取扱いとなされるべきであるが、消令第9条に掲げる有価証券に類するものの範囲等に当該仮想通貨等は含まれないため、立法的解決が求められる。

この他、P2P及びDLTによって分散されている仮想通貨等の内外判定の問題も残る。特に交換業者を介さずインターネット上での相対取引をした場合、この問題は無視できない²⁹⁰。

加えて、国内においても仮想通貨等の貸付けというサービスが開始されている。仮想通貨等保有者が自身の仮想通貨等を交換業者に貸付け、その利子として利益を得るという仕組みであるが、当該仮想通貨等の貸付けに係る利子に関する消費税法上の規定がないのが現状である²⁹¹。仮想通貨等を通貨に準じて支払手段として取り扱うのであれば、その利子は非課税とされるべきであるし、仮想通貨等を金融商品類似のものとして取り扱う場合においても、貸株同様、非課税とされるべきである²⁹²。

マイニング等によって仮想通貨等を得た場合、消費税の課税要件としての(i)国内取引であること、(ii)事業者が事業として行うものであること、(iii)資産の譲渡等の反対給付としての対価性があること、(iv)資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であることの4要件のうち、(i)及び(iii)が

²⁹⁰ この点につき結論は述べていないが、検討しているものとして以下がある。秋山高善「仮想通貨と消費税」税理61巻、11号(ぎょうせい、2018年9月)、34-41頁。

²⁹¹ したがって、現状は非課税規定に該当しないため、課税取引となる。

²⁹² 現状では、交換業者によって仮想通貨等の貸付けのサービスにおける利子に関して、税込み表記と無表記が混在している。後者についてはそもそも消費税に関する説明がなされていない場合もあり、これは現状の消費税法が仮想通貨交換業者の予測可能性を満たしていないことに基因していると考えられる。

問題となる。すなわち、サイバー空間で世界中の者が参加する P2P ネットワークにおけるマイニング等が国内取引に該当するのか否かについて検討を要する。また、通常取引は取引開始時点で対価獲得の蓋然性があるが、マイニング等は必ず対価を得られる行為ではなく、マイニング等に成功した者のみが対価を得る点において、マイニング等の成功時点まで対価性が確定しない²⁹³。これらの理由により、当該マイニング等によって仮想通貨等を得た場合には、消費税の課税要件を満たさず不課税と解すべきである。

第 2 節 仮想通貨等と法人税法との諸問題

法人税法上、仮想通貨等に関する直接の規定はない²⁹⁴。したがって、仮想通貨等の性質を踏まえ、現行法の解釈からその取扱いを論じるほかない。第 38 号報告では、企業会計の取扱いについて仮想通貨等を会計上の資産とすることが示され、活発な市場の有無によって損益を認識するか否かを判断している。法人税法上においても、法人が保有する仮想通貨等は資産²⁹⁵として取り扱われるべきであるが²⁹⁶、当該仮想通貨等が通貨性を有するか否かによって、やはり取扱いは区別されるべきである。

通貨性を有する仮想通貨等の場合、法第 61 の 9 第 1 項第 4 号で規

²⁹³ ただし、例えば PoW を用いている仮想通貨等の場合、マイニングを反復継続すれば、CPU の演算能力に依存してマイニング等の成功率は一定確率に収束するであろうから、この場合には一定期間においては対価性が確定し得ると考えることも可能である。

²⁹⁴ 2018 年 11 月 21 日に公表された仮想通貨関係 FAQ においても、法第 22 条及び第 22 条の 2 を関係法令に示しているのみで、どのような解釈や根拠によって当該 FAQ の結論に至っているのか不明である。

²⁹⁵ 法人税法において、資産の定義規定はないが、一般的な用語としての資産を前提していると解される。武田昌輔『DHC コメントール法人税法』（第一法規出版、1979 年 4 月）、1359 の 2 頁。

²⁹⁶ 東京地判平成 27 年 8 月 5 日を受け、酒井克彦氏は「ビットコインは預けた者にとってみれば所有権ではなく、あくまでも預かる者に対する金銭債権を有するにすぎない」としている。酒井克彦「仮想通貨と租税法上の問題」伊藤壽英編『法化社会のグローバル化と理論的実務的対応』（2017 年 11 月）。

定される外国通貨の取扱いが妥当する²⁹⁷。したがって、同条第2項に従い期末換算を行い、益金又は損金の額に算入すべきである。

他方で通貨性を有さない仮想通貨等の期末の評価損益に関しては、法第25条及び第33条によって、資産の評価損益は益金及び損金に算入しないと規定されているため、会計上期末評価をしたとしても法人税法上は、物損等の一定の事由²⁹⁸に該当しない限り認められないこととなる。物損等の事実については、法令第68条第1項において、棚卸資産²⁹⁹につき「イ 当該資産が災害により著しく損傷したこと。ロ 当該資産が著しく陳腐化したこと。ハ イ又はロに準ずる特別の事実」の3つの事実が掲げられている。電磁的記録たる財産的価値の仮想通貨等が災害によって著しく損傷することは通常考えられないが³⁰⁰、陳腐化³⁰¹及びそれに準ずる特別の事実に該当する余地はある³⁰²。

加えて、通貨性を有さない仮想通貨等の期末評価に係る取扱いは、法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引該当性も考え得る。法規27条の7第1項においてデリバティブ取引の範囲が定められており、同項第7号において「前各号に掲げる取引に類似する取引」として包括的規定が置かれているが、同条第2項で定められているデリバティブ取引該

²⁹⁷ この点、仮に仮想通貨等を金銭債権と解すると、法令第96条第1項各号に規定する個別貸倒引当金の繰入れが認められることとなるが、価値の安定がそもそも担保されていない仕組みである仮想通貨等に貸倒引当金を設定すること自体、違和感があり、さすれば、金銭債権として解することに無理が生じていることになる。

²⁹⁸ 更生計画認可の決定があった場合等がこれに該当する。

²⁹⁹ 同条第2項-4項では、それぞれ有価証券、固定資産、繰延資産について規定されているが、仮想通貨等がこれらに該当しないことは自明であるため、棚卸資産に限って論じている。

³⁰⁰ 大規模な太陽フレア等による全世界的な通信障害が起これば該当する可能性はある。

³⁰¹ 特にアルトコインにおいては、誕生後すぐに価値を失うといった陳腐化が激しい実態がある。もっとも同条の意味する「陳腐化」をどのように解するかという問題は残る。

³⁰² この解釈に批判的なものとして、「仮想通貨の大幅下落は『物損等の事実』に当たらず一法的整理の事実等の場合を除き評価村の損金算入不可」との指摘がある。週刊税務通信 No.3505(2018年5月)、6-7頁。ただし、物損等の発生原因について触れられてはいない。

当性の各号の要件を満たさないため、仮想通貨等の売買はデリバティブ取引に該当しない。

また、法人税法上の有価証券は法第2条第21号及び法令第11条で限定列挙されている。したがって、仮想通貨等が現行法人税法上の有価証券に該当することはない。

そこで、同法第61条第1項に定めのある短期売買商品の該当性を検討すると、法令第118の4第1項第1号に規定される短期売買商品の範囲に通貨性を有さない仮想通貨等が含むと解することが可能である³⁰³。同号では、短期売買商品の範囲を「内国法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的(以下この号において「短期売買目的」という。)

で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの(以下この号において「専担者売買商品」という。)及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したもの(専担者売買商品を除く。)」と規定しており、仮想通貨等が「その他の資産」に該当する余地がある。この場合、法第61条第1項により時価評価損益の益金又は損金算入が認められることとなる³⁰⁴。

要するに、通貨性を有さない仮想通貨等の場合、短期売買商品に該当

³⁰³ 「法人保有の仮想通貨に係る時価評価の取扱いで続報－仮想通貨と短期売買商品の関係性を再確認」週刊税務通信 No.3497(2018年3月)、5-6頁。

³⁰⁴ 短期売買商品該当性につき、延平昌弥氏は「短期売買商品は、法人税法第2条の棚卸資産の定義から除かれた金、銀、白金等のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的で保有される商品であり、仮想通貨は商品ではないため規定の主旨から該当しない」と主張しているが、本論文で論じてきたように、我が国の現状において、仮想通貨等は通貨性を有さないのであり、法人においても、短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的で保有されていると考えられる。また、法人税法は「商品」を定義していないため、「仮想通貨は商品ではない」とする根拠が不明である。延平昌弥「仮想通貨の税務における取扱い」税経通信 73巻、14号(税務経理協会、2018年11月)、131頁。

すれば事業年度終了の時に時価法により益金又は損金の額への算入が認められることとなるが、これに該当しない場合には、益金又は損金の額への算入が認められないことと解すべきである³⁰⁵。

上述以外の点で、特に問題となり得るのは第 38 号報告においても先送りされた ICO により発行されるトークンに係る法人税法上の取扱いである。このようなトークンは現状の資金決済法の定義に当てはまらない仮想通貨等も含まれるため、早急かつ実態に則った法整備がなされて初めて納税者の予測可能性が担保される。

なお、そもそも ASBJ が公表する「当面の取扱い」が法人税法にいう公正処理基準³⁰⁶に該当するののかという点も惹起されるが、ASBJ は「一般に公正妥当な企業会計の基準」としての「当面の取扱い」を公表しているのであって、これが公正処理基準に該当しないとすると、そもそも「一般に公正妥当な企業会計の基準」が公正処理基準に該当しないという帰結になり、「当面の取扱い」が公正処理基準に該当しないという論は妥当ではない。

第 3 節 仮想通貨等と相続税法との諸問題

2018 年 11 月 21 日に公表された仮想通貨関係 FAQ では「仮想通貨を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税」されると説明されているが、仮想通貨等の財産的価値が相続税の課税対象財産であるかについては、その技術的な基礎的前提知識を踏まえるといくつかの問題がある。

³⁰⁵ 与党の平成 31 年度税制改正大綱では、会計上、時価評価している活発な市場のある仮想通貨に法人税法上も時価法を適用できる旨及び仮想通貨の信用取引等についても事業年度末に決済したものとみなして損益相当額を計上するという措置が示されている。自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」(2018 年 12 月 14 日)、74 頁。

³⁰⁶ 法法第 22 条第 4 項。

相法第 10 条第 3 項では、財産の所在について「第 1 項各号に掲げる財産及び前項に規定する財産以外の財産の所在については、当該財産の権利者であった被相続人又は贈与をした者の住所の所在による。」として規定している。仮想通貨等につき、そもそもその権利の帰属をどのように観念するかについて、私法上の整理がついていない現状を踏まえると、そもそも権利者が誰であるかについての疑義が残る。また相続税の課税財産の範囲を規定する同法第 2 条第 2 項では「第 1 条の 3 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。」と規定しており、仮想通貨等のサイバー空間にある財産的価値が我が国の法施行地内にあるといえるのかについても整理が必要である。

この他、当該仮想通貨等を相続財産とした場合の評価に関する問題、すなわち、現状では取引所等によって取引価格が異なる仮想通貨等や、相対取引によって売買される仮想通貨等について、相法第 22 条にいう時価が何を指すのかについても明らかでない。この点、仮想通貨関係 FAQ では、会計上の「活発な市場の有無」を借用して説明している。活発な市場が存する場合には、課税時期における取引所等の取引価額を評価額とし、納税義務者が複数の取引所等を使用している場合には、納税義務者が任意にその中から取引価格を選択できるとしている。しかし、同一の仮想通貨等であっても取引所によって大きく取引価格が異なる場合のある現状において、複数の取引所等を利用している者が任意に取引価額を選択できるとすると、単一の取引所等を利用している納税義務者との間で公平性が問題となる。また、同一の仮想通貨等に同一時点で乖離の大きい複数の取引価格がある現状において、当該取引価格が、相続

税法で定められている時価としてよいのかという根本的な疑義が生じる。さらに、仮想通貨関係 FAQ では、活発な市場が存しない場合には、「仮想通貨の内容や性質、取引実態等を勘案し、個別に評価」するとし、「売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価」するとしているが、本論文で指摘してきたように仮想通貨等の性質について正しく理解できていない見解を示している課税庁が「仮想通貨の内容や性質」についてどのように把握するのであろうか。また、「精通者」とはいったいどのような者であるのかについても明らかでなく、活発な市場が存在しない仮想通貨等に関する相続税関係は特にループホールを生じさせる可能性を孕んでいる。その他、物納の可否³⁰⁷及び相続後に仮想通貨等を処分したときに相続税の取得費加算³⁰⁸の適用の可否についても指摘がなされている³⁰⁹。

主税局長等答弁では、仮想通貨等の財産的価値が相続税の課税対象であることを前提として「相続人が被相続人の設定したパスワードを知らない場合でも相続税の課税対象となる」との見解が示されている。

仮想通貨等のウォレットや取引に用いるパスワードは二重、三重にし、自身のウォレットの堅牢性を保とうとするのが常である。国税庁見解と符合しないが、この複数のパスワードを相続人が知っているか否かについての立証責任は課税庁側に存すると解すべきである。なぜなら、仮に相続人が「パスワードを知らない」という、「事実の不存在」の主張が真

³⁰⁷ 仮想通貨等が相法第 41 条で規定されている物納の要件を満たすとは考えられない。

³⁰⁸ 措置法第 39 条及び措置令第 25 条の 16 に規定がある。

³⁰⁹ 松岡章夫「仮想通貨と相続税・贈与税」税理 61 卷、11 号(ぎょうせい、2018 年 9 月)、44-46 頁。松岡氏は国税庁見解を根拠に「相続税の取得費加算は難しいと考えられる。」としている。また、物納については相法第 41 条第 2 項の物納財産に該当しないことから、「仮想通貨は該当しない」と述べている。

であった場合、納税者がその証明を行うとすると、その証明は「悪魔の証明」となり、事実上立証が不可能であるばかりか、担税力がないからである。したがって、当該主張が偽であること、すなわち相続人が「パスワードを知っていること」を証明することができるのは基本的に課税庁のみであり、証明できるか否かは課税庁の立証技術・立証能力次第である。無論、仮に相続人が「パスワードを知っている」にも関わらず虚偽を述べる場合も考えられるが³¹⁰、少なくとも仮想通貨等に関するこの立証責任を納税者に転嫁するのは厳酷である³¹¹。

第4節 任意性のある支払いにより得た所得の取扱い

任意性のある支払いにより仮想通貨等を得た場合、所得税のみならず、贈与税や法人税との関係も問題となる。

WEB サイト運営者や個人のクリエイターをはじめとし、当該者が提供する何らかの役務に対し、いわゆる「投げ銭」を仮想通貨等で行うことができる。インターネット環境があれば、金融機関を介さず、少額から「投げ銭」ができることから、一部の仮想通貨等利用者において寄附のような感覚で「投げ銭」が行われている。これらの仮想通貨等の譲渡は、あくまで任意であり、何ら強制されるものではない。

この場合、第一に当該仮想通貨等の譲渡が役務提供の対価となるか否かがまず問題となる。上記例でいえば、WEB コンテンツやクリエイターの作品に満足した者がその対価として「投げ銭」を行っているのであれば、その仮想通貨等の譲渡は当該 WEB コンテンツという役務の対価

³¹⁰ その場合には租税公平主義の観点から問題となるし、脱税として刑事事件となる。

³¹¹ なお、当該「パスワードを知らなくても相続税の課税対象」とする旨の主税局長等答弁は、悪意のある者からすれば、課税庁に立証技術・立証能力がないことを邪推させ、悪用される可能性がある答弁である。

と考えられる。ただし、支払い及びその価額はあくまで任意であるから、対価の額が固定されているものではない。したがって、当該役務の提供は、所得税法上の「事業」とはいえず、その対価として受け取った仮想通貨等の事業所得該当性は否定される。また、所得税法上、一時所得から労務や役務の対価としての性質を有する所得は除外されているため、一時所得にも該当しない。結果として、当該仮想通貨等による「投げ銭」を役務提供の対価として捉えた場合には雑所得に該当する。

第二に、役務提供の対価とならない場合には、当該仮想通貨等の「投げ銭」を行った者が個人であるか法人であるか、また受け取った者が個人であるか法人であるかによって取扱いは異なることとなる。個人から個人への「投げ銭」の場合、贈与税の課税対象となる。他方で、法人から個人への「投げ銭」の場合は一時所得として課税されるが、法人が個人に対して仮想通貨等の「投げ銭」を行うケースは現在のところ知られていない。

なお、仮想通貨等の「投げ銭」の受け取る側が法人の場合には、受贈益として法人税が課されると解すべきである。

第5節 信義則の適用可能性の検討

我が国では、民法第1条第2項の「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」という信義誠実の原則に関し、最三判昭和62年10月30日(集民152号93頁)にて「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきもの」と判示し、租税法の領域においても、特別の事情が

存する場合には信義則の適用がある旨が示されている。また、同判決では、「右特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、(i)税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、(ii)納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに右表示に反する課税処分が行われ、(iii)そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、(iv)納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない。」(番号筆者)とし、4つの要件が示されている。注意すべきは「少なくとも…という点の考慮は不可欠」と判示している点であり、これらの要件は信義則適用にあたっての必要条件を判示しているにすぎず、これらの要件以外にも考慮すべき点があることを示唆している点である。

実際のところ、納税者に信義則が適用された事例はなく、逆に行政庁の信頼を保護するために信義則の適用が認められた裁判例があるのみである³¹²。

仮想通貨等に関する国税庁見解の重大な疑義について本論文は指摘してきたところであるが、札幌地判昭和50年6月24日(訴月21巻9号1955頁)では、誤った表示を信じその表示にしたがって申告をなすことあるいは申告をなさないことは、(ii)及び(iv)でいうところの「行動」には含まれない旨が判示されている。したがって、この裁判例に従うのであれば、仮想通貨等に関する公的見解の表示に誤りがあつたとしてもなお信義則の適用はないというべきである。

³¹² 福岡高判平成11年4月27日月報46巻12号4319頁。

現行法及び判例を参照するに、仮想通貨等の取扱いに関し、信義則の適用がないものと考えられることから、本来譲渡所得や事業所得として申告できる者が雑所得として申告し、過大な税額を納めていた場合には、国税通則法第 23 条に基づき、更正の請求をすることとなる。当該請求を課税庁が認めない場合には、同法第 75 条に基づき、不服申立てを行うか、同法第 105 条第 1 項第 3 号を根拠に出訴することとなる。いずれにせよ、解釈が問われる際には、仮想通貨等に関する基礎的前提知識を踏まえた上での解釈が求められる。

第 6 節 税収の推計の必要性

仮想通貨等の税収について、個人課税課の担当者は、仮想通貨等に関する収入が 1 億円以上の雑所得収入者数の「331 人という数字について言えば、おおむね適切に申告がされたということだと思っている。」と述べている³¹³。しかし、我が国では、税収の推計を行っておらず、「政府としては、こうした意味での『タックス・ギャップ³¹⁴』の推計を行っておらず、また、現時点では、行う考えはない。³¹⁵」と答弁している。では、当該個人課税課の担当者は何に基づいて「おおむね適正に申告がされた」と述べているのであろうか³¹⁶。

仮想通貨等に関して、取引所等を通じて取引を行っている者の個人情報と取引所等のウォレットが紐付けられている者は、仮想通貨等の取引

³¹³ 前掲注 264 を参照。

³¹⁴ IRS は「一課税年度において税法により課されるべき税額の総計のうち、自発的に、かつ期限内に納付されなかった金額」と定義している。英国歳入関税庁は「本来納付されるべき税額と実際の納税額の差額」と定義している。

³¹⁵ 第 189 回国会答弁書第 32 号「日本のタックス・ギャップの推計に関する質問に対する答弁書」（平成 27 年 2 月 27 日）。

³¹⁶ 他方で、東京・大阪の専門調査チームが仮想通貨利用者のデータを密かに集めているとの記事も出ている。以下を参照。「『1 億円以上 331 人』は少なすぎる 国税庁・仮想通貨『隠れ長者』の摘発急ぐ」Themis 27 巻 7 号、(2018 年 7 月)、64-65 頁。

を行っている者の一部に過ぎない。ウォレットは取引所等を介さなくても、インターネット環境さえあれば、誰でも作成することができ、その場合、個人情報と紐つかないウォレットによって取引することが可能である。さらに、ダークウェブ³¹⁷で取引を行えば匿名性は高まるし³¹⁸、取引所等で個人情報と紐つけることが義務付けられる前に益出しをした者についても把握できていない可能性がある。

我が国がタックス・ギャップの推計を行わない理由として、「(i)個々の納税者について課税要件事実や適用される税法の規定がそれぞれ異なっていることから、(ii)税法により課されるべき税額の総計について正確に捉えた推計を行うことは困難であること、(iii)アメリカ合衆国の内国歳入庁のように、課税上問題があると認められない者も含め、無作為に抽出した多数の納税者に対して「タックス・ギャップ」を推計する目的で実地調査等を行うことについては、そのコストや調査を受ける納税者の負担にも配慮する必要があること等³¹⁹」(番号筆者)が答弁されているが、(i)は税法の非簡索性に基因しており、(ii)は税法の非簡索性・国税庁の推計技術に基因し、(iii)の前段は実地調査以外の方法で推計を行うことで回避できるものであるし、後段は納税者の負担を抗弁とした責任転嫁である。財務省は簡素な税制を掲げており、税制の非簡索性がタックス・ギャップの推計を阻害しているのであれば、まずは非簡索性を正す必要がある。

また、憲法第1条では国民主権が規定されていることから、行政は主

³¹⁷ 「深層 WEB」と呼ぶことがある。Tor という専用ソフトを用いてアクセスでき、薬物や拳銃の売買等、違法性のある取引に用いられることがある。

³¹⁸ NEM 流出事件ではダークウェブが活用され、他の仮想通貨等に交換がなされた。

³¹⁹ 第169回国会答弁書第6号「日本のタックス・ギャップに関する質問に対する答弁書」(平成20年1月29日)。

権者たる国民に対し説明責任がある³²⁰。特に財産権の侵害規定である租税法に基づき税務執行を行う国税庁にはその要請は大きいと考えられるところ、タックス・ギャップの推計を行わないことは当該説明責任の放棄を意味する。すなわち、当該推計が行われなければ、納税者は国税庁が本来あるべき税収を適正に徴収しているか判断することができず、税務行政及びその執行の効率性に対する評価をすることができないのである。このような観点からもタックス・ギャップの推計は急務である。

本来あるべき税収が不明であれば、失われている我が国の税収を定量的に測ることは困難であり、どの法規定が税収減の原因となっているのか、また、どの法改正が税収増に効果的であったかを考察することは困難である。「タックス・ギャップの推計を税務行政に利用する試みは、先進国だけでなく、今後、途上国も含め世界的に広く採用されていくのではないかと思慮される³²¹」であり、我が国でもタックス・ギャップの推計を早急に開始すべきである。

なお、仮想通貨等に関して、IRSは、およそ2.5億円を使い仮想通貨等利用者の実態を調査したと報じられている³²²。

第7節 仮想通貨等と国際課税における諸問題

DLTにより分散された仮想通貨等の財産的価値はインターネットを介して容易に国境を超える。仮想通貨等に関する国際的な議論はマネー

³²⁰ なお、情報公開法第1条では「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と規定されている。タックス・ギャップの推計が行われなければ、そもそも開示する文書が存しないこととなり、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政」とは言えない。

³²¹ 居波邦泰「米国及び英国におけるタックス・ギャップの推計の実情について」税務大学校論叢76号、(税務大学校、平成25年6月)、86頁。

³²² IRSは当該調査に2,191,835ドルを費やしている。diar調査会社「Tax Man Spending Tax Dollars」(<https://diar.co/volume-2-issue-38/#2>)(2018年9月24日)。

ロンダリング防止やテロ資金防止の文脈でなされてきたが、租税及び租税回避防止の文脈でも活発に議論されるべきである。本節では、仮想通貨等の財産的価値が今後もたらし得る BEPS の可能性を踏まえ、検討の必要性について指摘する。

1 ポストBEPSとしての議論の必要性

BEPS 行動計画最終報告書 Action1 では、デジタル経済における BEPS について、デジタル経済特有の問題はなく他の Action で対応できると結論付けている。しかしながら、DAO や DAC はデジタル経済のみで特定の経済圏が完結する可能性、すなわちデジタル経済特有の問題を生じさせる可能性を示唆している。この点、BEPS 行動計画最終報告書に至るまでの検討過程の内容も踏まえた事前の対応が望まれる。サイバー空間で経済が完結する場合に、果たして課税庁は所得をいかように補足し徴税するのかといった課税技術的な議論や、そもそも国境のないサイバー空間で課税権を行使できるのか、行使する場合に各国の課税権の衝突をどのように調整するのか、PE を何に認定するのかといった問題等議論すべき課題は山積している。これらの問題は一国内で結論を出せたとしても諸外国との折衝が求められることから国際的な場での議論が必要である。

2 スーパータックスヘイブンへの対応の必要性

Omrin Marian 氏は、2013 年 9 月の時点で「オフショア脱税者は、…(中略)…暗号通貨(crypto currencies)の利用により伝統的なタックスヘイブンを放棄するのではないか³²³」との指摘をしている。同氏は、

³²³ Omrin Marian(2013) “*Are Cryptocurrencies Super Tax Havens?*” Michigan Law Review First Impressions Vo1.112. 当該エッセーの一部日本語訳は以下による。本庄資「New TAX TIDBIT オフショア世界のはなし(68)オフショアにおけ

仮想通貨等が以下の3つの特徴を有するスーパータックスヘイブンになり得ると主張した。

- ① サイバースペースで保有され、営業する管轄がないため源泉課税されることがないこと
- ② 匿名性があること³²⁴
- ③ P2P 技術が利用されていることから、金融機関に依存する国際脱税防止制度のらち外にあること

実際のところ、各国の法整備が最新技術に追いついていないがために、違法な手段としてのみならず、合法的な租税回避スキームとして仮想通貨等を用いることも可能であると考えられる。

KPMG は、仮想通貨等を使用したマネーロンダリングの典型的なスキームを公表した³²⁵。当該スキームを略記すると以下のとおりである。

- (ア) ログの残らない VPN³²⁶を用いて、デジタル交換所又は仮想通貨等 ATM で仮想通貨等を購入する。
- (イ) より匿名性の高いアルトコインと交換する。
- (ウ) これらの過程で複数の交換所、公開鍵と秘密鍵を介在させ、追跡可能性を小さくする。
- (エ) 匿名性の高いコインは、キャピタルゲイン税を回避しつつ、最終的に法定通貨に換金するか、不動産に移転する。又はウォレットのまま保有し続ける。

る仮想通貨の影響」国際税務 38 巻、4 号(税務研究会、2018 年 4 月)、97-102 頁。

³²⁴ 実際には匿名性と偽名性は区別すべきである。偽名性は各トランザクションが本名でなくても誰かのウォレットに紐付けられており追跡が可能である。匿名性は各トランザクションが個別に完結し、ウォレットに紐付けられず追跡することができない。例えばビットコインが有するのは偽名性であるが、匿名性を有する仮想通貨等も存在する。

³²⁵ KPMG 「Clarity on Financial Crime in Banking」(2018 年 6 月)、28 頁。

³²⁶ Virtual private network のこと。インターネット上の仮想トンネルであり、通信の漏洩を防ぐために通常使用される。

上述のスキームは最初の購入の時点から追跡を逃れようと意図したものであるが、仮に最初の段階で利用者の個人情報を確認する取引所等によって仮想通貨等を購入したとしても、より匿名性の高いコインとの交換を幾度も介在させることで追跡可能性は低減していく。入口で規制をしても、出口まで追跡することは難しい³²⁷。我が国においても、交換所で取り扱われている仮想通貨等は追跡可能性があるが、その後匿名性の高いコインへと交換された場合に課税庁が出口まで補足することは困難となる。また、既存の租税回避のスキームに仮想通貨等を介在させることで、その発見可能性は著しく小さくなると考えられる。

したがって、特に匿名性の高い仮想通貨等を利用した取引をどのように補足・規制するのかは今後の重要な課題となる。Omrin Marian氏は「伝統的な脱税防止メカニズムではBitcoinによる脱税に十分対処することはできない。Bitcoinを脱税の手段とするイノベーションに対処する政策のイノベーションが必要である」と主張している。脱税に限らず租税回避においても伝統的な防止策に執着しない新しい着想の下、有効な防止策の国際的な検討が急務である。これまでは各国の税法や租税条約に造詣の深い者が租税回避スキームのプロモーターとなってきたが、今後はITの知識に長けた者がプロモーターとなる可能性が大きい。こういった者を相手とし適正な徴税を試みようとするのであれば、課税庁職員に十分なIT教育を施すことは無論のこと、税法に括らない学際的な研究が求められるところである。

また、仮想通貨等に関しては、共通報告基準(CRS)³²⁸の対象となって

³²⁷ この他にも、仮想通貨等とエクイティスワップ契約を用い商品や証券に免税購入代理人を使うというスキームについてOmrin Marian氏は指摘している。

³²⁸ 2014年7月21日にOECDが公表した「The Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters」に基づき、共通報告基準(CRS、Common Reporting Standard)が定められ、2018年現在およそ100か国

いない。仮に対象としたとしても完全に追跡することは不可能であると考え、何ら対策をしないよりは幾分補足可能性が向上する可能性がある。

第 8 節 小括

本章では、まず仮想通貨等についての消費税法上の不十分な規定の存在、法人税法・相続税法上のあるべき取扱い及び検討課題を指摘した。また、税目横断的な問題として、任意性のある支払いによる所得についても、税法上のあるべき取扱いを論じた。さらに、租税法全体の問題として、信義則の適用の可否を示し、税収の推計の必要性に関して強く指摘した。我が国においては、個人課税課情報第 4 号、仮想通貨関係 FAQ 及びタックスアンサーにて一部の取扱いが示され、主税局長等答弁により一部の解釈が示されているに過ぎず、その結論及び解釈には納税者から疑義が生じているため、上述の課題については早急な対応が求められる。

国際課税の側面からも、仮想通貨等がスーパータックスヘイブンとなり得る可能性を強調し、サイバー空間で完結するデジタル経済に関しての活発な国際的議論の必要性を示した。

なお、2018 年 11 月 30 日及び 12 月 1 日に開催された G20 ブエノスアイレスサミットでは、暗号資産(crypto-assets)について引き続きモニタリングすること、電子経済を含む国際課税システムへの対応を 2020 年の最終報告書を目処に解決策を模索する旨が宣言された³²⁹。仮想通

が CRS を導入している。なお、世界には 200 弱の国と地域がある。

³²⁹ G20「G20 Leaders' declaration Building consensus for fair and sustainable development」(2018 年 12 月 1 日)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000424877.pdf>)

貨等の暗号資産に対する課税は、現状より多くの税の文脈における国際的議論及びそれに基づく国際的なルールの策定が急務である。

おわりに

本論文は、およそ 2000 種ある仮想通貨等の 1 種であるビットコインのみを論じているのではない。2000 種を論じる上で、「通貨性の有無」により、その性質は異なることを示し、「通貨性の有無」の判断の基準も明示した。当該通貨性の有無によって、資産の性質は異なるため、税法上の取扱いも区別されるべきであり、所得税法における具体的なあるべき取扱いを論じ、他税目等において問題となる点を指摘している。

我が国の仮想通貨等に関する国税庁見解の結論には、我が国の従来の税法解釈との間で一部齟齬が見受けられ、租税法律主義を重視するのであれば、本論文で論じたような検討及び十分な説明がなされて初めて課税されるべきである。また、既存法の枠組みの中の解釈で、新たな技術・概念である仮想通貨等に対応することができるのか否か熟慮しなければならない。現状においては、既存の税法解釈の枠組みの中で対応することは不可能ではないが、仮想通貨等の「暗号資産」は今この時も進化しているものであり、いずれ既存の税法の枠組みでの対応は限界を迎えることは明らかである。Omrin Marian 氏が「伝統的な脱税防止メカニズムでは Bitcoin による脱税に十分対処することはできない。Bitcoin を脱税の手段とするイノベーションに対処する政策のイノベーションが必要である」と述べたように、我が国においても既存の法概念・法解釈に捕らわれない仮想通貨等税制のイノベーションが求められる。限界を迎えてからの事後対応ではなく、仮想通貨等に関する基礎的前提の下、事前の十分な検討³³⁰及びそれに基づいた迅速な対応が望まれる³³¹。十分

³³⁰ 2018 年 10 月 29 日、内閣府は「第 1 回納税環境整備に関する専門家会合」にて仮想通貨に関する外部有識者ヒアリング資料を公開した。一定の検討はなされているが、決して十分な検討とは言えない。(http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/noukan/20181024/30noukan1kai.html)

³³¹ 金融庁は 2018 年 10 月 24 日、仮想通貨等の自主規制団体を「認定資金決済事業

な検討に欠いた拙速な対応は、納税者に混乱を招くばかりか、ループホールを生じさせるものであるからあってはならない。

概して、仮想通貨等に関連する細かな所得稼得形態について明確かつ包括的に論じている研究や、これらを定めて公表している国家は見当たらない。G20は、我が国で仮想通貨と定義したものも含めて暗号資産(Crypto-Asset)と捉える声明を出している。当該声明の中では、暗号資産は金融システムの安定に害をもたらさないと結論づけているが、これは暗号資産全体の市場規模が金融市場全体の市場規模に比して相対的に小さいことに依拠している。暗号資産の市場規模が小さくとも、我が国においては租税法律主義及び租税公平主義が求められるところであるから、市場規模の多寡は本来租税の在り方に関係しないというべきであり、その取扱いには迅速かつ慎重な議論が必要であり、国際的な場でも租税の文脈において活発な議論をしなければスーパータックスヘイブンを見逃すことに繋がる。

我が国で資金決済法により仮想通貨が定義された際、財務大臣は我が国が仮想通貨等・DLTに先進的であると認識していたようであるが、ブロックチェーン立国を掲げて立法をしたマルタ共和国などと比べれば現状では遅れを取っている。「十年一昔」との言葉があるが、現代の技術革新の速度に鑑みれば「一年一昔」と言っても過言ではない。新たな時代に突入したいま、新しい時代に適応した迅速かつ十分な学際的税法研究が必要である。

者協会」として「一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会」を認可した。自主規制団体は必要であるが、主に交換業者への対応であり、納税者視点ではないため、これだけでは不十分である。

参考文献等

参考文献のうち、WEB上で閲覧が可能で重要なものはURLを併記する。近時、論文の主題によっては、紙の刊行物を待っているだけで適時性を欠いた古い研究となることから、本論文執筆に当たっては、公的機関等の信頼できるWEB上の情報も活用した。

- 1 AlohaCoin ホワイトペーパー
(https://docs.wixstatic.com/ugd/31ed3a_a39b351a429d453f835c9afb1ae378ee.pdf)
- 2 Australian Government Australian Taxation Office 「Tax treatment of crypto currencies」 (2018年6月29日)
(<https://www.ato.gov.au/General/Gen/Tax-treatment-of-crypto-currencies-in-Australia---specifically-bitcoin/>)
- 3 Australian Government Australian Taxation Office 「Tax treatment of crypto-currencies in Australia - specifically bitcoin」 (2018年6月29日)
(<https://www.ato.gov.au/misc/downloads/pdf/qc42159.pdf>)
- 4 Australian Government Australian Taxation Office 「Cryptocurrency used in business」 (2018年6月29日)
(https://www.ato.gov.au/general/gen/tax-treatment-of-crypto-currencies-in-australia---specifically-bitcoin/?page=3#Cryptocurrency_businesses)
- 5 Coin Market Capitalizations
(<https://coinmarketcap.com/all/views/all/>)
- 6 Conseil d'Etat 「Modalités d'imposition des « bitcoins »」 (2018年4月)
(<http://www.conseil-etat.fr/Actualites/Communiqués/Modalites-d-imposition-des-bitcoins>)
- 7 Counterparty
(<https://counterparty.io/platform/>)
(<https://counterparty.io/news/why-proof-of-burn/>)
- 8 Crypto Compare 「Cryptoasset Taxonomy Report 2018」 (2018年10月)
(<https://www.cryptocompare.com/media/34478555/cryptocompare-crypto-asset-taxonomy-report-2018.pdf>)
- 9 Cryptography Mailing List
(<https://www.mail-archive.com/cryptography@metzdowd.com/>)
- 10 diar 調査会社 「Tax Man Spending Tax Dollars」 (2018年9月)
(<https://diar.co/volume-2-issue-38/#2>)

- 11 European Central Bank 「Virtual currency schemes – a further analysis」 (2015年2月)
(<https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/other/virtualcurrencyschemesen.pdf>)
- 12 European Court of Justice 2015年10月22日判決
(<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=170305&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=755801>)
- 13 EY 新日本有限責任監査法人 「Applying IFRS 仮想資産の保有者の会計処理」 (2018年10月)
(<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/pdf/2018-10-24.pdf>)
- 14 FATF 「FATF REPORT Virtual Currencies Key Definitions and Virtual Currencies Key Definitions and Potential AML/CFT Risks」 (2014年6月)
(<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Virtual-currency-key-definitions-and-potential-aml-cft-risks.pdf>)
- 15 FATF 「GUIDANCE FOR A RISK-BASED APPROACH VIRTUAL CURRENCIES」 (2015年6月)
(<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Guidance-RBA-Virtual-Currencies.pdf>)
- 16 FATF 「Regulation of virtual assets」 (2018年10月)
(<http://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/regulation-virtual-assets.html>)
- 17 FSB 「FSB sets out potential financial stability implications from crypto-assets」 (2018年10月)
(<http://www.fsb.org/wp-content/uploads/R101018.pdf>)
- 18 G20 「Communiqué of the First G20 Meeting of Finance Ministers and Central Bank Governors of 2018」 (2018年3月)
(https://g20.org/sites/default/files/media/communique_-_fmcbg_march_2018.pdf)
- 19 G20 「Communiqué, G20 Finance Ministers and Central bank Governors Meeting, Buenos Aires」 (2018年7月)
(https://g20.org/sites/default/files/media/communique_-_fmcbg_july.pdf)
- 20 G20 「G20 Leaders' declaration Building consensus for fair and sustainable development」 (2018年12月1日)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000424877.pdf>)
- 21 HM Revenue & Customs 「Policy paper-Revenue and Customs Brief 9 (2014): Bitcoin and other cryptocurrencies」 (2014年3月)
(<https://www.gov.uk/government/publications/revenue-and-customs-brief-9>)

- f-9-2014-bitcoin-and-other-cryptocurrencies/revenue-and-customs-brief-9-2014-bitcoin-and-other-cryptocurrencies)
- 22 HM Revenue & Customs 「HMRC internal manual-Corporate Finance Manual」 (2016 年 4 月)
(<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/corporate-finance-manual/cfm32010>)
 - 23 HM Revenue & Customs 「HMRC internal manual-VAT Finance Manual」 (2016 年 4 月)
(<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/vat-finance-manual/vatfin2330>)
 - 24 HM Revenue & Customs 「HMRC Cryptoassets for individuals」 (2018 年 12 月 19 日)
(<https://www.gov.uk/government/publications/tax-on-cryptoassets/cryptoassets-for-individuals>)
 - 25 HM Treasury 「Cryptoassets Taskforce:final report」 (2018 年 7 月 30 日)
(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/752070/cryptoassets_taskforce_final_report_final_web.pdf)
 - 26 IMF STAFF DISCUSSION NOTE 「Virtual Currencies and Beyond: Initial Considerations」 (2016 年 1 月)
(<https://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1603.pdf>)
 - 27 IMF 「World Economic Outlook, October 2018」 (2018 年 10 月 3 日)
(<https://www.imf.org/~media/Files/Publications/WEO/2018/October/English/main-report/Text.ashx?la=en>)
 - 28 INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE 「e-Commerce」
(<https://www.iras.gov.sg/IRASHome/GST/GST-registered-businesses/Specific-business-sectors/e-Commerce/#title5>)
 - 29 INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE 「Gains from Sale of Property, Shares and Financial Instruments」
(<https://www.iras.gov.sg/IRASHome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/What-is-Taxable-What-is-Not/Gains-from-Sale-of-Property-Shares-and-Financial-Instruments/>)
 - 30 INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE 「Income Tax Treatment of Virtual Currencies」
(<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Specific-topics/Income-Tax-Treatment-of-Virtual-Currencies/>)
 - 31 Irish Tax and Customs 「Cryptocurrencies」
(<https://www.revenue.ie/en/companies-and-charities/financial-services/cryptocurrencies/index.aspx>)

- 32 IRS 「Notice 2014-21」 (2014 年)
(<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-14-21.pdf#search=%27Notice+201421%27>)
- 33 IRS「Information Reporting Advisory Committee PUBLIC REPORT」(2018 年 10 月)
(<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p5315.pdf>)
- 34 J.M.Keynes(1935) “*The General Theory of Employment, Interest, and Money*”, Chapter13 II
(<http://cas2.umkc.edu/economics/people/facultypages/kregel/courses/econ645/winter2011/generaltheory.pdf>)
- 35 Karl Polanyi(1977) “*THE LIVELIHOOD OF MAN*” ACADEMIC PRESS, pp102-109
- 36 KPMG 「Clarity on Financial Crime in Banking」 (2018 年 6 月)
(<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/ch/pdf/clarity-on-financial-crime-in-banking-2018.pdf>)
- 37 NEM ホワイトペーパー
(https://nem.io/wp-content/themes/nem/files/NEM_techRef.pdf)
- 38 New Zealand Government Inland Revenue 「Cryptocurrency and tax」
(<https://www.ird.govt.nz/campaigns/2018/cryptocurrency-tax.html>)
- 39 New Zealand Government Inland Revenue 「Questions & answers: Cryptocurrency and tax」
(<https://www.ird.govt.nz/income-tax-individual/cryptocurrency-qa.html>)
- 40 N.スモレンスキー「信用の進化」日経サイエンス 48 巻、5 号(日経サイエンス、2018 年 5 月)、78-81 頁。
- 41 OECD 「OECD/G20 base Erosion and Profit shifting Project Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy Action1: 2014 Deliverable」 (2014 年 9 月)
(<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264218789-en.pdf?expires=1539923559&id=id&accname=guest&checksum=0F4C74ADED933FA69425C478ED148459>)
- 42 OECD 「OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy ACTION1: 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
(<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264241046-en.pdf?expires=1539923505&id=id&accname=guest&checksum=5EED77A14D5E289BF75F7009F40112A1>)
- 43 OECD 「Digital Economy Outlook 2017」 (2017 年 11 月)
(https://read.oecd-ilibrary.org/science-and-technology/oecd-digital-economy-outlook-2017_9789264276284-en#page1)

- 44 Omrin Marian “*Are Cryptocurrencies Super Tax Havens?*” Michigan Law Review First Impressions Vo1.112。
(<https://scholarship.law.ufl.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=&httpsredir=1&article=1365&context=facultypub>)
- 45 Peercoin ホワイトペーパー
(<https://peercoin.net/assets/paper/peercoin-paper-jp.pdf>)
- 46 Reddcoin ホワイトペーパー
(<https://www.reddcoin.com/papers/PoSv.pdf>)
- 47 REPUBLIC OF ESTONIA TAX AND CUSTOMS BOARD 「Taxation of private person's virtual currency/cryptocurrency earnings」
(<https://www.emta.ee/eng/private-client/declaration-income/other-income/taxation-private-persons-virtual>)
- 48 Republic of Malta 「INCOME TAX ACT」
(<http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8658&l=1>)
- 49 Ríkisskattstjóri 「Leiðbeiningar Skattframtal einstaklinga」
(https://www.rsk.is/media/baeklingar/rsk_0801_2018.is.pdf)
- 50 Satoshi Nakamoto(2008) “*Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System*”
(<https://bitcoin.org/bitcoin.pdf>)
- 51 Sedlabanki Islands 「Significant risk attached to use of virtual currency」
(<https://www.cb.is/publications/news/news/2014/03/19/Significant-risk-attached-to-use-of-virtual-currency/>)
- 52 Skatteverket 「Kryptovalutor」
(<https://www.skatteverket.se/privat/skatter/vardepapper/andratillgangar/kryptovalutor.4.15532c7b1442f256bae11b60.html?q=bitcoin>)
- 53 The New York Times 「When Trading in Bitcoin, Keep the Tax Man in Mind」 (2018年1月18日付)
(<https://www.nytimes.com/2018/01/18/your-money/bitcoin-irs-taxes.html>)
- 54 Valsts ieņēmumu dienests 「Fiziskas personas darbības ar kriptovalūtām」
(<https://www.vid.gov.lv/lv/fiziskas-personas-darbibas-ar-kriptovalutam>)
- 55 秋葉賢一 「ICOをめぐる会計問題」 企業会計 70巻、2号(中央経済社、2018年2月)、233-239頁。
- 56 秋山高善 「仮想通貨と消費税」 税理 61巻、11号(ぎょうせい、2018年9月)、34-41頁。

- 57 芦部信喜『憲法 [第六版]』(岩波書店、2015年3月)
- 58 有吉尚哉「Initial Coin Offering(ICO)に対する金融規制の適用関係に関する一考察」NBL 1111号(商事法務、2017年12月)、4-13頁。
- 59 有吉尚哉＝片桐秀樹「仮想通貨取引の諸問題」会社法務 A2Z 124号(第一法規、2017年9月)、20-25頁。
- 60 アンドレアス・M・アントノブロス『ビットコインとブロックチェーン - 暗号通貨を支える技術』(NTT出版、2017年6月)
- 61 伊川正樹「みなし譲渡所得に『担税力』はあるのか」名城法学 66巻、1・2号(名城大学法学会、2016年)、329-356頁。
- 62 井口眞孝「国際税務支援等リレー論文(第6回)仮想通貨の現状と税務上の課題についての問題提起」税理 61巻、1号(ぎょうせい、2018年1月)、181-187頁。
- 63 池田隆「請求人の本件不動産の譲渡による所得は、営利を目的として継続的に行ったものと認めるのが相当であるから、譲渡所得に該当せず、かつ、その売買は、社会通念上事業と認めるに足りないので、事業所得ではなく、雑所得に該当するとした事例」月刊税務事例 22巻、10号(財經詳報社、1990年10月)、35-41頁。
- 64 池田幸典「仮想通貨マイニングをめぐる会計上の課題」産業経理 78巻、2号(産業経理協会、2018年7月)、79-89頁。
- 65 石川欽也「裁決事例研究 FX 取引における反対売買により決済が行われるまでの持高などにつき生じた為替評価差益は営業日ごとに確定するとした事例[国税不服審判所平成 21.4.27 裁決]」月刊税務事例 42巻、6号(財經詳報社、2010年6月)、1-5頁。
- 66 石田良「仮想通貨に関する既存研究の整理」ファイナンス 54巻1号(財務総合政策研究所、2018年4月)、46-49頁。
- 67 石田良＝服部孝洋「仮想通貨市場は効率的か」ファイナンス 54巻7号(財務総合政策研究所、2018年10月)、58-65頁。
- 68 石村尚也「注目を集める仮想通貨市場:ビットコインから ICO まで」経済月報 405号(長野経済研究所、2018年1月)、32-39頁。
- 69 五十畑隆「利子・配当と納番制度 - 比例・分離課税の世界的な潮流」租税研究 516号(日本租税研究協会、1992年10月)、2-5頁。
- 70 磯山智実＝小早川周司「多様なプレーヤーに拡大する仮想通貨・デジタル通貨への試み・中央銀行によるデジタル通貨発行への試み」金融財政事情 68巻、46号(金融財政事情研究会、2017年12月)、12-22頁。
- 71 伊東稔博「譲渡所得と雑所得の区分(横浜地裁昭和五十年五月六日判決)」税務大学校論叢 10号(税務大学校、1976年8月)、237-251頁。

- 72 伊藤義一『税法の読み方判例の見方 [第三版]』(TKC 出版、2014 年 2 月)
- 73 居波邦泰「米国及び英国におけるタックス・ギャップの推計の実情について」税務大学校論叢 76 号、(税務大学校、平成 25 年 6 月)、86 頁。
- 74 今村光良＝面和成「ダークネット観測情報を用いた仮想通貨ネットワークの分析」電子情報通信学会技術研究報告=IEICE technical report 118 巻、30 号(信学技報、2018 年 5 月)、29-34 頁。
- 75 岩下直行ほか「座談会 仮想通貨・ICO をめぐる法規制」Law & technology 80 号(2018 年 7 月)、1-28 頁。
- 76 岩下直行「仮想通貨の現状と未来:ビットコイン分裂と ICO の拡大を中心に」情報処理 : 情報処理学会誌 : IPSJ magazine 58 巻、10 号(情報処理学会、2017 年 10 月)、876-881 頁。
- 77 岩田規久男『デフレの経済学』(東洋出版、2002 年 2 月)
- 78 岩村充「暗号通貨の可能性と課題」法とコンピュータ 33 号(法とコンピュータ学会、2015 年 7 月)、45-51 頁。
- 79 岩村充「暗号通貨の経済学:通貨間競争による今後の暗号通貨の発展に期待」金融財政事情 65 巻、13 号(金融財政事情研究会、2014 年 3 月)、22-26 頁。
- 80 岩村充＝上沼紫野＝斉藤賢爾ほか「パネルディスカッション」法とコンピュータ 33 号(法とコンピュータ学会、2015 年 7 月)、53-63 頁。
- 81 上田正勝「継続的行為と所得の性質決定との関係について - インターネットを利用した競馬の馬券の払戻金の課税関係を中心として -」税務大学校論叢 81 号(税務大学項、2015 年 7 月)
- 82 上西左大＝永田寛幸「ICT・AI 社会の税務行政」ZEIKEN 33 巻、5 号(日本税務研究センター、2018 年 1 月)、1-11 頁。
- 83 上沼紫野「暗号通貨に関する海外の現状」法とコンピュータ 33 号(法とコンピュータ学会、2015 年 7 月)、39-43 頁。
- 84 上沼紫野「暗号通貨に関するフォローアップ」法とコンピュータ 34 号(法とコンピュータ学会、2016 年 7 月)、3-7 頁。
- 85 上松公雄「法人税 暗号通貨に関する税務上の取扱いと問題点」税務事例研究 139-144 号(日本税務研究センター、2015 年 3 月)、1-22 頁。
- 86 江頭進ほか「ネットワーク外部性とシステム互換性 : 産業組織論に対する新しいアプローチ」経済論叢 156 巻 5 号 (京都大學經濟學會、1995 年)、17-37 頁。
- 87 江口行雄「配当所得源泉分離課税論の理論的根拠—その論理性と歴史性」証券研究 9 巻(日本証券經濟研究所、1963 年 12 月)、1-33 頁。

- 88 遠藤元一「仮想通貨に関する新たな法規制(FinTech 法)の枠組み」ITU ジャーナル 46 巻、7 号(日本 ITU 協会、2016 年 7 月)
- 89 大阪高判昭和 50 年 3 月 26 日 税務訴訟資料 80 号 578 頁。
- 90 大阪地判平成 14 年 10 月 10 日 訴訟月報 50 巻 6 号 1945 頁。
- 91 大阪高判平成 15 年 6 月 27 日 訴訟月報 50 巻 6 号 1936 頁。
- 92 岡田仁志「消費者問題アラカルト：仮想通貨のしくみ」国民生活ウェブ版 49 号(国民生活センター、2016 年 8 月)、12-14 頁。
- 93 岡田仁志「招待講演 分散型仮想通貨の構造特性と制度設計：中心を持たない通貨の制御と応用」電子情報通信学会技術研究報告 114 巻、511 号(電子情報通信学会、2015 年 3 月)、1-6 頁。
- 94 岡田仁志『ビットコイン&ブロックチェーン:決定版』(東洋経済新報社、2018 年 4 月)
- 95 岡田仁志ほか『仮想通貨:技術・法律・制度』(東洋経済新報社、2015 年 6 月)
- 96 岡田仁志ほか「仮想通貨の技術と課題－黎明期にある仮想通貨をどう捉えるか」NII today 69 号(国立情報学研究所、2015 年 9 月)
- 97 岡本一郎「商品先物取引により生じた損失の所得区分は雑所得に属するとした事例」月刊税務事例 21 巻、7 号(財経詳報社、1989 年 7 月)、24-28 頁。
- 98 小野伸一「通貨の将来と仮想通貨の意義：デジタル化とブロックチェーンがもたらすもの」経済のプリズム 161 号(参議院事務局企画調整室、2017 年 10 月)、1-41 頁。
- 99 外務省 WEB サイト「国・地域」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)
- 100 片岡義広「仮想通貨の私法的性質の論点」Libra:The Tokyo Bar Association journal 17 巻、4 号(東京弁護士会、2017 年 4 月)、12-17 頁。
- 101 片岡義広「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金融法務事情 62 巻、14 号(金融財政事情研究会、2014 年 7 月)、28-47 頁。
- 102 金子邦彦『現代貨幣論 - 電子マネーや仮想通貨は貨幣とよべるか』(晃洋書房、2018 年 1 月)
- 103 金子宏ほか「第 II 部 事実認定の具体的適用 [所得税]」税経通信 臨時増刊 43 巻、9 号(税務経理協会、1988 年 8 月)、106-388 頁。
- 104 金子宏『所得概念の研究：所得課税の基礎理論 上巻』(有斐閣、1995 年 1

1 月)

- 105 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究：所得課税の基礎理論 中巻』(有斐閣、1996年3月)
- 106 金子宏『所得課税の法と政策：所得課税の基礎理論下巻』(有斐閣、1996年1月)
- 107 金子宏＝中里実＝J.マーク・ラムザイヤー『租税法と市場』(有斐閣、2014年7月)
- 108 金子宏『租税法 [第22版]』(弘文堂、2017年4月)
- 109 加納祐三「IT 戦略特命委員会－資金決済に関する小委員会－価値記録の概要や現況、そして今後の課題」(JADA 一般社団法人日本価値記録事業者協会、2015年)
- 110 鎌田正「商品先物取引により生じた損失の所得区分は雑所得に属するとした事例」税経通信 44 巻、9 号(税務経理協会、1989年8月)、220-229 頁。
- 111 河上正二著『民法総則講義』(日本評論社、2007年)
- 112 河合健＝早川晃司「ブロックチェーンの技術と可能性 (特集 ビットコインなどの仮想通貨に関する法改正と実務への影響)」Libra:The Tokyo Bar Association journal 17 巻、4 号(東京弁護士会、2017年4月)、18-21 頁。
- 113 企業会計基準委員会「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」実務対応報告 38 号(企業会計基準委員会、2018年3月) (https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0314.html)
- 114 北周士「コインチェック被害対策弁護士について」消費者法ニュース 116 号(耕文社、2018年7月)、107-109 頁。
- 115 北澤達夫「外国為替証拠金取引により生じた売買差損益金等は、雑所得に当たるとされた事例[東京地裁平成 22.6.24 判決]」月刊税務事例 43 巻、6 号(財経詳報社、2011年6月)、21-25 頁。
- 116 ギディオオン・サミッド著、齋藤哲哉 監訳『暗号通貨取引の理論』(金融財政事情研究会、2018年5月)
- 117 木下達彦「仮想通貨で給与を支払うことの問題点は？」ビジネスガイド 55 巻、7 号(日本法令、2018年5月)、28-35 頁。
- 118 木村弘之亮「所得税法における包括的所得説と発生主義の接点－包括的所得説は実現主義を排斥するか」税法学 562 号(日本税法学会、2009年11月)、33-51 頁。
- 119 清永敬次『税法 [第7版]』(ミネルヴァ書房、平成 20 年)

- 120 金融制度調査会「日本銀行法の改正に関する答申理由書」(1997年2月)、
第六―会計
(https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusei/tosin/1a601f8.htm)
- 121 金融庁「『銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)』等に対するパブリックコメントの結果等について―コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(2017年3月)、34頁。
(<https://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/01.pdf>)
- 122 金融庁「ICO(Initial Coin Offering)について～利用者及び事業者に対する注意喚起～」(2017年10月)
(https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/06.pdf)
- 123 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会(第4回)議事録」(2018年6月)
(<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180615-2.html>)
- 124 金融庁「暗号資産(いわゆる仮想通貨)に関する監督・監視ラウンドテーブル―最近の進展と将来の課題―」(2018年10月)
(https://www.fsa.go.jp/news/30/virtual_currency/20181009.html)
- 125 金融庁金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告:決済高度化に向けた戦略的取組み」(2015年12月)
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf)
- 126 金融取引法部「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨の我が国の各種公法等における位置付け」法律実務研究30号(東京弁護士会、2015年3月)、65-96頁。
- 127 久保田隆 編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』(中央経済社、2018年4月)
- 128 倉橋雄作「ブロックチェーンと法律問題(第2回)スマートコントラクトの法的分析と実務対応」NBL1125号(2018年7月)、86-94頁。
- 129 黒田治彦「譲渡所得か雑所得かの区分判断」税理61巻、1号(ぎょうせい、2018年1月)、66-71頁。
- 130 厚生労働省「生活保護制度の現状について」(2017年5月)
(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000164401.pdf)
- 131 厚生労働省「副業・兼業の推進に関するガイドライン」(2018年1月)
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000192844.pdf>)
- 132 河野聡「所得の分離課税の問題点〔含 討論〕」先物取引被害研究21巻、21号(先物取引被害全国研究会、2003年10月)、31-34頁。
- 133 国税庁個人課税課「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」個人課税課情報第4号(2017年12月)

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/01.pdf>)

- 134 国税庁「『仮想通貨関係 FAQ』の公表について」(2018年11月21日)
(<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/index.htm>)
- 135 国税庁「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」(2018年11月21日)
(<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/pdf/04.pdf>)
- 136 国税不服審判所平成27年6月15日裁決。
- 137 児島記代「仮想通貨の一研究:ビットコインの会計と税務」Research paper series 73号(千葉商科大学経済研究所、2017年3月)、1-34頁。
- 138 小塚荘一郎「法律時評 仮想通貨に関するいくつかの『大きな』問題」法律時報89巻、11号(日本評論社、2017年10月)、1-3頁。
- 139 小林信明「仮想通貨(ビットコイン)の取引所が破産した場合の顧客の預け財産の取扱い」金融法務事情64巻、15号(金融財政事情研究会、2016年8月)、40-45頁。
- 140 後藤出＝渡邊真澄「仮想通貨の法的性質を探る(第1回)仮想通貨の基本的な仕組み」ビジネス法務18巻、1号(中央経済社、2018年1月)、67-71頁。
- 141 後藤出＝渡邊真澄「仮想通貨の法的性質を探る(第2回)ビットコインの私法上の位置づけ(総論)」ビジネス法務18巻、2号(中央経済社、2018年2月)、113-117頁。
- 142 後藤出＝渡邊真澄「仮想通貨の法的性質を探る(最終回)ビットコインの私法上の位置づけ(各論)」ビジネス法務18巻、4号(中央経済社、2018年4月)、103-107頁。
- 143 近藤洋輔「国税審査裁決紹介 請求人の行う絵画の売買取引業務は、事業所得を生ずべき事業として社会的客観性を備えたものには該当しないとして、当該業務に係る所得は雑所得と認定され、損益通算が否認された事例」月刊税務事例359号(1999年8月)、29-33頁。
- 144 最二判昭和39年1月24日 最高裁判所裁判集民事編71号331頁
- 145 最三判昭和46年11月9日 最高裁判所民事判例集25巻8号1120頁
- 146 最三判昭和47年12月26日 最高裁判所民事判例集26巻10号2083頁
- 147 最二判昭和56年4月24日 最高裁判所民事判例集5巻3号672号
- 148 最三判昭和62年10月30日 最高裁判所裁判集民事編152号93頁

- 149 最三判平成 27 年 3 月 10 日 最高裁判所刑事判例集 69 卷 2 号 434 頁
- 150 齊藤賢爾「ビットコインー人間不在のデジタル巨石貨幣」(WIDE Technical-Report in 2013)、3 頁。
- 151 齊藤賢爾「ビットコインというシステム」法とコンピュータ 33 号(法とコンピュータ学会、2015 年 7 月)、21-29 頁。
- 152 齊藤賢爾「スマートコントラクトによる土地売買を考える」土地総合研究 25 卷、3 号(土地総合研究所、2017 年)、18-24 頁。
- 153 齊藤賢爾「ブロックチェーンの課題を乗り越える」日経サイエンス 48 卷、5 号(日経サイエンス、2018 年 5 月)、72-77 頁。
- 154 齋藤創＝芝章浩「暗号通貨に対する諸外国およびわが国の規制の最新動向：規制導入は信頼性向上に資する側面も」金融財政事情 66 卷、23 号(金融財政事情研究会、2015 年 6 月)、26-32 頁。
- 155 酒井克彦「所得税の事例研究(第 37 回)金融所得一体化課税の位置付けと課題(上)」月刊税務事例 40 卷、12 号(財経詳報社、2008 年 12 月)、61-69 頁。
- 156 酒井克彦「所得税の事例研究(第 38 回)金融所得一体化課税の位置付けと課題(中)」月刊税務事例 41 卷、1 号(財経詳報社、2009 年 1 月)、65-73 頁。
- 157 酒井克彦「所得税の事例研究(第 39 回)金融所得一体化課税の位置付けと課題(下)」月刊税務事例 41 卷、2 号(財経詳報社、2009 年 2 月)、54-63 頁。
- 158 酒井克彦「仮想通貨と租税法上の問題」伊藤壽英編『法化社会のグローバル化と理論的実務的対応』(2017 年 11 月)
- 159 酒井克彦「法律家のための租税法解釈の落とし穴(第 4 回)所得税法にいう「生活」概念」ビジネス法務 18 卷、6 号(中央経済社、2018 年 6 月)、151-155 頁。
- 160 酒井克彦＝臼倉真純「事例から探る税務上の『事業』の判断 - 所得税法上の『事業』概念再考」税理 61 卷、6 号(2018 年、5 月)84 頁。
- 161 酒井克彦「仮想通貨と所得税(特集 徹底解説！仮想通貨の課税問題：税目別整理と展望)」「税理」61 卷、11 号(ぎょうせい、2018 年 9 月)
- 162 酒井克彦「仮想通貨取引に係る課税上の課題と改正提案」「税理」61 卷、11 号(ぎょうせい、2018 年 9 月)、47-54 頁。
- 163 榊正壽「時事解説 仮想通貨をめぐる会計上の諸課題(前編)会計上の論点検討」企業会計 68 卷、12 号(中央経済社、2016 年 12 月)、1658-1661 頁。
- 164 榊正壽「時事解説 仮想通貨をめぐる会計上の諸課題(後編)ビジネス環境・海外の会計処理事例など」企業会計 69 卷、1 号(中央経済社、2017 年 1 月)、92-96 頁。

- 165 櫻井澄夫「叢談 カードの世紀(第 111 回)『法定通貨』と『仮想通貨』の相克(上)『民』の挑戦と『公』の管理・抑制」月刊消費者信用 32 巻、5 号(金融財政事情研究会、2014 年 5 月)、50-57 頁。
- 166 櫻井澄夫「叢談 カードの世紀(第 112 回)『法定通貨』と『仮想通貨』の相克(下)ビットコインの最近の発展に絡めて」月刊消費者信用 32 巻、6 号(金融財政事情研究会、2014 年 6 月)、43-47 頁。
- 167 佐々木幸男「所得税の現状と課題－包括的所得税の変容と所得税の今後の課題－」税務大学校論叢 51 号(税務大学校、2006 年 6 月)、141-220 頁。
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/51/04/ronsou.pdf>)
- 168 札幌地判昭和 50 年 6 月 24 日訴訟月報 21 巻 9 号 1955 頁
- 169 佐藤謙一「事業所得か雑所得かの区分判断：プロ・セミプロの区分」税理 61 巻、1 号(ぎょうせい、2018 年 1 月)、36-45 頁。
- 170 佐藤英明「巻頭論文 金融所得一体化課税の実現に向けて」税務弘報 52 巻、11 号(中央経済社、2004 年 9 月)、6-11 頁。
- 171 実藤秀志「有価証券の売却～申告分離課税か源泉分離課税か」税理 40 巻、2 号(ぎょうせい、1997 年 2 月)、66-71 頁。
- 172 産経ニュース「仮想通貨規制の移行を検討 改正資金決済法から金商法へ利用者保護を強化」(2018 年 7 月 3 日付)
(<https://www.sankei.com/economy/news/180703/ecn1807030005-n1.html>)
- 173 資産税実務研究会「資産税実務の疑問と解答(1)譲渡所得の課税の平準化と分離課税との関係」月刊税務事例 32 巻、5 号(財經詳報社、2000 年 5 月)、47-49 頁。
- 174 篠原克武「金融取引に係る消費税の取扱いについて」税務大学校論叢第 86 号(税務大学校、2016 年 6 月)
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/86/04/01.pdf>)
- 175 週刊税務通信「法人保有の仮想通貨に係る時価評価の取扱いで続報－仮想通貨と短期売買商品の関係性を再確認」週刊税務通信 No.3497(税務研究会、2018 年 3 月)、5-6 頁。
- 176 週刊税務通信「仮想通貨 評価損は原則損金不算入」No.3505(税務研究会、2018 年 5 月)、6-7 頁。
- 177 自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」(2018 年 12 月 14 日)
- 178 鈴木智佳子ほか「時事解説 仮想通貨時代の資金調達手段! ICO(Initial Coin Offering)の特徴と活用検討時の留意点」企業会計 69 巻、12 号(中央経済社、2017 年 12 月)、1691-1700 頁。

- 179 鈴木由里＝落合孝文「活況を呈する一方投資家保護が急務となっている IC O：啓蒙促進とともに、当面は業界団体等による自主規制が望まれる」金融財政事情 68 巻、46 号(金融財政事情研究会、2017 年 12 月)、23-27 頁。
- 180 関本大樹「FX 取引に係る損益の確定時期について-FX 取引の FX スワップ取引内包性」税大ジャーナル 17 号(税務大学校、2011 年 10 月)、45-57 頁。
(<http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/17/pdf/02.pdf>)
- 181 末廣裕亮「時の問題 仮想通貨の法的性質」法学教室 449 号(有斐閣、2018 年 2 月)、52-57 頁。
- 182 末廣裕亮「仮想通貨:私法上の取扱いについて」ビジネス法務 16 巻、12 号(中央経済社、2016 年 12 月)、73-77 頁。
- 183 末廣裕亮「FinTech 深化に向けた制度のデザイン:新しい金融パラダイム実現のために(第 3 回)仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL 1090 号(商事法務、2017 年 1 月)、67-73 頁。
- 184 税界タイムス Vol64 (2018 年 9 月号)
- 185 税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(平成 16 年 6 月 15 日)、1-2 頁。
- 186 税制調査会「第 1 回納税環境整備に関する専門家会合」(2018 年 10 月 29 日)
(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/noukan/20181024/30noukan1kai.html>)
- 187 税理士ドットコム「仮想通貨含む収入『1 億円以上』は 331 人、国税庁『おおむね適正』2017 年確定申告」(2018 年 5 月 25 日付)
(https://www.zeiri4.com/c_1076/c_1081/n_474/)
- 188 第 169 回国会答弁書第 6 号「日本のタックス・ギャップに関する質問に対する答弁書」(平成 20 年 1 月 29 日)
(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/169/touh/t169006.htm>)
- 189 第 186 回国会答弁書第 28 号「ビットコインに関する質問に対する答弁書」(平成 26 年 3 月 7 日)
(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186028.htm>)
- 190 第 186 回国会第 39 号「ビットコインに関する再質問に対する答弁書」(平成 26 年 3 月 18 日)
(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186039.htm>)
- 191 第 189 回国会答弁書第 32 号「日本のタックス・ギャップの推計に関する質問に対する答弁書」(平成 27 年 2 月 27 日)

- (<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/189/touh/t189032.htm>)
- 192 第 196 回国会衆議院財務金融委員会第 7 号(平成 30 年 3 月 16 日)
(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/0095_1.htm)
- 193 第 196 回国会衆議院財務金融委員会第 8 号(平成 30 年 3 月 20 日)
(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009519620180320008.htm)
- 194 第 196 回国会参議院財政金融委員会第 6 号(平成 30 年 3 月 22 日)
(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0060/19603220060005a.html>)
- 195 第 196 回国会参議院財政金融委員会第 5 号(平成 30 年 3 月 23 日)
(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0060/19603230060006a.html>)
- 196 第 196 回国会衆議院財務金融委員会第 9 号(平成 30 年 3 月 23 日)
(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009519620180323009.htm)
- 197 第 196 回国会参議院財政金融委員会第 7 号(平成 30 年 3 月 28 日)
(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0060/19603280060007a.html>)
- 198 第 196 回国会衆議院財務金融委員会第 11 号(平成 30 年 4 月 3 日)
(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009519620180403011.htm)
- 199 第 196 回国会衆議院財務金融委員会第 14 号(平成 30 年 5 月 29 日)
(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009519620180529014.htm)
- 200 高橋大祐「FinTech・仮想通貨におけるマネロン・反社リスクの所在:諸外国の実例や規制動向を踏まえた考察」旬刊商事法務 2133 号(商事法務研究会、2017 年 5 月)、91-10 頁。
- 201 竹内啓＝小原雄太「外国為替証拠金(保証金)取引(FX 取引)について」International taxation 28 巻、1 号(税務研究会、2008 年 1 月)、65-67 頁。
- 202 武内齊史「仮想通貨(ビットコイン)の法的性格」NBL 1083 号(商事法務、2016 年 10 月)、10-17 頁。
- 203 武田昌輔『DHC コンメンタール法人税法』(第一法規出版、1979 年 4 月)
- 204 武田昌輔「税法における交換の特例に対する一考察」中川一郎先生古稀祝賀税法学論文集(日本税法学会本部、1989 年)、349-355 頁。

- 205 武田昌輔「特別論考 株式譲渡所得には総合課税は適さない—源泉分離課税も一つの選択肢」税務弘報 48 巻、10 号(中央経済社、2000 年 10 月)、6-12 頁。
- 206 田中貴一「仮想通貨交換業の周辺論点」Libra : The Tokyo Bar Association journal 17 巻、4 号(東京弁護士会、2017 年 4 月)、8-11 頁。
- 207 田中宏志「税務キャッチアップ・所得税関係・仮想通貨(ビットコイン)の税務」税理 61 巻、2 号(ぎょうせい、2018 年 2 月)、192 頁。
- 208 田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み(上)マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて」金融法務事情 62 巻、11 号(金融財政事情研究会、1995 年 6 月)、52-63 頁。
- 209 田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み(下)マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて」金融法務事情 62 巻、12 号(金融財政事情研究会、1996 年 6 月)、72-85 頁。
- 210 谷保明「クラウド・ファンディング黎明期と類似する ICO の現状：当事者は詐欺や失敗を極力排除する仕組みとルール作りを実践せよ」金融財政事情 69 巻、3 号(金融財政事情研究会、2018 年 1 月)、32-36 頁。
- 211 注解所得税法研究会『注解所得税法 [5 訂版]』(大蔵財務協会、2011 年 9 月)
- 212 土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル 23 号(税務大学校、2014 年 5 月)、69-90 頁。
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/23/pdf/04.pdf>)
- 213 テーミス「1 億円以上 331 人」は少な過ぎる 国税庁 仮想通貨『隠れ長者』の摘発急ぐ:東京と大阪の専門調査チームが仮想通貨利用者のデータを密かに集める」Themis 27 巻、7 号(テーミス、2018 年 7 月)、64-65 頁。
- 214 デロイトトーマツ「ブロックチェーン技術における国際競争力強化」(2016 年 4 月)
(http://activeictjapan.com/pdf/20160420/jimin_it-toku_document_20160420.pdf)
- 215 東京地判平成 10 年 6 月 23 日税務資料 232 号 698 頁。
- 216 東京地判平成 24 年 7 月 6 日 未公刊。
- 217 東京地判平成 27 年 8 月 5 日 事件番号平成 26 年(ワ)第 33320 号。
- 218 統計局「家計調査報告(家計収支編)—平成 29 年(2017 年)平均速報結果の概要—」(2018 年 2 月)
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/nen/index.html>)

- 219 得津晶「日本法における仮想通貨の法的諸問題：金銭・所有権・リヴァイアサン」法學:the journal of law and political science 81 卷、2 号(東北大学法学会、2017 年 6 月)、149-171 頁。
- 220 戸塚貴晴ほか「Initial Coin Offering について」FINANCIAL SERVICES & TRANSACTIONS GROUP NEWSLETTER(Anderson Mori & Tomotsume、2017 年 9 月)
- 221 中川尚「最近の事例から探る事業所得・雑所得の区分とその税務トラブル」税理 42 卷、8 号(1999 年 7 月)、152-156 頁。
- 222 中崎隆「仮想通貨とマネー・ロンダリング等の規制：欧州における仮想通貨規制導入決定も踏まえて」Law & technology 80 号(2018 年 7 月)、52-60 頁。
- 223 中野次雄ほか『判例とその読み方 [三訂版]』(有斐閣、2013 年 1 月)
- 224 中村賢次「国税庁 FAQ 等を参考に 仮想通貨をめぐる所得税・法人税のポイント」旬刊経理情報 1511 号(中央経済社、2018 年 5 月)、23-27 頁。
- 225 西片健郎「ブロックチェーン技術がもたらすデジタル通貨の未来」知的資産創造=Knowledge creation and integration 26 卷、3 号(野村総合研究所コーポレートコミュニケーション部、2018 年 3 月)、28-37 頁
- 226 西部忠「学者が斬る 視点争点 仮想通貨が良貨になる条件」エコノミスト 96 卷、14 号(毎日新聞出版、2018 年 4 月)、48-49 頁。
- 227 西部忠「学者が斬る 視点争点 仮想通貨を良貨として育てるには」エコノミスト 96 卷、8 号(毎日新聞出版、2018 年 2 月)、54-55 頁。
- 228 日本経済新聞朝刊「仮想通貨『億り人』331 人、17 年確定申告、収入 1 億円以上「もっと多いはず」の声。」(2018 年 5 月 26 日付)、2 頁。
- 229 日本経済新聞電子版「GMO、給料にビットコイン購入枠 最大 10 万円」(2017 年 12 月 11 日付)
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO24488460R11C17A2TJ2000/>)
- 230 日本税理士会連合会・税制審議会「所得税制における所得区分と課税方式のあり方について－平成 16 年度諮問に対する答申－」(日本税理士会連合会・税制審議会、2004 年 12 月)
- 231 根本浩之「仮想通貨の譲渡の非課税化、到着時免税店制度及び輸出酒類販売場制度の創設について」International taxation 37 卷、7 号(税務研究会、2017 年 7 月)、71-81 頁。
- 232 野口剛「仮想通貨に関する考察」税経新報 652 号(税経新人会全国協議会、2017 年 2 月)、43-46 頁。
- 233 野田秀三「税務論文 金融所得一体化課税における資産減失損の取扱い」税理 47 卷、12 号(ぎょうせい、2004 年 9 月)、9-13 頁。

- 234 野村豊弘「暗号通貨の法的問題」法とコンピュータ 33号(法とコンピュータ学会、2015年7月)、31-37頁。
- 235 延平昌弥「仮想通貨の税務における取扱い」税経通信 73巻、14号(税務経理協会、2018年11月)、131頁。
- 236 ハードフォークによって紛失した仮想通貨を取り戻す弁護団
(<https://cryptocurrency-law.net/>)
- 237 樋浩一「統計ウォッチング:経済統計 仮想通貨と統計」統計 69巻、4号(「統計」編集委員会、2018年4月)、46-49頁。
- 238 鳩貝淳一郎「仮想通貨からスマートコントラクトまで社会を変える理念—ブロックチェーン:ビットコインを動かす技術の未来」Harvard business review 42巻、8号(ダイヤモンド社、2017年8月)、38-55頁。
- 239 林幸一「譲渡所得と期間税:損益通算否認判決を題材に[最高裁平成23.9.30]」ZEIKEN 33巻、5号(日本税務研究センター、2018年1月)、28-32頁。
- 240 林康史 編『貨幣と通貨の法文化』(国際書院、2016年9月)
- 241 日景智「事業所得か雑所得かの区分判断:ネット取引等による所得」税理 61巻、1号(ぎょうせい、2018年1月)、46-56頁。
- 242 福岡高判平成11年4月27日 訴訟月報 46巻12号 4319頁。
- 243 福田政之「ビットコインなど仮想通貨のアメリカ合衆国における法規制の動向と日本法への示唆」NBL 1027号(商事法務、2014年6月)、53-59頁。
- 244 布施麻記子「株式の源泉分離課税の廃止等金融税制」税理 42巻、6号(ぎょうせい、1999年6月)、87-90頁。
- 245 渕圭吾『所得課税の国際的側面』(有斐閣、2016年8月)
- 246 ブロックチェーンに関する法と技術研究会「続・ブロックチェーンの可能性と課題—法と技術の対話—」金融法務事情 66巻、2号(金融財政事情研究会、2018年1月)、26-36頁。
- 247 本庄資『(仮訳)電子経済の課税上の課題への対応 行動1—2015年最終報告書』(経済協力開発機構 租税政策・税務行政センター、2017年8月)
- 248 本庄資『国際課税ルールの新しい理論と実務—ポスト BEPS の重要課題』(中央経済社、2017年12月)
- 249 本庄資ほか『国際租税法概論 [第3版]』(大蔵財務協会、2017年7月)
- 250 本庄資「New TAX TIDBIT オフショア世界のはなし(68)オフショアにおける仮想通貨の影響」国際税務 38巻、4号(税務研究会、2018年4月)、97-102頁。

- 251 本庄資「New TAX TIDBIT オフショア世界のはなし(69)仮想通貨はスーパータックスヘイブンか? 仮想通貨のユーザーの追跡に乗り出した米英欧に比して、我が国の規制・法執行体制に穴はないか?」国際税務 38 巻、5 号(税務研究会、2018 年 5 月)、122-128 頁。
- 252 本田昭仁「所得税法における一時所得の意義:一時的所得への課税の変遷と包括的所得概念との関係を基にして」九州経済学会年報 55 巻、(九州経済学会、2017 年 12 月)、127-132 頁。
- 253 松田昭久「譲渡所得・雑所得」税理 57 巻、14 号(ぎょうせい、2014 年 11 月)、62-81 頁。
- 254 松岡章夫「仮想通貨と相続税・贈与税」税理 61 巻、11 号(ぎょうせい、2018 年 9 月)、44-46 頁。
- 255 松嶋隆弘「仮想通貨に関する法的諸問題:近時の裁判例を素材として」税理 60 巻、14 号(ぎょうせい、2017 年 11 月)、2-9 頁。
- 256 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情 66 巻、15 号(金融財政事情研究会、2018 年 8 月)、14-23 頁。
- 257 安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱いー現状と課題ー」税務大学校論叢 88 号(税務大学校、2017 年 6 月)
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/88/05/05.pdf>)
- 258 山下学＝酒井淳「税務論文 仮想通貨と税務を巡る諸問題の考察(上)」月刊税務事例 49 巻、8 号(財経詳報社、2017 年 8 月)、12-20 頁。
- 259 山下学＝酒井淳「税務論文 仮想通貨と税務を巡る諸問題の考察(下)」月刊税務事例 49 巻、9 号(財経詳報社、2017 年 9 月)、7-16 頁。
- 260 吉田俊一「利子・配当所得の分離課税とその問題点」税経セミナー20 巻、2 号(税務経理協会、1975 年 2 月)、8-12 頁。
- 261 読売新聞朝刊「仮想通貨 健全化を議論 自民有志あす議連設立」(2018 年 7 月 16 日付)、4 頁。
- 262 我妻栄『新訂民法総則<民法講義 I>』(岩波書店、1965 年)